

引用・参考文献

- Arimoto, A. & Tadaka, E. (2019). Reliability and validity of Japanese versions of the UCLA loneliness scale version 3 for use among mothers with infants and toddlers: a cross-sectional study. *BMC Women's Health*, 19, 105. <https://doi.org/10.1186/s12905-019-0792-4>
- Asukai, N., Kato, H., Kawamura, N., Kim, Y., Yamamoto, K., Kishimoto, J., Miyake, Y., & Nishizono-Maher, A. (2002). Reliability and validity of the Japanese-language version of the Impact of Event Scale-Revised (IES-R-J) : four studies on different traumatic events. *The Journal of Nervous and Mental Disease* 190 (3), 175-182. <https://doi.org/10.1097/00005053-200203000-00006>
- Centers for Disease Control and Prevention. Violence Prevention: About the CDC-Kaiser ACE Study. Retrieved September 29, 2023, from <https://www.cdc.gov/violenceprevention/aces/about.html>
- 堂本 暁子 (2021). 声なき女性たちの訴え女子刑務所からみる日本社会 株式会社小学館集英社プロダクション
- Felitti, V.J., Robert, F.A., Nordenberg, D., Williamson, D.F., Spitz, A.M., Edwards, V., Koss, M.P., & Marks, J.S. (1998). Relationship of childhood abuse and household dysfunction to many of the leading causes of death in adults: The adverse childhood experiences (ACE) study. *American Journal of Preventive Medicine*, 14 (4), 245-258. [https://doi.org/10.1016/s0749-3797\(98\)00017-8](https://doi.org/10.1016/s0749-3797(98)00017-8)
- 福田 順子 (2020). 女性の更生保護施設静修会荒川寮における取組～生きづらさを抱えた女性たちへの支援～ 罪と罰, 57 (2), 45-56.
- 古屋 和彦・佐々木 茜・水藤 昌彦・脇中 洋・相馬 大祐 (2020). 矯正施設を退所した女性の知的障害者等の地域生活の支援に関する調査研究 国立のぞみの園紀要, 13, 78-91.
- 後藤 弘子 (2016). 犯罪とジェンダー——女性犯罪者の立ち直りの困難 こころの科学, 187, 2-8.
- 後藤 弘子・阿部 哲夫・岩井 宜子・小西 聖子・名執 雅子・宮園 久栄・渡邊 和美 (2023). 【座談会】21世紀の「女性と犯罪」を考える 女性犯罪研究の新たな展開—岩井宜子先生傘寿・安部哲夫先生古稀記念論文集— 商学社

- 平野 真理 (2010). レジリエンスの資質的要因・獲得的要因の分類の試み——二次元レジリエンス要因尺度 (BRS) の作成 パーソナリティ研究, 19 (2), 94-106. <https://doi.org/10.2132/personality.19.94>
- 法務総合研究所 (1992). 平成4年版 犯罪白書——女子と犯罪—— 国立印刷局
- 法務総合研究所 (2013). 平成25年版 犯罪白書——女子の犯罪・非行-グローバル化と刑事政策—— 日経印刷
- 法務総合研究所 (2018). 平成30年版 犯罪白書——進む高齢化と犯罪—— 日経印刷
- 法務総合研究所 (2020). 令和2年版 犯罪白書——薬物犯罪—— 昭和情報プロセス
- 法務総合研究所 (2023). 令和4年版 犯罪白書——新型コロナウイルス感染症と刑事政策・犯罪者・非行少年の生活意識と価値観—— 日経印刷
- 法務総合研究所 (2024). 令和5年版 犯罪白書——非行少年と生育環境—— 日経印刷
- 法務総合研究所 (2012). 女性と犯罪 (動向) 研究部報告48
- 法務総合研究所 (2017). 窃盗事犯者に関する研究 研究部報告57
- 法務総合研究所 (2018). 青少年の立ち直り (デシタンス) に関する研究 研究部報告58
- 法務総合研究所 (2020). 薬物事犯者に関する研究 研究部報告62
- 法務総合研究所 (2023). 非行少年と生育環境に関する研究 研究部報告65
- 法務省 (2004). 第105 矯正統計年報 I 平成15年
- 法務省 (2022). 令和3年 検察統計年報 Retrieved September,5,2023, from <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250003&tstat=000001012929&cycle=7&year=20210&month=0>
- 法務省 (2023). 令和4年 検察統計年報 Retrieved September,4,2023, from <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250003&tstat=000001012929&cycle=7&year=20220&month=0>
- 法務省 (2023). 令和4年 矯正統計年報 Retrieved July 31,2023, from <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250005&tstat=000001012930&cycle=7&year=20220&month=0>
- 法務省 (2024). 令和5年版 再犯防止推進白書 日経印刷
- 猪熊 律子 (2023). 塀の中のおばあさん 角川新書
- 板橋 登子・小林 桜児・黒澤 文貴・福生 泰久・吉松 尚彦・西村 康平・岩井 一正 (2020). 小児期逆境体験が物質使用障害の重症度に及ぼす影響——不信感, 被拒絶感, ストレス対処力の低下を

- 媒介としたモデル検討——精神神経学雑誌, 122 (5), 357-369.
- 鎌原 雅彦・樋口 一辰・清水 直治 (1982). Locus of Control尺度の作成と, 信頼性, 妥当性の検討 教育心理学研究, 30 (4), 302-307.
- 警察庁 (2004). 平成15年の犯罪 Retrieved December 25,2023, from https://www.npa.go.jp/archive/toukei/keiki/h15/H15_ALL.pdf
- 警察庁 (2022). 令和3年の犯罪 Retrieved December 25,2023, from https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/R03/pdf/R03_ALL.pdf
- 警察庁 (2023). 令和4年の犯罪 Retrieved July 31,2023, from https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/R04/pdf/R04_ALL.pdf
- 警察庁生活安全局人身安全課・少年課 (2023). 令和4年中における少年の補導及び保護の概況 Retrieved December 25,2023, from <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/pdf-r4-syonengaikyo.pdf>
- 喜多村 真紀・大宮 宗一郎・道重 さゆり・森田 展彰 (2022). 更生保護施設における女性の薬物関連問題に対する回復支援の「安全」の関連について 日本アルコール薬物医学雑誌, 57 (6), 250-263.
- 国立病院機構久里浜医療センター (2020). AUDIT-C Retrieved March 25,2023, from <https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/screening/audit-c.html>
- 厚生労働省 (2023). 第六次薬物乱用防止五か年戦略 Retrieved January 9,2024, from <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000339984.pdf>
- 東京都 (2017). 高齢者による万引きに関する報告書——高齢者の万引きの実態と要因を探る—— Retrieved July 17,2023, from https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/03/23/documents/20_01.pdf
- 舛田 ゆづり・田高 悦子・臺 有桂 (2012). 高齢者における日本語版UCLA孤独感尺度 (第3版) の開発とその信頼性・妥当性の検討 日本地域看護学会誌, 15 (1), 25-32. https://doi.org/10.20746/jachn.15.1_25
- 松本 俊彦 (2011). アディクションとしての自傷 星和書店
- 永井 智 (2013). 援助要請スタイル尺度の作成——縦断調査による実際の援助要請行動との関連から—— 教育心理学研究, 61, 44-55. <https://doi.org/10.5926/jjep.61.44>
- 内閣府 (2019). 男女共同参画社会に関する世論調査 (令和元年9月調査) Retrieved March 27,2023, from <https://survey.gov-online.go.jp/r01/r01-danjo/>

- 内閣府 (2020). 令和元年度子供の貧困実態調査に関する研究報告書 Retrieved December 3,2023, from <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12927443/www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r01/pdf-index.html>
- 内閣府 (2021). 男女間における暴力に関する調査 (令和2年度調査) Retrieved March 27,2023, from https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r02_boryoku_cyousa.html
- 内閣府 (2023). 国民生活に関する世論調査 (令和4年10月調査) Retrieved March 27,2023, from <https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-life/>
- 内閣官房 (2023). 人々のつながりに関する基礎調査 (令和4年調査) Retrieved October 1,2023, from https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_taisaku/zittai_tyosa/r4_zenkoku_tyosa/index.html
- 日本摂食障害学会 (2016). AEDレポート2016 第3版<日本語版> 摂食障害医学的ケアのためのガイド Retrieved December 21,2022, from http://www.jsed.org/wp-content/uploads/2019/03/AEDGuide_JP.pdf
- 小川 千晶・福田 順子・南 真紀・大原 美知子・杉原 紗千子 (2020). 女性の更生保護施設における更生・回復支援プログラムに関する一考察 更生保護学研究17号
- 大嶋 栄子 (2019). 生き延びるためのアディクション 金剛出版
- 大塚 公代・星野 理紗 (2023). 場の共有を求めて——個別のニーズに応じた支援の必要な在院者の処遇—— 矯正教育研究68, 12-18.
- 小塩 真司・阿部 晋吾・カトローニ ピノ (2012). 日本語版Ten Item Personality Inventory (TIPI-J) 作成の試み パーソナリティ研究, 21 (1), 40-52. <https://doi.org/10.2132/personality.21.40>
- Russell, D. (1996). UCLA Loneliness Scale (Version 3) : reliability, validity, and factor structure. *Journal of Personality Assessment*, 66, 20-40. https://doi.org/10.1207/s15327752jpa6601_2
- 神藤 彩子・門本 泉・渡邊 則子・田畑 賢太 (2018). 再犯リスク要因に基づいた女子受刑者の類型化の試み 犯罪心理学研究, 56 (1), 13-28. https://doi.org/10.20754/jjcp.56.1_13
- 田口 寿子 (2023). わが国における新生児殺・嬰兒殺・「親子心中」について 女性犯罪研究の新たな展開—岩井宜子先生傘寿・安部哲夫先生古稀記念論文集— 商学社
- 田代 晶子 (2013). 第153回国際高官セミナー「女性犯罪者の処遇」の概要～アジ研国際研修レポート③～ 罪と罰, 50 (3), 91-117.

牛島 織恵・坂井 智美 (2023). 女子少年院在院者を対象とした「性に関するプログラム」の改訂について 刑政, 134 (4), 94-101.

Wilson, J.P., Keane T.M. (Eds). (2004). Assessing psychological trauma and PTSD (Second Edition). The Guilford Press, New York, pp168-189.

山内 さやか (2013). 矯正に関する国際準則をめぐる最近の動向 刑政, 124 (5), 82-93.

矢野 恵美 (2017). 日本の女性刑務所が抱える問題について考える 慶應法学, 37, 111-130.

「女性犯罪者に関する総合的研究」単純集計表

Q1 あなたの今の年齢はどれくらいですか。数字で教えてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	460 (100.0)	442 (100.0)	49 (100.0)
16歳未満	2 (4.1)
16～17歳	-	-	18 (36.7)
18～19歳	-	-	18 (36.7)
20～29歳	52 (11.3)	105 (23.8)	11 (22.4)
30～39歳	78 (17.0)	93 (21.0)	...
40～49歳	112 (24.3)	97 (21.9)	...
50～64歳	126 (27.4)	100 (22.6)	...
65歳以上	92 (20.0)	47 (10.6)	...

Q2 あなたが自分にあてはまると思う性別の番号に、一つだけ○をつけてください。

区分	女性(戸籍上)受刑者	男性(戸籍上)受刑者	女子(戸籍上)少年院在院者
総数	471 (100.0)	447 (100.0)	53 (100.0)
男	3 (0.6)	447 (100.0)	1 (1.9)
女	461 (97.9)	-	49 (92.5)
自由記述	3 (0.6)	-	2 (3.8)
答えない	4 (0.8)	-	1 (1.9)

Q3 今回受刑することになった事件について、おたずねします。

Q3(1) 今回受刑することになった事件の中で、以下の事件にあてはまるものがありましたか。それぞれについて「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。

Q3(1)a 窃盗

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	435 (100.0)	432 (100.0)	46 (100.0)
はい	251 (57.7)	187 (43.3)	24 (52.2)
いいえ	184 (42.3)	245 (56.7)	22 (47.8)

Q3(1)a 窃盗について、「はい」を選択した場合あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	246 (100.0)	183 (100.0)	22 (100.0)
万引き	203 (82.5)	66 (36.1)	11 (50.0)
万引き以外の非侵入窃盗(例:車上ねらい・部品ねらい、置き引き、不正に入手したキャッシュカードや通帳で現金を引き出す等)	37 (15.0)	68 (37.2)	9 (40.9)
侵入窃盗(住宅、事務所や店舗などに入って盗むもの)	13 (5.3)	51 (27.9)	2 (9.1)
乗り物盗(自転車・自動車・オートバイ盗)	6 (2.4)	18 (9.8)	4 (18.2)

Q3(1)b 薬物犯罪(覚醒剤や大麻、その他の違法薬物や危険ドラッグ等)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	355 (100.0)	367 (100.0)	36 (100.0)
はい	155 (43.7)	126 (34.3)	15 (41.7)
いいえ	200 (56.3)	241 (65.7)	21 (58.3)

Q3(1)b 薬物犯罪について、「はい」を選択した場合あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	154 (100.0)	125 (100.0)	15 (100.0)
自己使用(自己使用目的の所持を含む)	146 (94.8)	117 (93.6)	13 (86.7)
その他(自己使用以外の、営利目的所持(譲渡)等)	16 (10.4)	18 (14.4)	5 (33.3)

Q3(2) 今回受刑することになった事件をした動機や理由は何か。思い出せる範囲で、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	452 (100.0)	436 (100.0)	47 (100.0)
生活費に困っていたから	130 (28.8)	137 (31.4)	8 (17.0)
遊ぶお金がほしかったから	33 (7.3)	58 (13.3)	10 (21.3)
お金(上記1、2を除く)がほしかったから	61 (13.5)	54 (12.4)	8 (17.0)
共犯者(配偶者・交際相手)に誘われたから	29 (6.4)	4 (0.9)	9 (19.1)
共犯者(友人・知人)に誘われたから	35 (7.7)	35 (8.0)	16 (34.0)
共犯者(面識なし)に誘われたから	14 (3.1)	14 (3.2)	3 (6.4)
所属組織の方針だから	2 (0.4)	1 (0.2)	1 (2.1)
人間関係のトラブル(親子、兄弟姉妹)	26 (5.8)	18 (4.1)	14 (29.8)
人間関係のトラブル(配偶者(内縁関係や事実婚を含む)、交際相手)	39 (8.6)	27 (6.2)	9 (19.1)
人間関係のトラブル(友人・知人)	43 (9.5)	44 (10.1)	12 (25.5)
健康上の理由(依存症(アルコール・薬物・ギャンブル等))	65 (14.4)	63 (14.4)	12 (25.5)
健康上の理由(摂食障害)	17 (3.8)	5 (1.1)	5 (10.6)
健康上の理由(上記11、12を除く)	36 (8.0)	15 (3.4)	3 (6.4)
飲酒や薬物使用の影響	47 (10.4)	62 (14.2)	13 (27.7)
遊び感覚	27 (6.0)	41 (9.4)	22 (46.8)
軽く考えていたから	162 (35.8)	171 (39.2)	31 (66.0)
仕事として収入を得るため	14 (3.1)	41 (9.4)	6 (12.8)
ストレス発散するため	93 (20.6)	84 (19.3)	21 (44.7)
寂しさを紛らわせるため	87 (19.2)	53 (12.2)	17 (36.2)
自暴自棄(投げやり)になってわからない	114 (25.2)	92 (21.1)	15 (31.9)
わからない	62 (13.7)	25 (5.7)	3 (6.4)
その他	68 (15.0)	75 (17.2)	3 (6.4)

Q3(3) 今回、受刑することになった事件に共犯者はいましたか。(複数の事件があった場合は、共犯者がいる事件が一つでもあれば、「はい」に○をつけてください。)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	433 (100.0)	429 (100.0)	49 (100.0)
はい	106 (24.5)	100 (23.3)	29 (59.2)
いいえ	327 (75.5)	329 (76.7)	20 (40.8)

Q3 (Q3)について、「はい」を選択した場合)事件当時の共犯者との関係(自分から見た共犯者の立場)について、下の枠内のうち、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者		男性受刑者		女子少年院在院者	
総数	106	(100.0)	100	(100.0)	29	(100.0)
配偶者(内縁関係や事実婚を含む)	29	(6.4)	1	(0.2)	-	-
交際相手	19	(4.2)	5	(1.1)	8	(17.0)
親	2	(0.4)	1	(0.2)	-	-
子(内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む)	3	(0.7)	-	-	-	-
兄弟姉妹	1	(0.2)	3	(0.7)	-	-
親戚(配偶者、子、兄弟姉妹を除く)	-	-	-	-	-	-
友人(同性)	7	(1.5)	41	(9.4)	14	(29.8)
友人(異性)	22	(4.9)	6	(1.4)	12	(25.5)
知人(同性)	10	(2.2)	26	(6.0)	3	(6.4)
知人(異性)	11	(2.4)	4	(0.9)	4	(8.5)
面識なし	23	(5.1)	47	(10.8)	4	(8.5)
その他	7	(1.5)	13	(3.0)	2	(4.3)

Q4 今回の受刑より前の、非行・犯罪歴についておたずねします。

Q4 (1) あなたはこれまでに、つぎの処分を受けたことがありますか。(ア)～(キ)のそれぞれについて「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。

(ア)実刑

区分	女性受刑者		男性受刑者		女子少年院在院者	
総数	434	(100.0)	440	(100.0)
はい	230	(53.0)	201	(45.7)
いいえ	204	(47.0)	239	(54.3)

(イ)実刑(一部執行猶予あり)

区分	女性受刑者		男性受刑者		女子少年院在院者	
総数	427	(100.0)	435	(100.0)
はい	77	(18.0)	59	(13.6)
いいえ	350	(82.0)	376	(86.4)

(ウ)保護観察付全部執行猶予

区分	女性受刑者		男性受刑者		女子少年院在院者	
総数	435	(100.0)	420	(100.0)
はい	68	(15.6)	75	(17.9)
いいえ	367	(84.4)	345	(82.1)

(エ)執行猶予(保護観察なし)

区分	女性受刑者		男性受刑者		女子少年院在院者	
総数	430	(100.0)	423	(100.0)
はい	225	(52.3)	231	(54.6)
いいえ	205	(47.7)	192	(45.4)

(オ)少年院送致

区分	女性受刑者		男性受刑者		女子少年院在院者	
総数	422	(100.0)	429	(100.0)	48	(100.0)
はい	22	(5.2)	68	(15.9)	4	(8.3)
いいえ	400	(94.8)	361	(84.1)	44	(91.7)

(カ)保護観察処分(少年時のもの。少年院仮退院時のものを除く。)

区分	女性受刑者		男性受刑者		女子少年院在院者	
総数	421	(100.0)	434	(100.0)	48	(100.0)
はい	37	(8.8)	95	(21.9)	19	(39.6)
いいえ	384	(91.2)	339	(78.1)	29	(60.4)

(キ)児童自立支援施設・児童養護施設送致

区分	女性受刑者		男性受刑者		女子少年院在院者	
総数	425	(100.0)	434	(100.0)	48	(100.0)
はい	11	(2.6)	27	(6.2)	11	(22.9)
いいえ	414	(97.4)	407	(93.8)	37	(77.1)

Q4 (2) (Q4 (1)で一つでも「はい」を選択した場合) Q4 (1)の処分の中で、一番最初に受けた処分時の年齢はおいくつですか。数字で答えてください。

区分	女性受刑者		男性受刑者		女子少年院在院者	
総数	349	(100.0)	349	(100.0)	27	(100.0)
16歳未満	13	(3.7)	54	(15.5)	13	(48.1)
16～17歳	22	(6.3)	40	(11.5)	10	(37.0)
18～19歳	10	(2.9)	34	(9.7)	4	(14.8)
20～29歳	91	(26.1)	106	(30.4)
30～39歳	74	(21.2)	53	(15.2)
40～49歳	62	(17.8)	34	(9.7)
50～64歳	50	(14.3)	22	(6.3)
65歳以上	27	(7.7)	6	(1.7)

Q5 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の健康状態についておたずねします。

Q5 (1) 治療や投薬を受けていた慢性疾患*(糖尿病、高血圧、ガンなどの身体の病気)がありましたか。「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。※慢性疾患とは、病気の経過が半年ないし1年以上にわたる疾患のことです。

区分	女性受刑者		男性受刑者		女子少年院在院者	
総数	444	(100.0)	433	(100.0)	44	(100.0)
はい	169	(38.1)	122	(28.2)	3	(6.8)
いいえ	275	(61.9)	311	(71.8)	41	(93.2)

Q5 (2) 治療や投薬を受けていた精神疾患*がありましたか。「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。

※精神疾患とは、気分落ち込みや幻覚・妄想など、心身に様々な影響が出る疾患のことです。

区分	女性受刑者		男性受刑者		女子少年院在院者	
総数	437	(100.0)	434	(100.0)	46	(100.0)
はい	234	(53.5)	98	(22.6)	18	(39.1)
いいえ	203	(46.5)	336	(77.4)	28	(60.9)

(Q5 (2) について、「はい」を選択した場合) 病名について、下の枠内のうち、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	232 (100.0)	98 (100.0)	18 (100.0)
発達障害	35 (15.1)	15 (15.3)	2 (11.1)
統合失調症	38 (16.4)	21 (21.4)	2 (11.1)
うつ病または双極性障害(躁うつ病)	155 (66.8)	46 (46.9)	12 (66.7)
不安障害(パニック障害など)	97 (41.8)	15 (15.3)	6 (33.3)
強迫性障害	16 (6.9)	7 (7.1)	2 (11.1)
PTSD	25 (10.8)	6 (6.1)	3 (16.7)
摂食障害	37 (15.9)	2 (2.0)	6 (33.3)
依存症(薬物・アルコール・ギャンブルなど)	63 (27.2)	33 (33.7)	7 (38.9)
認知症	6 (2.6)	4 (4.1)	-
パーソナリティ障害	21 (9.1)	1 (1.0)	2 (11.1)
その他	49 (21.1)	18 (18.4)	3 (16.7)
病名はわからない	13 (5.6)	10 (10.2)	1 (5.6)

Q5 (3) 慢性疾患や精神疾患の症状の自覚があっても、治療や投薬を受けていない症状がありましたか。「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	427 (100.0)	418 (100.0)	44 (100.0)
はい	103 (24.1)	66 (15.8)	18 (40.9)
いいえ	324 (75.9)	352 (84.2)	26 (59.1)

Q6 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の家庭や子供のことについておたずねします(1年間の間に状況が変わった人は、身柄を拘束された時期により近い時期のことを答えてください。)

Q6 (1) 誰とひとりに暮らしていましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	440 (100.0)	433 (100.0)	44 (100.0)
いない(一人暮らし)	118 (26.8)	171 (39.5)	3 (6.8)
父	38 (8.6)	63 (14.5)	16 (36.4)
母	70 (15.9)	86 (19.9)	26 (59.1)
兄弟姉妹	23 (5.2)	45 (10.4)	24 (54.5)
親戚(父、母、兄弟姉妹を除く)	5 (1.1)	8 (1.8)	2 (4.5)
配偶者(内縁関係や事実婚を含む)や交際相手	172 (39.1)	124 (28.6)	8 (18.2)
親の交際相手	3 (0.7)	1 (0.2)	3 (6.8)
子(内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子も含む)	128 (29.1)	88 (20.3)	2 (4.5)
友人・ルームメイト	11 (2.5)	12 (2.8)	9 (20.5)
その他	27 (6.1)	26 (6.0)	8 (18.2)

Q6 (2) (Q6 (1) について、「子」を選択した場合)一緒に暮らしていた子の人数について年齢層別に人数を答えてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	126 (100.0)	86 (100.0)	2 (100.0)
0~6歳_1人	19 (15.1)	26 (30.2)	2 (100.0)
0~6歳_2人	7 (5.6)	14 (16.3)	-
0~6歳_3人	3 (2.4)	3 (3.5)	-
7~17歳_1人	30 (23.8)	22 (25.6)	-
7~17歳_2人	21 (16.7)	18 (20.9)	-
7~17歳_3人	2 (1.6)	5 (5.8)	-
7~17歳_4人	-	2 (2.3)	-
18歳以上_1人	57 (45.2)	18 (20.9)	-
18歳以上_2人	9 (7.1)	6 (7.0)	-
18歳以上_3人	5 (4.0)	-	-
18歳以上_4人	1 (0.8)	3 (3.5)	-
18歳以上_5人	-	1 (1.2)	-

Q6 (3) 一緒に暮らしていたかどうかにかかわらず、あなたに親権*があった18歳未満の子はいましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

***親権とは、子の利益のために、監護・教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限・義務のことです。あなたが結婚中で、配偶者との間に生まれた子であれば、あなたにも親権があります。離婚した場合の子の親権は、夫婦のどちらかに決められます。**

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	391 (100.0)	414 (100.0)	46 (100.0)
いた	116 (29.7)	65 (15.7)	2 (4.3)
いなかった	270 (69.1)	340 (82.1)	39 (84.8)
親権があるかどうかわからない	5 (1.3)	9 (2.2)	5 (10.9)

(Q6 (3) について、「いた」を選択した場合)a 親権があった子について、年齢層別に人数を答えてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	113 (100.0)	63 (100.0)	2 (100.0)
0~6歳_1人	21 (18.6)	22 (34.9)	2 (100.0)
0~6歳_2人	8 (7.1)	10 (15.9)	-
0~6歳_3人	5 (4.4)	4 (6.3)	-
7~17歳_1人	53 (46.9)	18 (28.6)	-
7~17歳_2人	18 (15.9)	16 (25.4)	-
7~17歳_3人	7 (6.2)	5 (7.9)	-
7~17歳_4人	1 (0.9)	1 (1.6)	-

(Q6 (3) について、「いた」を選択した場合)b そのうち施設や親族等に預けていて同居していなかった子がいた場合は、その人数を答えてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	113 (100.0)	63 (100.0)	-
0~6歳_1人	8 (7.1)	4 (6.3)	-
0~6歳_2人	5 (4.4)	2 (3.2)	-
0~6歳_3人	-	1 (1.6)	-
7~17歳_1人	22 (19.5)	6 (9.5)	-
7~17歳_2人	7 (6.2)	-	-
7~17歳_3人	1 (0.9)	1 (1.6)	-
7~17歳_4人	1 (0.9)	-	-

Q7 今回、逮捕などで身柄が拘束される直前の1年間の経済状況・就労についておたずねします。

Q7(1) 生活費は、どのように得ていましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	450 (100.0)	443 (100.0)	49 (100.0)
自分が働いて得た収入	230 (51.1)	326 (73.6)	39 (79.6)
家族や親族(離婚した配偶者を除く)の収入や仕送り	138 (30.7)	55 (12.4)	23 (46.9)
家族や親族以外の収入や仕送り	34 (7.6)	11 (2.5)	7 (14.3)
公的年金	78 (17.3)	34 (7.7)	-
生活保護	127 (28.2)	85 (19.2)	4 (8.2)
預貯金	83 (18.4)	56 (12.6)	6 (12.2)
分からない	2 (0.4)	10 (2.3)	4 (8.2)
その他	35 (7.8)	37 (8.4)	8 (16.3)

Q7(2) あなたの家の経済的な暮らし向きについて、総合的にみてどのように感じていましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	445 (100.0)	436 (100.0)	48 (100.0)
大変苦しい	87 (19.6)	98 (22.5)	2 (4.2)
やや苦しい	123 (27.6)	123 (28.2)	16 (33.3)
普通	181 (40.7)	163 (37.4)	22 (45.8)
ややゆとりがある	38 (8.5)	41 (9.4)	4 (8.3)
大変ゆとりがある	16 (3.6)	11 (2.5)	4 (8.3)

Q7(3) 自分の収入だけで生活できるという感覚はどの程度ありましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	438 (100.0)	441 (100.0)	...
かなりあった	44 (10.0)	96 (21.8)	...
ややあった	141 (32.2)	149 (33.8)	...
あまりなかった	145 (33.1)	130 (29.5)	...
全くなかった	108 (24.7)	66 (15.0)	...

Q7(4) あなたの仕事は、次のうちどれでしたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください(複数ある場合は、主なものを選択してください。)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	392 (100.0)	403 (100.0)	35 (100.0)
フルタイム(正社員・正職員)の仕事	43 (11.0)	124 (30.8)	3 (8.6)
パートタイム(アルバイトを含む)	85 (21.7)	32 (7.9)	8 (22.9)
派遣社員・契約社員などの仕事	26 (6.6)	32 (7.9)	-
自営業(手伝いを含む)	42 (10.7)	92 (22.8)	-
日雇い	8 (2.0)	18 (4.5)	2 (5.7)
専業主婦・主夫	28 (7.1)	-	1 (2.9)
学生・生徒	-	3 (0.7)	8 (22.9)
失業中(仕事に就いておらず、仕事を探している)	18 (4.6)	24 (6.0)	2 (5.7)
無職(専業主婦・主夫及び学生・生徒を除く)	128 (32.7)	61 (15.1)	6 (17.1)
その他	14 (3.6)	17 (4.2)	5 (14.3)

Q7(5) Q7(4)で「8.失業中」及び「9.無職」に○をした方にうかがいます。働いていなかった理由はどのようなことですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	139 (100.0)	82 (100.0)	7 (100.0)
特にやりたいことがなかったから	11 (7.9)	16 (19.5)	6 (85.7)
どこにも採用されなかったから	12 (8.6)	12 (14.6)	1 (14.3)
希望する業種・職種での採用がなかったから	8 (5.8)	16 (19.5)	1 (14.3)
健康上の理由から	80 (57.6)	28 (34.1)	1 (14.3)
子育てや介護等の家庭の事情から	14 (10.1)	4 (4.9)	-
人間関係がうまくいかなかったから	12 (8.6)	16 (19.5)	3 (42.9)
ほかにやりたいことがあったから	3 (2.2)	4 (4.9)	2 (28.6)
経済的に急いで就職する必要がなかったから	7 (5.0)	6 (7.3)	1 (14.3)
そのうち結婚すると思っただから	2 (1.4)	-	-
働くのが嫌だったから	10 (7.2)	18 (22.0)	5 (71.4)
その他	41 (29.5)	20 (24.4)	1 (14.3)

Q7(6) あなたが働く目的は何でしたか。当時のあなたの考えに近いものについて、あてはまる番号に○を一つだけつけてください(仕事をしていなかった方は、仕事に対する当時の考え方をお答えください。)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	362 (100.0)	391 (100.0)	40 (100.0)
お金を得るため	255 (70.4)	301 (77.0)	35 (87.5)
社会の一員として、務めを果たすため	23 (6.4)	18 (4.6)	-
自分の才能や能力を発揮するため	34 (9.4)	41 (10.5)	2 (5.0)
生きがいをみつけるため	50 (13.8)	31 (7.9)	3 (7.5)

Q7(7) 世の中には、いろいろな仕事がありますが、あなたにとってどのような仕事が理想的だと思っていましたか。当時のあなたの考えに近いものについて、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	432 (100.0)	443 (100.0)	47 (100.0)
収入が安定している仕事	246 (56.9)	258 (58.2)	32 (68.1)
失業の心配がない仕事	108 (25.0)	118 (26.6)	6 (12.8)
自分の専門知識や能力がいかせる仕事	163 (37.7)	176 (39.7)	7 (14.9)
世の中のためになる仕事	81 (18.8)	104 (23.5)	7 (14.9)
高い収入が得られる仕事	103 (23.8)	192 (43.3)	30 (63.8)
自分にとって楽しい仕事	255 (59.0)	269 (60.7)	39 (83.0)
健康を損なう心配がない仕事	96 (22.2)	76 (17.2)	1 (2.1)
私生活とバランスがとれる仕事	218 (50.5)	179 (40.4)	22 (46.8)
その他	14 (3.2)	20 (4.5)	3 (6.4)

Q8 これまでの人生での就労状況についておたずねします。これまでに、仕事(アルバイトを含む)を始めてから1年未満(はじめから1年未満の契約だったものを除く)で仕事(アルバイトを含む)を変えたり辞めたりした経験はありましたか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	438 (100.0)	437 (100.0)	47 (100.0)
ない	174 (39.7)	145 (33.2)	5 (10.6)
ある	253 (57.8)	288 (65.9)	38 (80.9)
仕事(アルバイトを含む)をしたことがない	11 (2.5)	4 (0.9)	4 (8.5)

Q8について「ある」を選択した場合)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	202 (100.0)	259 (100.0)	35 (100.0)
1回	35 (17.3)	50 (19.3)	4 (11.4)
2回	46 (22.8)	54 (20.8)	9 (25.7)
3回	48 (23.8)	45 (17.4)	6 (17.1)
4回	17 (8.4)	26 (10.0)	4 (11.4)
5回以上	56 (27.7)	84 (32.4)	12 (34.3)

Q9 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の交際関係についておたずねします。

Q9(1) 日常的に一緒にいたり、頻繁に連絡を取り合ったりしていた家族・交際相手・友人の中で、警察に捕まるような行為をする人はいましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	451 (100.0)	444 (100.0)	49 (100.0)
いた	140 (31.0)	115 (25.9)	39 (79.6)
いなかった	286 (63.4)	288 (64.9)	5 (10.2)
わからない	15 (3.3)	38 (8.6)	3 (6.1)
答ええない	10 (2.2)	3 (0.7)	2 (4.1)

Q9(2) 暴力団の組員やその周辺者(例 ○○組、海外のマフィアなど)と関わりはありましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	447 (100.0)	444 (100.0)	49 (100.0)
あった	43 (9.6)	60 (13.5)	24 (49.0)
なかった	366 (81.9)	357 (80.4)	15 (30.6)
わからない	29 (6.5)	22 (5.0)	8 (16.3)
答ええない	9 (2.0)	5 (1.1)	2 (4.1)

Q9(3) 暴力団以外の反社会的集団(例 暴走族、いわゆる半グレ集団など)に属する人物またはその周辺者と関わりはありましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	446 (100.0)	444 (100.0)	49 (100.0)
あった	30 (6.7)	59 (13.3)	29 (59.2)
なかった	368 (82.5)	355 (80.0)	14 (28.6)
わからない	35 (7.8)	26 (5.9)	4 (8.2)
答ええない	13 (2.9)	4 (0.9)	2 (4.1)

Q9(4) Q9(2)またはQ9(3)で「1.あった」に○をした方にうかがいます。自分との関係(自分から見た相手の立場)について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	45 (100.0)	75 (100.0)	32 (100.0)
同居の家族(配偶者は内縁関係や事実婚を含む)、親族	8 (17.8)	1 (1.3)	1 (3.1)
別居の家族(配偶者は内縁関係や事実婚を含む)、親族	8 (17.8)	3 (4.0)	3 (9.4)
交際相手	12 (26.7)	1 (1.3)	13 (40.6)
友人・知人	33 (73.3)	66 (88.0)	28 (87.5)
その他	4 (8.9)	8 (10.7)	8 (25.0)

Q10 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の困りごとや相談状況についておたずねします。

Q10(1) 当時、あなたが悩んだり不安に思ったりしていた内容について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	441 (100.0)	437 (100.0)	48 (100.0)
経済的なこと	241 (54.6)	263 (60.2)	26 (54.2)
仕事のこと	168 (38.1)	241 (55.1)	26 (54.2)
健康上的こと	208 (47.2)	145 (33.2)	15 (31.3)
妊娠や出産のこと	23 (5.2)	8 (1.8)	12 (25.0)
育児(乳幼児の世話、子供の付き添い、子供の勉強や遊びの相手、乳幼児の送迎、保護者会活動への参加など)のこと	29 (6.6)	20 (4.6)	4 (8.3)
介護(家族や親族に対する日常生活における入浴・トイレ・移動・食事などの手助けなど)のこと	36 (8.2)	18 (4.1)	-
人間関係(配偶者(内縁関係や事実婚を含む)、交際相手)	122 (27.7)	74 (16.9)	22 (45.8)
人間関係(親、兄弟姉妹)	103 (23.4)	79 (18.1)	30 (62.5)
人間関係(子)	74 (16.8)	36 (8.2)	2 (4.2)
人間関係(友人・知人)	93 (21.1)	106 (24.3)	28 (58.3)
犯罪行為をしていること	159 (36.1)	147 (33.6)	19 (39.6)
これまでに受けた保護処分や刑事処分のこと	48 (10.9)	56 (12.8)	6 (12.5)
家族から受けた暴力等の被害のこと	29 (6.6)	12 (2.7)	11 (22.9)
犯罪の被害に遭ったこと	18 (4.1)	19 (4.3)	10 (20.8)
その他	31 (7.0)	25 (5.7)	6 (12.5)
特に悩んだり困ったりしていない	27 (6.1)	36 (8.2)	4 (8.3)

Q10(2) Q10(1)で「1~15」に○をした方にうかがいます。当時、あなたに悩みや不安が生じた場合、誰かに相談しましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	398 (100.0)	389 (100.0)	44 (100.0)
した	191 (48.0)	152 (39.1)	27 (61.4)
しなかった	207 (52.0)	237 (60.9)	17 (38.6)

Q10(3) Q10(2)で「1.した」に○をした方にうかがいます。悩みや不安を相談した相手(機関・団体含む)は誰ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	188 (100.0)	149 (100.0)	27 (100.0)
家族または親族	109 (58.0)	77 (51.7)	7 (25.9)
友人または知人	99 (52.7)	94 (63.1)	23 (85.2)
交際相手	48 (25.5)	33 (22.1)	13 (48.1)
自治会・町内会・近所の人	5 (2.7)	1 (0.7)	-
学校や職場の関係者(職場の上司や同僚・学校の先生等)	9 (4.8)	17 (11.4)	3 (11.1)
警察や弁護士	43 (22.9)	24 (16.1)	5 (18.5)
行政機関(国や自治体)	22 (11.7)	17 (11.4)	1 (3.7)
NPO等の民間団体またはボランティア団体	9 (4.8)	13 (8.7)	1 (3.7)
病院	50 (26.6)	22 (14.8)	5 (18.5)
その他	17 (9.0)	9 (6.0)	4 (14.8)

Q10(4) Q10(2)で「2.しなかった」に○をした方にうかがいます。不安や悩みを相談しなかった理由について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	202 (100.0)	236 (100.0)	17 (100.0)
相談する相手がいなかった	75 (37.1)	98 (41.5)	5 (29.4)
どこ(誰)に相談してよいか分からなかった	76 (37.6)	82 (34.7)	5 (29.4)
相談してもどのような支援が受けられるかよく分からなかった	37 (18.3)	53 (22.5)	2 (11.8)
お金(治療費、交通費など)がかかると思った	11 (5.4)	20 (8.5)	-
相談してもむだだと思った	68 (33.7)	96 (40.7)	14 (82.4)
相談することで、更に悪い事態になると思った	36 (17.8)	34 (14.4)	10 (58.8)
相談するほどのことではないと思った	17 (8.4)	30 (12.7)	5 (29.4)
自分の力で悩みを改善できると思った	48 (23.8)	62 (26.3)	3 (17.6)
悩みや不安の内容を知られなくなかった	89 (44.1)	108 (45.8)	13 (76.5)
特に理由はない	9 (4.5)	16 (6.8)	-
その他	14 (6.9)	7 (3.0)	3 (17.6)

Q11 支援機関※等(国や自治体、民間団体やボランティア、病院など)への相談に対する今のあなたの考えについておたずねします。今回出所して社会に戻ったとき、どんな状況であれば相談窓口や支援機関・団体の人に相談する気になると思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

※支援機関とは、様々な事情で悩みや困りごとがある方のための相談窓口や、そうした方を支援する機関・団体のことです。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	430 (100.0)	422 (100.0)	46 (100.0)
家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば	211 (49.1)	165 (39.1)	20 (43.5)
自分の信頼する友人・知人から紹介してもらえれば	56 (13.0)	103 (24.4)	10 (21.7)
専門的な助言をもらえれば	158 (36.7)	164 (38.9)	7 (15.2)
同じ悩みを持つ人と出会えれば	120 (27.9)	98 (23.2)	20 (43.5)
婦住先(雇用主、更生保護施設等)で勧められれば	77 (17.9)	93 (22.0)	8 (17.4)
刑務所や保護観察所等から具体的な支援機関の場所、連絡先、支援内容などを教えてもらえれば	157 (36.5)	153 (36.3)	16 (34.8)
学校の先生や職場の上司から勧められれば	5 (1.2)	8 (1.9)	3 (6.5)
お金に余裕ができれば	52 (12.1)	76 (18.0)	5 (10.9)
時間に余裕ができれば	52 (12.1)	84 (19.9)	18 (39.1)
誰かと一緒に行ってもらえれば	85 (19.8)	47 (11.1)	14 (30.4)
匿名で(自分の名前を知られずに)相談できれば	86 (20.0)	66 (15.6)	12 (26.1)
SNSやオンラインで相談できれば	60 (14.0)	61 (14.5)	17 (37.0)
自分の力では問題を改善できないと感じれば	156 (36.3)	171 (40.5)	11 (23.9)
どんな状況でも支援は受けたい	10 (2.3)	25 (5.9)	5 (10.9)

(※Q12は、自殺・自傷などについての質問です。答えたくない人は、Q13に進んでください。)

Q12 あなたはこれまでの人生で、以下のようなことがありましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

Q12(1) わざと、刃物や鋭利なもので自分の身体を切ったこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	418 (100.0)	412 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	79 (18.9)	31 (7.5)	10 (20.4)
あり(10回以上)	46 (11.0)	3 (0.7)	21 (42.9)
なし	293 (70.1)	378 (91.7)	18 (36.7)

Q12(2) わざとシャーペンやコンパスのような尖ったもので自分の身体を刺したこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	414 (100.0)	412 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	45 (10.9)	31 (7.5)	8 (16.3)
あり(10回以上)	12 (2.9)	3 (0.7)	13 (26.5)
なし	357 (86.2)	378 (91.7)	28 (57.1)

Q12(3) わざと、自分のこぶしで自分の身体や硬い壁を殴ったこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	414 (100.0)	410 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	84 (20.3)	93 (22.7)	11 (22.4)
あり(10回以上)	32 (7.7)	64 (15.6)	19 (38.8)
なし	298 (72.0)	253 (61.7)	19 (38.8)

Q12(4) わざと、自分の頭を壁にぶつけたこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	410 (100.0)	411 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	54 (13.2)	56 (13.6)	13 (26.5)
あり(10回以上)	16 (3.9)	18 (4.4)	12 (24.5)
なし	340 (82.9)	337 (82.0)	24 (49.0)

Q12(5) わざと、血が出るほどはげしく、自分の皮膚をかきむしったこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	413 (100.0)	410 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	40 (9.7)	19 (4.6)	12 (24.5)
あり(10回以上)	15 (3.6)	12 (2.9)	10 (20.4)
なし	358 (86.7)	379 (92.4)	27 (55.1)

Q12(6) わざと、内出血してしまうほど強く、自分の皮膚をつねったこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	411 (100.0)	411 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	33 (8.0)	15 (3.6)	11 (22.4)
あり(10回以上)	8 (1.9)	4 (1.0)	11 (22.4)
なし	370 (90.0)	392 (95.4)	27 (55.1)

Q12(7) わざと、自分の身体をかんだこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	407 (100.0)	408 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	48 (11.8)	36 (8.8)	13 (26.5)
あり(10回以上)	10 (2.5)	10 (2.5)	16 (32.7)
なし	349 (85.7)	362 (88.7)	20 (40.8)

Q12(8) わざと、火のついたタバコを自分の皮膚に押しつけたり、ライター之火であぶったりするような、自分にやけどさせる行動をしたこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	414 (100.0)	410 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	57 (13.8)	75 (18.3)	11 (22.4)
あり(10回以上)	7 (1.7)	8 (2.0)	3 (6.1)
なし	350 (84.5)	327 (79.8)	35 (71.4)

Q12(9) 「消えてしまいたい」「いなくなってしまうたい」などと考えたこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	416 (100.0)	411 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	145 (34.9)	119 (29.0)	15 (30.6)
あり(10回以上)	106 (25.5)	56 (13.6)	27 (55.1)
なし	165 (39.7)	236 (57.4)	7 (14.3)

Q12(10) 本気で死にたいと考えたこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	415 (100.0)	412 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	148 (35.7)	101 (24.5)	17 (34.7)
あり(10回以上)	51 (12.3)	33 (8.0)	21 (42.9)
なし	216 (52.0)	278 (67.5)	11 (22.4)

Q12(11) 本気で死にたいと考えて、自殺の計画をたてたこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	413 (100.0)	411 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	103 (24.9)	48 (11.7)	23 (46.9)
あり(10回以上)	16 (3.9)	7 (1.7)	7 (14.3)
なし	294 (71.2)	356 (86.6)	19 (38.8)

Q12(12) 本気で死にたいと考えて、実際に行動を起こしたこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	415 (100.0)	410 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	115 (27.7)	42 (10.2)	21 (42.9)
あり(10回以上)	6 (1.4)	5 (1.2)	5 (10.2)
なし	294 (70.8)	363 (88.5)	23 (46.9)

Q12(1)～(8)で「あり(9回以下)」か「あり(10回以上)」に一つでも○をつけた方にうかがいます。

Q12(13) あなたが最初にQ12(1)～(8)で「あり」と答えたような、わざと自分を傷つけるようなことをしたのはおいくつですか。数字で教えてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	162 (100.0)	175 (100.0)	38 (100.0)
10歳以下	7 (4.3)	15 (8.6)	8 (21.1)
11～15歳	52 (32.1)	75 (42.9)	24 (63.2)
16～19歳	42 (25.9)	44 (25.1)	6 (15.8)
20～24歳	24 (14.8)	14 (8.0)	-
25～29歳	8 (4.9)	7 (4.0)	-
30～39歳	18 (11.1)	10 (5.7)	...
40歳以上	11 (6.8)	10 (5.7)	...

Q12(1)～(8)で「あり(9回以下)」か「あり(10回以上)」に一つでも○をつけた方にうかがいます。

Q12(14) あなたが最後にQ12(1)～(8)で「あり」と答えたような、わざと自分を傷つけるようなことをしたのはおいくつですか。数字で教えてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	160 (100.0)	165 (100.0)	40 (100.0)
15歳以下	22 (13.8)	38 (23.0)	9 (22.5)
16～19歳	22 (13.8)	41 (24.8)	30 (75.0)
20～24歳	28 (17.5)	31 (18.8)	1 (2.5)
25～29歳	11 (6.9)	11 (6.7)	-
30～39歳	38 (23.8)	22 (13.3)	...
40歳以上	39 (24.4)	22 (13.3)	...

Q13 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の食行動についておたずねします。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

Q13(1) 心地よい満腹感を超えてたべてしまい、吐いたりした

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	408 (100.0)	419 (100.0)	44 (100.0)
ある	56 (13.7)	26 (6.2)	18 (40.9)
ない	352 (86.3)	393 (93.8)	26 (59.1)

Q13(2) 食べる量をコントロールできていないと心配になった

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	419 (100.0)	422 (100.0)	44 (100.0)
ある	112 (26.7)	82 (19.4)	24 (54.5)
ない	307 (73.3)	340 (80.6)	20 (45.5)

Q13(3) 3か月の間に、6.3キロ以上体重が減少した

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	415 (100.0)	416 (100.0)	45 (100.0)
ある	89 (21.4)	73 (17.5)	20 (44.4)
ない	326 (78.6)	343 (82.5)	25 (55.6)

Q13(4) 自分が、他人から痩せすぎと言われても、太っていると思っていた

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	412 (100.0)	414 (100.0)	44 (100.0)
ある	73 (17.7)	26 (6.3)	18 (40.9)
ない	339 (82.3)	388 (93.7)	26 (59.1)

Q13(5) 食べ物が自分の生活を支配していた

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	411 (100.0)	411 (100.0)	44 (100.0)
ある	62 (15.1)	35 (8.5)	11 (25.0)
ない	349 (84.9)	376 (91.5)	33 (75.0)

(※Q14は、性的な経験などについての質問です。答えたくない人は、Q15に進んでください。)

Q14 あなたのこれまでの人生での性経験についておたずねします。

Q14(1) 性交(セックス)経験はありますか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。ある場合は、初めて経験した年齢も記入してください。なお、ここでいう「性交(セックス)」とは、膣性交、肛門性交、口腔性交(フェラチオ、クニニリングス)のすべてを含みます。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	401 (100.0)	429 (100.0)	47 (100.0)
あり	383 (95.5)	411 (95.8)	45 (95.7)
なし	18 (4.5)	18 (4.2)	2 (4.3)

(Q14(1)について、「あり」を選択した場合)初めて経験した年齢

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	370 (100.0)	405 (100.0)	44 (100.0)
13歳未満	12 (3.2)	17 (4.2)	10 (22.7)
13～15歳	123 (33.2)	164 (40.5)	21 (47.7)
16～18歳	141 (38.1)	166 (41.0)	13 (29.5)
19歳以上	94 (25.4)	58 (14.3)	-

Q14(2) 不特定かつ多数の人との性交(セックス)の経験はありますか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	411 (100.0)	424 (100.0)	46 (100.0)
あり	143 (34.8)	252 (59.4)	33 (71.7)
なし	268 (65.2)	172 (40.6)	13 (28.3)

(Q14(2)について、「あり」を選択した場合)その理由・目的は何ですか。下の枠内のうち、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	140 (100.0)	249 (100.0)	33 (100.0)
仕事として(生活費などの収入を得るため)	74 (52.9)	8 (3.2)	19 (57.6)
金ほしさ(小遣い稼ぎなど職業的ではないもの)	46 (32.9)	13 (5.2)	20 (60.6)
性的欲求の解消	22 (15.7)	194 (77.9)	13 (39.4)
遊び感覚	44 (31.4)	178 (71.5)	21 (63.6)
他人から強制されて	25 (17.9)	6 (2.4)	12 (36.4)
相手から誘われ断れなくて	49 (35.0)	67 (26.9)	19 (57.6)
他者とのつながりを求めて	16 (11.4)	48 (19.3)	14 (42.4)
人から必要とされていると感じたくて	32 (22.9)	19 (7.6)	19 (57.6)
自分に自信を持ちたくて	16 (11.4)	36 (14.5)	11 (33.3)
ネガティブ感情の解消	12 (8.6)	23 (9.2)	8 (24.2)
現実逃避したくて	18 (12.9)	28 (11.2)	10 (30.3)
征服欲を満たしたくて	3 (2.1)	25 (10.0)	3 (9.1)
スリルを味わいたくて	8 (5.7)	31 (12.4)	5 (15.2)
やむを得ない事情で仕方なく	22 (15.7)	10 (4.0)	5 (15.2)
その他	13 (9.3)	9 (3.6)	2 (6.1)

Q14(3) 女性のみにかがいます。中絶経験はありますか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	397 (100.0)	...	49 (100.0)
あり	194 (48.9)	...	18 (36.7)
なし	203 (51.1)	...	31 (63.3)

Q15 あなたのこれまでの人生での薬物使用及びギャンブル経験についておたずねします。

Q15(1) 違法薬物や危険ドラッグ*を使用したことがありますか(他人から使用させられたり、自分が知らないうちに使用していたという場合も、「ある」を選択してください。)。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。*「違法薬物や危険ドラッグ」とは、大麻、有機溶剤(シンナーなど)、覚醒剤、コカイン、ヘロイン、LSD、ハーブ、リキッド、パウダーなどのことです。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	440 (100.0)	438 (100.0)	49 (100.0)
あり	185 (42.0)	193 (44.1)	33 (67.3)
なし	255 (58.0)	245 (55.9)	16 (32.7)

Q15(2) 処方薬・市販薬を本来の目的や方法から外れて使用したことはありますか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	437 (100.0)	437 (100.0)	49 (100.0)
あり	114 (26.1)	53 (12.1)	29 (59.2)
なし	323 (73.9)	384 (87.9)	20 (40.8)

Q15(3) ギャンブルにより、自分や周りの人の生活に悪い影響があるにもかかわらず、ギャンブルを繰り返していたことがありますか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	435 (100.0)	437 (100.0)	49 (100.0)
あり(1年以上)	57 (13.1)	101 (23.1)	1 (2.0)
あり(1年未満)	26 (6.0)	55 (12.6)	7 (14.3)
なし	352 (80.9)	281 (64.3)	41 (83.7)

Q16 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の飲酒の経験についておたずねします。

Q16(1) アルコール含有飲料をどれくらいの頻度で飲んでいましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	439 (100.0)	435 (100.0)	48 (100.0)
飲まない	219 (49.9)	99 (22.8)	8 (16.7)
1か月に1度以下	46 (10.5)	55 (12.6)	2 (4.2)
1か月に2~4度	54 (12.3)	68 (15.6)	8 (16.7)
1週に2~3度	45 (10.3)	61 (14.0)	7 (14.6)
1週間に4度以上	75 (17.1)	152 (34.9)	23 (47.9)

Q16(2) 飲酒するときは通常どのくらいの量を飲んでいましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

(日本酒1合=2ドリンク、ビール大瓶1本=2.5ドリンク、ウイスキー水割りダブル1杯=2ドリンク、焼酎お湯割り1杯=1ドリンク、ワイングラス1杯=1.5ドリンク、梅酒小コップ1杯=1ドリンクとして答えてください。)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	279 (100.0)	371 (100.0)	42 (100.0)
1~2ドリンク	154 (55.2)	137 (36.9)	6 (14.3)
3~4ドリンク	49 (17.6)	82 (22.1)	8 (19.0)
5~6ドリンク	40 (14.3)	66 (17.8)	6 (14.3)
7~9ドリンク	13 (4.7)	32 (8.6)	4 (9.5)
10ドリンク以上	23 (8.2)	54 (14.6)	18 (42.9)

Q16(3) 1度に6ドリンク以上飲酒することがどのくらいの頻度でありましたか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	356 (100.0)	402 (100.0)	44 (100.0)
ない	238 (66.9)	149 (37.1)	9 (20.5)
1か月に1度未満	44 (12.4)	77 (19.2)	5 (11.4)
1か月に1度	17 (4.8)	46 (11.4)	7 (15.9)
1週に1度	29 (8.1)	65 (16.2)	5 (11.4)
毎日あるいはほとんど毎日	28 (7.9)	65 (16.2)	18 (40.9)

Q17 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間についておたずねします。(1)から(3)の項目について、あなたは、どのくらいの頻度で感じていましたか。あてはまる番号一つに○をつけてください。

Q17(1) あなたは、自分には人とのつきあいがないと感じることはありませんでしたか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	436 (100.0)	429 (100.0)	49 (100.0)
決してなかった	92 (21.1)	139 (32.4)	18 (36.7)
ほとんどなかった	118 (27.1)	108 (25.2)	17 (34.7)
時々あった	157 (36.0)	122 (28.4)	10 (20.4)
常にあった	69 (15.8)	60 (14.0)	4 (8.2)

Q17(2) あなたは、自分は取り残されていると感じることがありませんでしたか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	430 (100.0)	48 (100.0)
決してなかった	72 (16.7)	113 (26.3)	13 (27.1)
ほとんどなかった	123 (28.5)	113 (26.3)	5 (10.4)
時々あった	165 (38.3)	134 (31.2)	19 (39.6)
常にあった	71 (16.5)	70 (16.3)	11 (22.9)

Q17(3) あなたは、自分が他の人たちから孤立していると感じることがありませんでしたか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	435 (100.0)	430 (100.0)	48 (100.0)
決してなかった	79 (18.2)	123 (28.6)	12 (25.0)
ほとんどなかった	127 (29.2)	109 (25.3)	9 (18.8)
時々あった	151 (34.7)	130 (30.2)	14 (29.2)
常にあった	78 (17.9)	68 (15.8)	13 (27.1)

Q18 あなたは、次の8つの項目について、男女の地位は平等になっていると思っていましたか。(ア)から(カ)の中から今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間のあなたの気持ちに最も近いものを一つ選んで○をつけてください。

Q18(1) 家庭生活

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	444 (100.0)	428 (100.0)	47 (100.0)
男性の方が非常に優遇されている	38 (8.6)	17 (4.0)	5 (10.6)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	104 (23.4)	94 (22.0)	10 (21.3)
平等	110 (24.8)	167 (39.0)	11 (23.4)
どちらかといえば女性の方が優遇されている	40 (9.0)	42 (9.8)	-
女性の方が非常に優遇されている	8 (1.8)	12 (2.8)	3 (6.4)
わからない	144 (32.4)	96 (22.4)	18 (38.3)

Q18(2) 職場

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	435 (100.0)	430 (100.0)	48 (100.0)
男性の方が非常に優遇されている	51 (11.7)	54 (12.6)	2 (4.2)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	121 (27.8)	157 (36.5)	7 (14.6)
平等	112 (25.7)	121 (28.1)	10 (20.8)
どちらかといえば女性の方が優遇されている	38 (8.7)	40 (9.3)	15 (31.3)
女性の方が非常に優遇されている	9 (2.1)	9 (2.1)	4 (8.3)
わからない	104 (23.9)	49 (11.4)	10 (20.8)

Q18(3) 学校教育の場

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	437 (100.0)	428 (100.0)	48 (100.0)
男性の方が非常に優遇されている	12 (2.7)	10 (2.3)	1 (2.1)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	32 (7.3)	49 (11.4)	4 (8.3)
平等	242 (55.4)	237 (55.4)	17 (35.4)
どちらかといえば女性の方が優遇されている	15 (3.4)	37 (8.6)	5 (10.4)
女性の方が非常に優遇されている	1 (0.2)	9 (2.1)	-
わからない	135 (30.9)	86 (20.1)	21 (43.8)

Q18(4) 政治の場

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	437 (100.0)	433 (100.0)	48 (100.0)
男性の方が非常に優遇されている	114 (26.1)	132 (30.5)	16 (33.3)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	135 (30.9)	144 (33.3)	7 (14.6)
平等	61 (14.0)	74 (17.1)	1 (2.1)
どちらかといえば女性の方が優遇されている	4 (0.9)	14 (3.2)	-
女性の方が非常に優遇されている	-	2 (0.5)	-
わからない	123 (28.1)	67 (15.5)	24 (50.0)

Q18(5) 法律や制度の上

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	434 (100.0)	431 (100.0)	48 (100.0)
男性の方が非常に優遇されている	42 (9.7)	24 (5.6)	5 (10.4)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	89 (20.5)	71 (16.5)	3 (6.3)
平等	123 (28.3)	144 (33.4)	4 (8.3)
どちらかといえば女性の方が優遇されている	26 (6.0)	72 (16.7)	5 (10.4)
女性の方が非常に優遇されている	4 (0.9)	40 (9.3)	3 (6.3)
わからない	150 (34.6)	80 (18.6)	28 (58.3)

Q18(6) 社会通念・慣習・しきたり(社会一般に通用している常識や考え方、古くから受け継がれてきている習慣)など

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	436 (100.0)	431 (100.0)	49 (100.0)
男性の方が非常に優遇されている	77 (17.7)	77 (17.9)	10 (20.4)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	159 (36.5)	162 (37.6)	11 (22.4)
平等	69 (15.8)	87 (20.2)	3 (6.1)
どちらかといえば女性の方が優遇されている	13 (3.0)	27 (6.3)	1 (2.0)
女性の方が非常に優遇されている	3 (0.7)	5 (1.2)	1 (2.0)
わからない	115 (26.4)	73 (16.9)	23 (46.9)

Q18(7) 自治会やPTAなどの地域活動の場

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	436 (100.0)	429 (100.0)	48 (100.0)
男性の方が非常に優遇されている	16 (3.7)	14 (3.3)	1 (2.1)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	87 (20.0)	57 (13.3)	5 (10.4)
平等	116 (26.6)	166 (38.7)	8 (16.7)
どちらかといえば女性の方が優遇されている	47 (10.8)	56 (13.1)	5 (10.4)
女性の方が非常に優遇されている	11 (2.5)	14 (3.3)	2 (4.2)
わからない	159 (36.5)	122 (28.4)	27 (56.3)

Q18(8) 社会全体

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	439 (100.0)	428 (100.0)	49 (100.0)
男性の方が非常に優遇されている	51 (11.6)	45 (10.5)	7 (14.3)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	169 (38.5)	161 (37.6)	15 (30.6)
平等	82 (18.7)	115 (26.9)	5 (10.2)
どちらかといえば女性の方が優遇されている	21 (4.8)	44 (10.3)	5 (10.2)
女性の方が非常に優遇されている	4 (0.9)	11 (2.6)	1 (2.0)
わからない	112 (25.5)	52 (12.1)	16 (32.7)

Q19 あなたは、次の項目について、どうお考えでしたか。今回、逮捕などで身柄を拘束される直前1年間のあなたの気持ちに最も近いものをつだけお答えください。

Q19(1) 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたは どうお考えでしたか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	433 (100.0)	433 (100.0)	47 (100.0)
女性は職業を持たない方がよい	5 (1.2)	10 (2.3)	1 (2.1)
結婚するまでは職業をもつ方がよい	37 (8.5)	26 (6.0)	2 (4.3)
子供ができるまでは、職業をもつ方がよい	27 (6.2)	42 (9.7)	3 (6.4)
子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい	137 (31.6)	101 (23.3)	17 (36.2)
子供ができても、ずっと職業を続ける方がよい	134 (30.9)	115 (26.6)	11 (23.4)
その他	28 (6.5)	79 (18.2)	7 (14.9)
わからない	65 (15.0)	60 (13.9)	6 (12.8)

Q19(2) 女性は自分自身、男性は配偶者(内縁関係や事実婚を含む。)について答えください(男性で配偶者がいない人は、いと仮定して答えください。)。自分または配偶者が、女性として職業をもつことについて、あなたは自身はどうお考えでしたか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	430 (100.0)	422 (100.0)	47 (100.0)
女性は職業を持たない方がよい	9 (2.1)	10 (2.4)	1 (2.1)
結婚するまでは職業をもつ方がよい	35 (8.1)	25 (5.9)	7 (14.9)
子供ができるまでは、職業をもつ方がよい	25 (5.8)	47 (11.1)	4 (8.5)
子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい	138 (32.1)	102 (24.2)	12 (25.5)
子供ができても、ずっと職業を続ける方がよい	127 (29.5)	107 (25.4)	16 (34.0)
その他	30 (7.0)	75 (17.8)	4 (8.5)
わからない	66 (15.3)	56 (13.3)	3 (6.4)

Q19(3) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたはどのようにお考えでしたか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	444 (100.0)	435 (100.0)	49 (100.0)
賛成	67 (15.1)	51 (11.7)	6 (12.2)
どちらかといえば賛成	118 (26.6)	110 (25.3)	13 (26.5)
どちらかといえば反対	101 (22.7)	76 (17.5)	9 (18.4)
反対	61 (13.7)	117 (26.9)	14 (28.6)
わからない	97 (21.8)	81 (18.6)	7 (14.3)

Q19(4) Q19(3)で(ア)（「賛成」）か(イ)（「どちらかといえば賛成」）に○をした方におたずねします。それはなぜでしたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	180 (100.0)	156 (100.0)	17 (100.0)
日本の伝統的な家族の在り方だと思ふから	36 (20.0)	33 (21.2)	1 (5.9)
自分の両親も役割分担をしていたから	31 (17.2)	16 (10.3)	2 (11.8)
夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思ふから	62 (34.4)	31 (19.9)	7 (41.2)
妻が家庭を守った方が、子供の成長などにとって良いと思ふから	93 (51.7)	97 (62.2)	9 (52.9)
家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思ふから	95 (52.8)	68 (43.6)	11 (64.7)
その他	12 (6.7)	9 (5.8)	3 (17.6)
特にない	6 (3.3)	2 (1.3)	-
わからない	6 (3.3)	4 (2.6)	1 (5.9)

Q19(5) Q19(3)で(ウ)（「どちらかといえば反対」）か(エ)（「反対」）に○をした方におたずねします。それはなぜでしたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	156 (100.0)	190 (100.0)	23 (100.0)
男女平等に反すると思ふから	52 (33.3)	76 (40.0)	12 (52.2)
自分の両親も外で働いていたから	44 (28.2)	41 (21.6)	11 (47.8)
夫も妻も働いた方が、多くの収入が得られると思ふから	71 (45.5)	87 (45.8)	12 (52.2)
妻が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとって良いと思ふから	35 (22.4)	41 (21.6)	3 (13.0)
家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは可能だと思ふから	39 (25.0)	31 (16.3)	6 (26.1)
固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから	92 (59.0)	137 (72.1)	19 (82.6)
その他	14 (9.0)	18 (9.5)	2 (8.7)
特にない	3 (1.9)	1 (0.5)	-
わからない	2 (1.3)	1 (0.5)	-

Q20 今回、逮捕されてから裁判が終わるまでの間のことについてうかがいます。あなたは、捜査や裁判の過程で、様々な人に対して事件の動機や経緯を話す中で、自分の本当の気持ちや考えを理解してもらえたと感じましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	438 (100.0)	437 (100.0)	47 (100.0)
とても理解してもらえた	55 (12.6)	58 (13.3)	2 (4.3)
やや理解してもらえた	128 (29.2)	111 (25.4)	10 (21.3)
どちらでもない	99 (22.6)	114 (26.1)	9 (19.1)
あまり理解してもらえなかった	102 (23.3)	92 (21.1)	19 (40.4)
全く理解してもらえなかった	54 (12.3)	62 (14.2)	7 (14.9)

(※Q21は、家庭での被害体験に関する質問を含みます。答えたくない人は、Q22に進んでください。)

Q21 あなたの18歳までの経験についておたずねします。(1)～(9)までのそれぞれの質問については、「1. はい」か「2. いいえ」のどちらか一つを、(10)～(12)までのそれぞれの質問については、「1. 1回から数回ある」、「2. 繰り返しある」、「3. ない」のうち最もあてはまる答え一つを選んで、番号に○をつけてください。

Q21(1) 家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	434 (100.0)	431 (100.0)	48 (100.0)
はい	77 (17.7)	75 (17.4)	11 (22.9)
いいえ	357 (82.3)	356 (82.6)	37 (77.1)

Q21(2) 家庭内に、違法薬物を使用している人がいた

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	432 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
はい	39 (9.0)	16 (3.7)	10 (20.4)
いいえ	393 (91.0)	414 (96.3)	39 (79.6)

Q21(3) 家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	432 (100.0)	47 (100.0)
はい	96 (22.3)	75 (17.4)	12 (25.5)
いいえ	335 (77.7)	357 (82.6)	35 (74.5)

Q21(4) 家庭内に、自殺を試みた人がいた

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	429 (100.0)	431 (100.0)	48 (100.0)
はい	49 (11.4)	31 (7.2)	10 (20.8)
いいえ	380 (88.6)	400 (92.8)	38 (79.2)

Q21(5) 親が亡くなったり離婚したりした

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	429 (100.0)	428 (100.0)	49 (100.0)
はい	195 (45.5)	186 (43.5)	31 (63.3)
いいえ	234 (54.5)	242 (56.5)	18 (36.7)

Q21(6) 家庭内に、刑務所で受刑している人がいた

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	425 (100.0)	427 (100.0)	48 (100.0)
はい	39 (9.2)	22 (5.2)	6 (12.5)
いいえ	386 (90.8)	405 (94.8)	42 (87.5)

Q21(7) 母親(義理の母親も含む)が、父親(義理の父親や母親の恋人も含む)から、暴力を受けていた(例：叩かれる、物を投げ付けられる、蹴られる、殴られるなど)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	427 (100.0)	429 (100.0)	48 (100.0)
はい	103 (24.1)	104 (24.2)	15 (31.3)
いいえ	324 (75.9)	325 (75.8)	33 (68.8)

Q21(8) 家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらえなかった(例：必要なときに医者に連れてってもらえなかった、食べ物を十分に与えられなかった)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	433 (100.0)	48 (100.0)
はい	51 (11.8)	40 (9.2)	14 (29.2)
いいえ	380 (88.2)	393 (90.8)	34 (70.8)

Q21(9) 家族から、十分に気に掛けてもらえなかった(例：大切にされなかった、愛情をそそがれなかった)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	423 (100.0)	424 (100.0)	48 (100.0)
はい	118 (27.9)	78 (18.4)	20 (41.7)
いいえ	305 (72.1)	346 (81.6)	28 (58.3)

Q21(10) 家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた(例：叩かれる、物を投げ付けられる、けがをすくくらい強く殴られる)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	428 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
1回から数回ある	72 (16.8)	96 (22.3)	10 (20.4)
繰り返しある	72 (16.8)	59 (13.7)	23 (46.9)
ない	284 (66.4)	275 (64.0)	16 (32.7)

Q21(11) 家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた(例：侮辱される、けなされる、脅される)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	428 (100.0)	429 (100.0)	49 (100.0)
1回から数回ある	83 (19.4)	72 (16.8)	11 (22.4)
繰り返しある	94 (22.0)	59 (13.8)	24 (49.0)
ない	251 (58.6)	298 (69.5)	14 (28.6)

Q21(12) 家族から、性的な暴力を受けた(例：体を性的に触られる、性器を触るよう強要される、セックスをするよう強要される)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	428 (100.0)	426 (100.0)	47 (100.0)
1回から数回ある	18 (4.2)	5 (1.2)	3 (6.4)
繰り返しある	12 (2.8)	2 (0.5)	4 (8.5)
ない	398 (93.0)	419 (98.4)	40 (85.1)

(※Q22は、被害体験についての質問です。答えたくない人は、Q23に進んでください。)

Q22 あなたはこれまでに、配偶者や交際相手(同性パートナーを含む。)から次のA~Dのようなことをされたことがありますか。A~Dのそれぞれについて、あてはまる番号に○をつけてください。

なお、ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者(離別・死別した相手、事実婚を解消した相手)も含みます。

Q22(A) 身体的暴行(例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	405 (100.0)	406 (100.0)	47 (100.0)
まったくない	189 (46.7)	334 (82.3)	20 (42.6)
1、2度あった	80 (19.8)	46 (11.3)	6 (12.8)
何度もあった	136 (33.6)	26 (6.4)	21 (44.7)

Q22(B) 心理的攻撃(例えば、人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長時間無視するなどの精神的嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	404 (100.0)	407 (100.0)	47 (100.0)
まったくない	213 (52.7)	317 (77.9)	12 (25.5)
1、2度あった	63 (15.6)	49 (12.0)	9 (19.1)
何度もあった	128 (31.7)	41 (10.1)	26 (55.3)

Q22(C) 経済的圧迫(例えば、生活費を減さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	405 (100.0)	406 (100.0)	46 (100.0)
まったくない	249 (61.5)	356 (87.7)	29 (63.0)
1、2度あった	55 (13.6)	34 (8.4)	6 (13.0)
何度もあった	101 (24.9)	16 (3.9)	11 (23.9)

Q22(D) 性的強要(例えば、嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	406 (100.0)	405 (100.0)	47 (100.0)
まったくない	285 (70.2)	379 (93.6)	18 (38.3)
1、2度あった	51 (12.6)	17 (4.2)	11 (23.4)
何度もあった	70 (17.2)	9 (2.2)	18 (38.3)

Q23 Q21、Q22の項目の中で一つでも経験があった方にうかがいます。Q21、Q22で経験があった項目のうち、今、あなたが最も悩んでいることは何ですか。以下の番号の中から、あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	238 (100.0)	215 (100.0)	39 (100.0)
家庭内に飲酒や違法薬物使用の問題を抱えた人がいたこと	5 (2.1)	5 (2.3)	2 (5.1)
家庭内に精神疾患があったり自殺を試みた人がいたこと	7 (2.9)	3 (1.4)	1 (2.6)
親が亡くなったり離婚したりしたこと	6 (2.5)	26 (12.1)	2 (5.1)
家庭内に、刑務所で受刑している人がいたこと	-	1 (0.5)	-
母親が、父親から暴力を受けていたこと	3 (1.3)	3 (1.4)	-
家族から、身の回りの世話をしてもらえなかったり十分に気に掛けてもらえなかったりしたこと	3 (1.3)	4 (1.9)	1 (2.6)
家族から、体の暴力を受けたこと	5 (2.1)	5 (2.3)	4 (10.3)
家族から、精神的な暴力を受けたこと	16 (6.7)	11 (5.1)	4 (10.3)
家族から、性的な暴力を受けたこと	3 (1.3)	-	1 (2.6)
配偶者や交際相手から、身体的暴行を受けたこと	20 (8.4)	1 (0.5)	2 (5.1)
配偶者や交際相手から、心理的攻撃を受けたこと	25 (10.5)	7 (3.3)	3 (7.7)
配偶者や交際相手から、経済的圧迫を受けたこと	5 (2.1)	1 (0.5)	-
配偶者や交際相手から、性的強要を受けたこと	1 (0.4)	-	1 (2.6)
今は悩んでいない	139 (58.4)	148 (68.8)	18 (46.2)

Q24 つぎの(1)～(22)までの文章は、いずれも、強いストレスを伴うような出来事にまきこまれた方々に、後になって生じることもあるものです。Q23で選んだ項目について、本日を含む最近の1週間では、どの程度強く悩まされましたか。以下のそれぞれの項目の内容について、あてはまる番号に○をつけてください。(なお、回答に悩まれた場合は、不明とせず、もっとも近いと思うものを選んでください。)

Q24(1) どんなきっかけでも、そのことを思い出すと、そのときの気もちがぶりがえしてくる。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	97 (100.0)	67 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	8 (8.2)	18 (26.9)	1 (4.8)
すこし	21 (21.6)	13 (19.4)	1 (4.8)
中くらい	26 (26.8)	17 (25.4)	7 (33.3)
かなり	28 (28.9)	8 (11.9)	9 (42.9)
非常に	14 (14.4)	11 (16.4)	3 (14.3)

Q24(2) 睡眠の途中で目がさめてしまう。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	95 (100.0)	67 (100.0)	20 (100.0)
まったくない	24 (25.3)	27 (40.3)	1 (5.0)
すこし	16 (16.8)	15 (22.4)	3 (15.0)
中くらい	20 (21.1)	7 (10.4)	3 (15.0)
かなり	19 (20.0)	9 (13.4)	6 (30.0)
非常に	16 (16.8)	9 (13.4)	7 (35.0)

Q24(3) 別のことをしていても、そのことが頭から離れない。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	95 (100.0)	67 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	26 (27.4)	30 (44.8)	4 (19.0)
すこし	29 (30.5)	13 (19.4)	11 (52.4)
中くらい	22 (23.2)	8 (11.9)	-
かなり	15 (15.8)	9 (13.4)	3 (14.3)
非常に	3 (3.2)	7 (10.4)	3 (14.3)

Q24(4) イライラして、怒りっぽくなっている。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	94 (100.0)	67 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	43 (45.7)	39 (58.2)	13 (61.9)
すこし	31 (33.0)	13 (19.4)	2 (9.5)
中くらい	11 (11.7)	5 (7.5)	1 (4.8)
かなり	6 (6.4)	5 (7.5)	-
非常に	3 (3.2)	5 (7.5)	5 (23.8)

Q24(5) そのことについて考えたり思い出すときは、なんとか気を落ち着かせるようにしている。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	97 (100.0)	67 (100.0)	21 (95.2)
まったくない	14 (14.4)	18 (26.9)	1 (4.8)
すこし	27 (27.8)	19 (28.4)	2 (9.5)
中くらい	19 (19.6)	8 (11.9)	7 (33.3)
かなり	23 (23.7)	13 (19.4)	5 (23.8)
非常に	14 (14.4)	9 (13.4)	6 (28.6)

Q24(6) 考えるつもりはないのに、そのことを考えてしまうことがある。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	98 (100.0)	67 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	11 (11.2)	19 (28.4)	1 (4.8)
すこし	28 (28.6)	15 (22.4)	3 (14.3)
中くらい	24 (24.5)	14 (20.9)	3 (14.3)
かなり	23 (23.5)	7 (10.4)	8 (38.1)
非常に	12 (12.2)	12 (17.9)	6 (28.6)

Q24(7) そのことは、実際には起きなかったとか、現実のことでなかったような気がする。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	94 (100.0)	67 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	53 (56.4)	48 (71.6)	10 (47.6)
すこし	18 (19.1)	9 (13.4)	1 (4.8)
中くらい	11 (11.7)	6 (9.0)	4 (19.0)
かなり	5 (5.3)	2 (3.0)	-
非常に	7 (7.4)	2 (3.0)	6 (28.6)

Q24(8) そのことを思い出させるものには近よらない。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	96 (100.0)	67 (100.0)	20 (100.0)
まったくない	26 (27.1)	34 (50.7)	6 (30.0)
すこし	23 (24.0)	10 (14.9)	3 (15.0)
中くらい	19 (19.8)	10 (14.9)	4 (20.0)
かなり	18 (18.8)	8 (11.9)	3 (15.0)
非常に	10 (10.4)	5 (7.5)	4 (20.0)

Q24(9) そのときの場面が、いきなり頭にうかんでくる。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	98 (100.0)	67 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	13 (13.3)	26 (38.8)	1 (4.8)
すこし	27 (27.6)	11 (16.4)	5 (23.8)
中くらい	23 (23.5)	9 (13.4)	5 (23.8)
かなり	21 (21.4)	10 (14.9)	5 (23.8)
非常に	14 (14.3)	11 (16.4)	5 (23.8)

Q24(10) 神経が敏感になっていて、ちょっとしたことでどきっとしてしまう。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	96 (100.0)	67 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	16 (16.7)	30 (44.8)	5 (23.8)
すこし	25 (26.0)	11 (16.4)	2 (9.5)
中くらい	16 (16.7)	8 (11.9)	5 (23.8)
かなり	20 (20.8)	12 (17.9)	6 (28.6)
非常に	19 (19.8)	6 (9.0)	3 (14.3)

Q24(11) そのことは考えないようにしている。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	98 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	11 (11.2)	17 (25.8)	3 (14.3)
すこし	20 (20.4)	17 (25.8)	1 (4.8)
中くらい	26 (26.5)	11 (16.7)	2 (9.5)
かなり	16 (16.3)	13 (19.7)	6 (28.6)
非常に	25 (25.5)	8 (12.1)	9 (42.9)

Q24(12) そのことについては、まだいろいろな気もちがあるが、それには触れないようにしている。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	93 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	8 (8.6)	14 (21.2)	3 (14.3)
すこし	26 (28.0)	16 (24.2)	3 (14.3)
中くらい	26 (28.0)	15 (22.7)	4 (19.0)
かなり	20 (21.5)	11 (16.7)	4 (19.0)
非常に	13 (14.0)	10 (15.2)	7 (33.3)

Q24(13) そのことについての感情は、マヒしたようである。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	93 (100.0)	66 (100.0)	20 (100.0)
まったくない	35 (37.6)	29 (43.9)	10 (50.0)
すこし	18 (19.4)	19 (28.8)	2 (10.0)
中くらい	25 (26.9)	13 (19.7)	1 (5.0)
かなり	7 (7.5)	1 (1.5)	1 (5.0)
非常に	8 (8.6)	4 (6.1)	6 (30.0)

Q24(14) 気がつくと、まるでそのときにもどってしまったかのように、ふるまったり感じたりすることがある。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	92 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	41 (44.6)	38 (57.6)	10 (47.6)
すこし	20 (21.7)	12 (18.2)	4 (19.0)
中くらい	19 (20.7)	4 (6.1)	2 (9.5)
かなり	10 (10.9)	8 (12.1)	2 (9.5)
非常に	2 (2.2)	4 (6.1)	3 (14.3)

Q24(15) 寝つきが悪い。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	91 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	19 (20.9)	24 (36.4)	1 (4.8)
すこし	14 (15.4)	12 (18.2)	1 (4.8)
中くらい	16 (17.6)	9 (13.6)	2 (9.5)
かなり	23 (25.3)	6 (9.1)	9 (42.9)
非常に	19 (20.9)	15 (22.7)	8 (38.1)

Q24(16) そのことについて、感情が強くなりこみあげてくることがある。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	93 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	10 (10.8)	17 (25.8)	2 (9.5)
すこし	18 (19.4)	17 (25.8)	2 (9.5)
中くらい	29 (31.2)	7 (10.6)	4 (19.0)
かなり	22 (23.7)	6 (9.1)	6 (28.6)
非常に	14 (15.1)	19 (28.8)	7 (33.3)

Q24 (17) そのことを何とか忘れようとしている。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	93 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	15 (16.1)	31 (47.0)	3 (14.3)
すこし	19 (20.4)	12 (18.2)	2 (9.5)
中くらい	15 (16.1)	8 (12.1)	6 (28.6)
かなり	18 (19.4)	8 (12.1)	3 (14.3)
非常に	26 (28.0)	7 (10.6)	7 (33.3)

Q24 (18) ものごとに集中できない。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	93 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	28 (30.1)	44 (66.7)	7 (33.3)
すこし	35 (37.6)	10 (15.2)	3 (14.3)
中くらい	17 (18.3)	4 (6.1)	3 (14.3)
かなり	11 (11.8)	3 (4.5)	3 (14.3)
非常に	2 (2.2)	5 (7.6)	5 (23.8)

Q24 (19) そのことを思い出すと、身体が反応して、汗ばんだり、息苦しくなったり、むかむかしたり、ときどきすることがある。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	93 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	32 (34.4)	28 (42.4)	6 (28.6)
すこし	16 (17.2)	13 (19.7)	1 (4.8)
中くらい	17 (18.3)	9 (13.6)	3 (14.3)
かなり	13 (14.0)	5 (7.6)	5 (23.8)
非常に	15 (16.1)	11 (16.7)	6 (28.6)

Q24 (20) そのことについての夢を見る。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	92 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	33 (35.9)	32 (48.5)	6 (28.6)
すこし	17 (18.5)	10 (15.2)	4 (19.0)
中くらい	22 (23.9)	10 (15.2)	1 (4.8)
かなり	11 (12.0)	9 (13.6)	3 (14.3)
非常に	9 (9.8)	5 (7.6)	7 (33.3)

Q24 (21) 警戒して用心深くなっている気がする。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	93 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	26 (28.0)	29 (43.9)	5 (23.8)
すこし	19 (20.4)	11 (16.7)	4 (19.0)
中くらい	24 (25.8)	10 (15.2)	2 (9.5)
かなり	10 (10.8)	6 (9.1)	4 (19.0)
非常に	14 (15.1)	10 (15.2)	6 (28.6)

Q24 (22) そのことについては話さないようにしている。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	94 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	17 (18.1)	22 (33.3)	2 (9.5)
すこし	30 (31.9)	10 (15.2)	7 (33.3)
中くらい	12 (12.8)	13 (19.7)	5 (23.8)
かなり	15 (16.0)	10 (15.2)	2 (9.5)
非常に	20 (21.3)	11 (16.7)	5 (23.8)

Q25 あなたはこれまでに配偶者や交際相手(同性パートナーを含む。)に対し、次のA~Dのようなことをしたことがありますか。A~Dのそれぞれについて、あてはまる番号に○をつけてください。
 なお、ここでの「配偶者」には、婚姻届を出してない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者(離別・死別した相手、事実婚を解消した相手)も含まれます。

Q25 (A) 身体的暴行(例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	423 (100.0)	418 (100.0)	47 (100.0)
まったくない	280 (66.2)	311 (74.4)	27 (57.4)
1、2度あった	80 (18.9)	79 (18.9)	10 (21.3)
何度もあった	63 (14.9)	28 (6.7)	10 (21.3)

Q25 (B) 心理的攻撃(例えば、人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長時間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	421 (100.0)	420 (100.0)	48 (100.0)
まったくない	312 (74.1)	349 (83.1)	24 (50.0)
1、2度あった	58 (13.8)	47 (11.2)	9 (18.8)
何度もあった	51 (12.1)	24 (5.7)	15 (31.3)

Q25 (C) 経済的圧迫(例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使う、外で働くことを妨害するなど)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	424 (100.0)	421 (100.0)	47 (100.0)
まったくない	360 (84.9)	381 (90.5)	42 (89.4)
1、2度あった	32 (7.5)	29 (6.9)	2 (4.3)
何度もあった	32 (7.5)	11 (2.6)	3 (6.4)

Q25 (D) 性的強要(例えば、嫌がっているのに性的な行為を強要する、見たくないポルノ映像等を見せる、避妊に協力しないなど)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	423 (100.0)	419 (100.0)	47 (100.0)
まったくない	393 (92.9)	398 (95.0)	39 (83.0)
1、2度あった	15 (3.5)	15 (3.6)	2 (4.3)
何度もあった	15 (3.5)	6 (1.4)	6 (12.8)

Q26 つぎの(1)～(8)までの文章を読み、あなたの考えにもっとも近いところ一つに○をつけてください。

(1) あなたは、何でも、なりゆきにまかせるのが一番だと思いますか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	435 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
そう思わない	144 (33.1)	149 (34.7)	20 (40.8)
あまりそう思わない	142 (32.6)	155 (36.0)	14 (28.6)
ややそう思う	124 (28.5)	106 (24.7)	12 (24.5)
そう思う	25 (5.7)	20 (4.7)	3 (6.1)

(2) あなたは、努力すれば、りっぱな人間になれると思いますか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	414 (100.0)	434 (100.0)	49 (100.0)
そう思わない	101 (24.4)	51 (11.8)	7 (14.3)
あまりそう思わない	176 (42.5)	89 (20.5)	10 (20.4)
ややそう思う	117 (28.3)	148 (34.1)	18 (36.7)
そう思う	20 (4.8)	146 (33.6)	14 (28.6)

(3) あなたは、いっしょうけんめい話せば、だれにでも、わかってもらえると思いますか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	434 (100.0)	431 (100.0)	49 (100.0)
そう思わない	79 (18.2)	83 (19.3)	13 (26.5)
あまりそう思わない	131 (30.2)	164 (38.1)	16 (32.7)
ややそう思う	161 (37.1)	118 (27.4)	13 (26.5)
そう思う	63 (14.5)	66 (15.3)	7 (14.3)

(4) あなたは、幸福になるか不幸になるかは、偶然によって決まると思いますか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	436 (100.0)	432 (100.0)	48 (100.0)
そう思わない	177 (40.6)	184 (42.6)	14 (29.2)
あまりそう思わない	149 (34.2)	129 (29.9)	14 (29.2)
ややそう思う	84 (19.3)	84 (19.4)	15 (31.3)
そう思う	26 (6.0)	35 (8.1)	5 (10.4)

(5) あなたは、どんなに努力しても、友人の本当の気持ちを理解することは、できないと思いますか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	433 (100.0)	431 (100.0)	49 (100.0)
そう思わない	140 (32.3)	170 (39.4)	16 (32.7)
あまりそう思わない	152 (35.1)	144 (33.4)	21 (42.9)
ややそう思う	101 (23.3)	83 (19.3)	9 (18.4)
そう思う	40 (9.2)	34 (7.9)	3 (6.1)

(6) あなたは、努力すれば、どんなことでも自分の力でできると思いますか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	433 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
そう思わない	114 (26.3)	119 (27.7)	11 (22.4)
あまりそう思わない	145 (33.5)	135 (31.4)	16 (32.7)
ややそう思う	128 (29.6)	116 (27.0)	12 (24.5)
そう思う	46 (10.6)	60 (14.0)	10 (20.4)

(7) あなたが幸福になるか不幸になるかは、あなたの努力しだいでと思いますか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	438 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
そう思わない	33 (7.5)	37 (8.6)	4 (8.2)
あまりそう思わない	34 (7.8)	55 (12.8)	10 (20.4)
ややそう思う	206 (47.0)	166 (38.6)	21 (42.9)
そう思う	165 (37.7)	172 (40.0)	14 (28.6)

(8) あなたが努力するかどうかと、あなたが成功するかどうかとは、あまり関係がないと思いますか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	436 (100.0)	432 (100.0)	49 (100.0)
そう思わない	152 (34.9)	174 (40.3)	17 (34.7)
あまりそう思わない	161 (36.9)	131 (30.3)	23 (46.9)
ややそう思う	87 (20.0)	86 (19.9)	5 (10.2)
そう思う	36 (8.3)	41 (9.5)	4 (8.2)

Q27 つぎの(1)～(10)までの文章を読み、あなた自身にどのくらい当てはまるかについて、もっとも近いところ一つに○をつけてください。

(1) 活発で外交的だと思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	440 (100.0)	429 (100.0)	49 (100.0)
まったくちがうと思う	42 (9.5)	34 (7.9)	4 (8.2)
おおよそちがうと思う	20 (4.5)	39 (9.1)	2 (4.1)
すこしちがうと思う	66 (15.0)	43 (10.0)	10 (20.4)
どちらでもない	86 (19.5)	85 (19.8)	7 (14.3)
すこしそう思う	94 (21.4)	70 (16.3)	7 (14.3)
まあまあそう思う	98 (22.3)	110 (25.6)	10 (20.4)
つよくそう思う	34 (7.7)	48 (11.2)	9 (18.4)

(2) 他人に不満をもち、もめごとを起こしやすいと思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	435 (100.0)	428 (100.0)	48 (100.0)
まったくちがうと思う	128 (29.4)	109 (25.5)	8 (16.7)
おおよそちがうと思う	86 (19.8)	103 (24.1)	9 (18.8)
すこしちがうと思う	76 (17.5)	67 (15.7)	9 (18.8)
どちらでもない	87 (20.0)	85 (19.9)	4 (8.3)
すこしそう思う	38 (8.7)	36 (8.4)	7 (14.6)
まあまあそう思う	9 (2.1)	17 (4.0)	2 (4.2)
つよくそう思う	11 (2.5)	11 (2.6)	9 (18.8)

(3) しっかりしていて、自分に厳しいと思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	432 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
まったくちがうと思う	71 (16.4)	70 (16.3)	11 (22.4)
おおよそちがうと思う	50 (11.6)	70 (16.3)	4 (8.2)
すこしちがうと思う	88 (20.4)	104 (24.2)	12 (24.5)
どちらでもない	122 (28.2)	112 (26.0)	10 (20.4)
すこしそう思う	52 (12.0)	48 (11.2)	8 (16.3)
まあまあそう思う	34 (7.9)	14 (3.3)	3 (6.1)
つよくそう思う	15 (3.5)	12 (2.8)	1 (2.0)

(4) 心配性で、うろたえやすいと思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	438 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
まったくちがうと思う	25 (5.7)	48 (11.2)	3 (6.1)
おおよそちがうと思う	17 (3.9)	38 (8.8)	3 (6.1)
すこしちがうと思う	46 (10.5)	36 (8.4)	6 (12.2)
どちらでもない	55 (12.6)	62 (14.4)	5 (10.2)
すこしそう思う	109 (24.9)	114 (26.5)	17 (34.7)
まあまあそう思う	92 (21.0)	68 (15.8)	6 (12.2)
つよくそう思う	94 (21.5)	64 (14.9)	9 (18.4)

(5) 新しいことが好きで、変わった考えをもつと思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	434 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
まったくちがうと思う	38 (8.8)	33 (7.7)	2 (4.1)
おおよそちがうと思う	38 (8.8)	24 (5.6)	2 (4.1)
すこしちがうと思う	53 (12.2)	39 (9.1)	2 (4.1)
どちらでもない	89 (20.5)	106 (24.7)	12 (24.5)
すこしそう思う	110 (25.3)	103 (24.0)	10 (20.4)
まあまあそう思う	69 (15.9)	74 (17.2)	9 (18.4)
つよくそう思う	37 (8.5)	51 (11.9)	12 (24.5)

(6) ひかえめで、おとなしいと思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	437 (100.0)	431 (100.0)	49 (100.0)
まったくちがうと思う	60 (13.7)	51 (11.8)	17 (34.7)
おおよそちがうと思う	42 (9.6)	46 (10.7)	8 (16.3)
すこしちがうと思う	85 (19.5)	71 (16.5)	7 (14.3)
どちらでもない	115 (26.3)	101 (23.4)	5 (10.2)
すこしそう思う	76 (17.4)	66 (15.3)	5 (10.2)
まあまあそう思う	38 (8.7)	45 (10.4)	4 (8.2)
つよくそう思う	21 (4.8)	51 (11.8)	3 (6.1)

(7) 人に気がつかう、やさしい人間だと思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	442 (100.0)	432 (100.0)	49 (100.0)
まったくちがうと思う	8 (1.8)	8 (1.9)	4 (8.2)
おおよそちがうと思う	12 (2.7)	8 (1.9)	1 (2.0)
すこしちがうと思う	23 (5.2)	16 (3.7)	2 (4.1)
どちらでもない	85 (19.2)	60 (13.9)	11 (22.4)
すこしそう思う	148 (33.5)	146 (33.8)	12 (24.5)
まあまあそう思う	107 (24.2)	120 (27.8)	13 (26.5)
つよくそう思う	59 (13.3)	74 (17.1)	6 (12.2)

(8) だらしなく、うっかりしていると思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	437 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
まったくちがうと思う	34 (7.8)	38 (8.8)	2 (4.1)
おおよそちがうと思う	43 (9.8)	33 (7.7)	3 (6.1)
すこしちがうと思う	66 (15.1)	45 (10.5)	5 (10.2)
どちらでもない	101 (23.1)	88 (20.5)	5 (10.2)
すこしそう思う	104 (23.8)	131 (30.5)	18 (36.7)
まあまあそう思う	57 (13.0)	51 (11.9)	7 (14.3)
つよくそう思う	32 (7.3)	44 (10.2)	9 (18.4)

(9) 冷静で、気分が安定していると思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	438 (100.0)	431 (100.0)	49 (100.0)
まったくちがうと思う	39 (8.9)	35 (8.1)	9 (18.4)
おおよそちがうと思う	48 (11.0)	39 (9.0)	12 (24.5)
すこしちがうと思う	100 (22.8)	90 (20.9)	8 (16.3)
どちらでもない	121 (27.6)	125 (29.0)	12 (24.5)
すこしそう思う	71 (16.2)	54 (12.5)	5 (10.2)
まあまあそう思う	47 (10.7)	59 (13.7)	2 (4.1)
つよくそう思う	12 (2.7)	29 (6.7)	1 (2.0)

(10) 発想力に欠けた、平凡な人間だと思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	436 (100.0)	431 (100.0)	49 (100.0)
まったくちがうと思う	31 (7.1)	38 (8.8)	3 (6.1)
おおよそちがうと思う	30 (6.9)	49 (11.4)	6 (12.2)
すこしちがうと思う	75 (17.2)	90 (20.9)	8 (16.3)
どちらでもない	145 (33.3)	118 (27.4)	16 (32.7)
すこしそう思う	76 (17.4)	60 (13.9)	10 (20.4)
まあまあそう思う	51 (11.7)	37 (8.6)	3 (6.1)
つよくそう思う	28 (6.4)	39 (9.0)	3 (6.1)

Q28 つぎの(1)～(12)までの文章を読み、あなた自身にどのくらい当てはまるかについて、もっとも近いところ一つに○をつけてください。**(1) よく考えれば大したことないと思えるようなことでも、わりと相談する。**

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	422 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	51 (11.8)	99 (23.5)	17 (34.7)
おおよそあてはまらない	51 (11.8)	74 (17.5)	8 (16.3)
あまりあてはまらない	89 (20.6)	70 (16.6)	5 (10.2)
どちらでもない	91 (21.1)	61 (14.5)	3 (6.1)
すこしあてはあまる	76 (17.6)	80 (19.0)	9 (18.4)
まあまああてはまる	39 (9.0)	22 (5.2)	4 (8.2)
よくあてはまる	34 (7.9)	16 (3.8)	3 (6.1)

(2) 悩みが自分一人の力ではどうしようもなかったときは、相談する。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	434 (100.0)	425 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	26 (6.0)	49 (11.5)	7 (14.3)
おおよそあてはまらない	33 (7.6)	37 (8.7)	2 (4.1)
あまりあてはまらない	56 (12.9)	46 (10.8)	4 (8.2)
どちらでもない	61 (14.1)	50 (11.8)	5 (10.2)
すこしあてはあまる	112 (25.8)	98 (23.1)	14 (28.6)
まあまああてはまる	79 (18.2)	82 (19.3)	8 (16.3)
よくあてはまる	67 (15.4)	63 (14.8)	9 (18.4)

(3) 悩みが深刻で一人で解決できなくても、相談はしない。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	429 (100.0)	421 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	85 (19.8)	72 (17.1)	8 (16.3)
おおよそあてはまらない	32 (7.5)	60 (14.3)	4 (8.2)
あまりあてはまらない	63 (14.7)	76 (18.1)	7 (14.3)
どちらでもない	91 (21.2)	71 (16.9)	5 (10.2)
すこしあてはあまる	80 (18.6)	51 (12.1)	12 (24.5)
まあまああてはまる	42 (9.8)	47 (11.2)	7 (14.3)
よくあてはまる	36 (8.4)	44 (10.5)	6 (12.2)

(4) 先に自分で、いろいろとやってみてから相談する。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	430 (100.0)	423 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	19 (4.4)	26 (6.1)	4 (8.2)
おおよそあてはまらない	21 (4.9)	13 (3.1)	1 (2.0)
あまりあてはまらない	47 (10.9)	40 (9.5)	9 (18.4)
どちらでもない	99 (23.0)	84 (19.9)	9 (18.4)
すこしあてはあまる	131 (30.5)	124 (29.3)	14 (28.6)
まあまああてはまる	75 (17.4)	83 (19.6)	4 (8.2)
よくあてはまる	38 (8.8)	53 (12.5)	8 (16.3)

(5) 悩みが自分では解決できないようなものでも、相談しない。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	421 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	90 (20.9)	87 (20.7)	10 (20.4)
おおよそあてはまらない	40 (9.3)	58 (13.8)	4 (8.2)
あまりあてはまらない	74 (17.2)	73 (17.3)	8 (16.3)
どちらでもない	90 (20.9)	75 (17.8)	10 (20.4)
すこしあてはあまる	76 (17.6)	56 (13.3)	6 (12.2)
まあまああてはまる	29 (6.7)	36 (8.6)	6 (12.2)
よくあてはまる	32 (7.4)	36 (8.6)	5 (10.2)

(6) 少しづらくても、自分で悩みに向き合い、それでも無理だったら相談する。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	433 (100.0)	420 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	23 (5.3)	32 (7.6)	7 (14.3)
おおよそあてはまらない	15 (3.5)	19 (4.5)	1 (2.0)
あまりあてはまらない	51 (11.8)	52 (12.4)	10 (20.4)
どちらでもない	88 (20.3)	69 (16.4)	8 (16.3)
すこしあてはあまる	132 (30.5)	130 (31.0)	13 (26.5)
まあまああてはまる	78 (18.0)	64 (15.2)	5 (10.2)
よくあてはまる	46 (10.6)	54 (12.9)	5 (10.2)

(7) 困ったことがあったら、割とすぐに相談する。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	437 (100.0)	422 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	51 (11.7)	75 (17.8)	16 (32.7)
おおよそあてはまらない	42 (9.6)	66 (15.6)	8 (16.3)
あまりあてはまらない	98 (22.4)	64 (15.2)	8 (16.3)
どちらでもない	85 (19.5)	72 (17.1)	5 (10.2)
すこしあてはあまる	70 (16.0)	78 (18.5)	2 (4.1)
まあまああてはまる	52 (11.9)	38 (9.0)	7 (14.3)
よくあてはまる	39 (8.9)	29 (6.9)	3 (6.1)

(8) 悩みは最後まで、自分一人がかかえる。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	423 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	62 (14.4)	70 (16.5)	8 (16.3)
おおよそあてはまらない	27 (6.3)	47 (11.1)	4 (8.2)
あまりあてはまらない	66 (15.3)	61 (14.4)	8 (16.3)
どちらでもない	79 (18.3)	66 (15.6)	5 (10.2)
すこしあてはまる	84 (19.5)	75 (17.7)	9 (18.4)
まあまああてはまる	56 (13.0)	50 (11.8)	6 (12.2)
よくあてはまる	57 (13.2)	54 (12.8)	9 (18.4)

(9) 悩みはどのようなものでも、最後まで自分一人ががんばる。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	428 (100.0)	422 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	63 (14.7)	68 (16.1)	8 (16.3)
おおよそあてはまらない	33 (7.7)	51 (12.1)	3 (6.1)
あまりあてはまらない	72 (16.8)	78 (18.5)	11 (22.4)
どちらでもない	97 (22.7)	76 (18.0)	10 (20.4)
すこしあてはまる	75 (17.5)	64 (15.2)	5 (10.2)
まあまああてはまる	46 (10.7)	44 (10.4)	6 (12.2)
よくあてはまる	42 (9.8)	41 (9.7)	6 (12.2)

(10) 比較的ささいな悩みでも、相談する。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	428 (100.0)	423 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	77 (18.0)	102 (24.1)	22 (44.9)
おおよそあてはまらない	59 (13.8)	69 (16.3)	6 (12.2)
あまりあてはまらない	90 (21.0)	87 (20.6)	7 (14.3)
どちらでもない	97 (22.7)	69 (16.3)	3 (6.1)
すこしあてはまる	58 (13.6)	59 (13.9)	6 (12.2)
まあまああてはまる	22 (5.1)	16 (3.8)	4 (8.2)
よくあてはまる	25 (5.8)	21 (5.0)	1 (2.0)

(11) 相談より先に自分で試行錯誤し、いきづまったら相談する。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	421 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	32 (7.4)	45 (10.7)	9 (18.4)
おおよそあてはまらない	28 (6.5)	24 (5.7)	-
あまりあてはまらない	65 (15.1)	55 (13.1)	9 (18.4)
どちらでもない	103 (23.9)	97 (23.0)	16 (32.7)
すこしあてはまる	122 (28.3)	103 (24.5)	8 (16.3)
まあまああてはまる	50 (11.6)	61 (14.5)	4 (8.2)
よくあてはまる	31 (7.2)	36 (8.6)	3 (6.1)

(12) 悩みをかかえたら、それがあまり深刻なものでもなくとも、相談する。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	428 (100.0)	423 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	75 (17.5)	105 (24.8)	19 (38.8)
おおよそあてはまらない	66 (15.4)	73 (17.3)	5 (10.2)
あまりあてはまらない	85 (19.9)	80 (18.9)	6 (12.2)
どちらでもない	102 (23.8)	77 (18.2)	7 (14.3)
すこしあてはまる	55 (12.9)	51 (12.1)	6 (12.2)
まあまああてはまる	19 (4.4)	26 (6.1)	5 (10.2)
よくあてはまる	26 (6.1)	11 (2.6)	1 (2.0)

Q29 つぎの(1)～(21)までの文章を読み、あなた自身にどのくらい当てはまるかについて、もっとも近いところ一つに○をつけてください。**(1) どんなことでも、たいてい何とかなりそうな気がする。**

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	428 (100.0)	423 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	47 (11.0)	39 (9.2)	5 (10.2)
どちらかといえばいいえ	72 (16.8)	56 (13.2)	7 (14.3)
どちらでもない	119 (27.8)	84 (19.9)	4 (8.2)
どちらかといえばはい	140 (32.7)	160 (37.8)	17 (34.7)
はい	50 (11.7)	84 (19.9)	16 (32.7)

(2) 昔から、人との関係をとるのが上手だ。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	429 (100.0)	419 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	55 (12.8)	56 (13.4)	8 (16.3)
どちらかといえばいいえ	76 (17.7)	77 (18.4)	8 (16.3)
どちらでもない	134 (31.2)	89 (21.2)	8 (16.3)
どちらかといえばはい	126 (29.4)	134 (32.0)	12 (24.5)
はい	38 (8.9)	63 (15.0)	13 (26.5)

(3) 人と誤解が生じたときには積極的に話をしようとする。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	422 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	35 (8.1)	44 (10.4)	7 (14.3)
どちらかといえばいいえ	72 (16.7)	61 (14.5)	8 (16.3)
どちらでもない	117 (27.1)	92 (21.8)	13 (26.5)
どちらかといえばはい	141 (32.7)	151 (35.8)	12 (24.5)
はい	66 (15.3)	74 (17.5)	9 (18.4)

(4) 嫌な出来事があったとき、その問題を解決するために情報を集める。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	430 (100.0)	423 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	45 (10.5)	33 (7.8)	6 (12.2)
どちらかといえばいいえ	54 (12.6)	45 (10.6)	11 (22.4)
どちらでもない	129 (30.0)	107 (25.3)	10 (20.4)
どちらかといえばはい	132 (30.7)	154 (36.4)	13 (26.5)
はい	70 (16.3)	84 (19.9)	9 (18.4)

(5) 困難な出来事が起きてても、どうにか切り抜けることができると思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	430 (100.0)	425 (100.0)	48 (100.0)
いいえ	37 (8.6)	31 (7.3)	5 (10.4)
どちらかといえばいいえ	63 (14.7)	66 (15.5)	8 (16.7)
どちらでもない	127 (29.5)	92 (21.6)	4 (8.3)
どちらかといえばはい	142 (33.0)	158 (37.2)	20 (41.7)
はい	61 (14.2)	78 (18.4)	11 (22.9)

(6) つらいことでも我慢できる方だ。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	424 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	51 (11.8)	37 (8.7)	7 (14.3)
どちらかといえばいいえ	61 (14.2)	69 (16.3)	3 (6.1)
どちらでもない	74 (17.2)	83 (19.6)	6 (12.2)
どちらかといえばはい	158 (36.7)	151 (35.6)	15 (30.6)
はい	87 (20.2)	84 (19.8)	18 (36.7)

(7) 自分は体力がある方だ。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	430 (100.0)	423 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	67 (15.6)	54 (12.8)	9 (18.4)
どちらかといえばいいえ	69 (16.0)	73 (17.3)	9 (18.4)
どちらでもない	93 (21.6)	80 (18.9)	8 (16.3)
どちらかといえばはい	120 (27.9)	122 (28.8)	7 (14.3)
はい	81 (18.8)	94 (22.2)	16 (32.7)

(8) 思いやりを持って人と接している。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	433 (100.0)	425 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	5 (1.2)	7 (1.6)	4 (8.2)
どちらかといえばいいえ	11 (2.5)	19 (4.5)	1 (2.0)
どちらでもない	54 (12.5)	67 (15.8)	10 (20.4)
どちらかといえばはい	229 (52.9)	203 (47.8)	26 (53.1)
はい	134 (30.9)	129 (30.4)	8 (16.3)

(9) 自分から人と親しくなることが得意だ。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	432 (100.0)	424 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	42 (9.7)	42 (9.9)	7 (14.3)
どちらかといえばいいえ	51 (11.8)	63 (14.9)	4 (8.2)
どちらでもない	133 (30.8)	110 (25.9)	7 (14.3)
どちらかといえばはい	124 (28.7)	128 (30.2)	11 (22.4)
はい	82 (19.0)	81 (19.1)	20 (40.8)

(10) 自分は粘り強い人間だと思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	434 (100.0)	422 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	46 (10.6)	51 (12.1)	10 (20.4)
どちらかといえばいいえ	49 (11.3)	90 (21.3)	6 (12.2)
どちらでもない	140 (32.3)	110 (26.1)	10 (20.4)
どちらかといえばはい	128 (29.5)	113 (26.8)	15 (30.6)
はい	71 (16.4)	58 (13.7)	8 (16.3)

(11) 決めたことを最後までやりとおすことができる。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	433 (100.0)	422 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	35 (8.1)	51 (12.1)	8 (16.3)
どちらかといえばいいえ	57 (13.2)	76 (18.0)	9 (18.4)
どちらでもない	135 (31.2)	114 (27.0)	8 (16.3)
どちらかといえばはい	129 (29.8)	115 (27.3)	11 (22.4)
はい	77 (17.8)	66 (15.6)	13 (26.5)

(12) 嫌な出来事があつたとき、今の経験から得られるものを探す。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	428 (100.0)	423 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	31 (7.2)	20 (4.7)	7 (14.3)
どちらかといえばいいえ	40 (9.3)	56 (13.2)	13 (26.5)
どちらでもない	119 (27.8)	106 (25.1)	11 (22.4)
どちらかといえばはい	149 (34.8)	144 (34.0)	13 (26.5)
はい	89 (20.8)	97 (22.9)	5 (10.2)

(13) 自分の性格についてよく理解している。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	429 (100.0)	425 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	16 (3.7)	20 (4.7)	6 (12.2)
どちらかといえばいいえ	33 (7.7)	38 (8.9)	3 (6.1)
どちらでもない	102 (23.8)	111 (26.1)	6 (12.2)
どちらかといえばはい	183 (42.7)	171 (40.2)	23 (46.9)
はい	95 (22.1)	85 (20.0)	11 (22.4)

(14) 嫌な出来事が、どんな風に自分の気持ちに影響するか理解している。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	430 (100.0)	422 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	17 (4.0)	24 (5.7)	6 (12.2)
どちらかといえばいいえ	44 (10.2)	44 (10.4)	8 (16.3)
どちらでもない	114 (26.5)	105 (24.9)	6 (12.2)
どちらかといえばはい	155 (36.0)	155 (36.7)	21 (42.9)
はい	100 (23.3)	94 (22.3)	8 (16.3)

(15) たとえ自信がないことでも、結果的に何とかかなると思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	424 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	40 (9.3)	45 (10.6)	7 (14.3)
どちらかといえばいいえ	71 (16.5)	83 (19.6)	9 (18.4)
どちらでもない	134 (31.1)	106 (25.0)	10 (20.4)
どちらかといえばはい	132 (30.6)	128 (30.2)	16 (32.7)
はい	54 (12.5)	62 (14.6)	7 (14.3)

(16) 嫌なことがあっても、自分の感情をコントロールできる。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	424 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	59 (13.7)	36 (8.5)	17 (34.7)
どちらかといえばいいえ	79 (18.3)	90 (21.2)	8 (16.3)
どちらでもない	122 (28.3)	97 (22.9)	9 (18.4)
どちらかといえばはい	123 (28.5)	139 (32.8)	9 (18.4)
はい	48 (11.1)	62 (14.6)	6 (12.2)

(17) 自分の考えや気持ちがよくわからないことが多い。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	433 (100.0)	425 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	56 (12.9)	88 (20.7)	-
どちらかといえばいいえ	80 (18.5)	99 (23.3)	14 (28.6)
どちらでもない	129 (29.8)	130 (30.6)	6 (12.2)
どちらかといえばはい	103 (23.8)	68 (16.0)	10 (20.4)
はい	65 (15.0)	40 (9.4)	19 (38.8)

(18) 人の気持ちや、微妙な表情の変化を読み取るのが上手だ。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	432 (100.0)	430 (100.0)	48 (100.0)
いいえ	32 (7.4)	36 (8.4)	1 (2.1)
どちらかといえばいいえ	51 (11.8)	53 (12.3)	4 (8.3)
どちらでもない	93 (21.5)	99 (23.0)	7 (14.6)
どちらかといえばはい	173 (40.0)	169 (39.3)	17 (35.4)
はい	83 (19.2)	73 (17.0)	19 (39.6)

(19) 交友関係が広く、社会的である。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	428 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	80 (18.6)	78 (18.2)	3 (6.1)
どちらかといえばいいえ	71 (16.5)	72 (16.8)	8 (16.3)
どちらでもない	130 (30.2)	100 (23.4)	4 (8.2)
どちらかといえばはい	99 (23.0)	111 (25.9)	14 (28.6)
はい	51 (11.8)	67 (15.7)	20 (40.8)

(20) 他人の考え方を理解するのが比較的得意だ。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	433 (100.0)	429 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	38 (8.8)	43 (10.0)	4 (8.2)
どちらかといえばいいえ	69 (15.9)	58 (13.5)	6 (12.2)
どちらでもない	144 (33.3)	143 (33.3)	13 (26.5)
どちらかといえばはい	133 (30.7)	129 (30.1)	15 (30.6)
はい	49 (11.3)	56 (13.1)	11 (22.4)

(21) 努力をすることを大事にする方だ。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	434 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	14 (3.2)	20 (4.7)	3 (6.1)
どちらかといえばいいえ	25 (5.8)	33 (7.7)	8 (16.3)
どちらでもない	102 (23.5)	98 (22.8)	10 (20.4)
どちらかといえばはい	175 (40.3)	159 (37.0)	18 (36.7)
はい	118 (27.2)	120 (27.9)	10 (20.4)

法務総合研究所記入欄

行名	
符号	

健康と生活に関する意識調査

法務省法務総合研究所

この調査は、刑務所に入所した方の健康と生活に関する意識を調査し、必要な支援のありかたを検討することを目的として、法務省法務総合研究所が実施するものです。

- 回答するかどうかは、あなたの自由です。あなたが答えたかどうかや、答えた内容などが、今後の刑務所での処遇や評価などに影響したり、あなたの不利益になったりするようなことは一切ありません。
- この調査には、正しい回答や、間違った回答はありませんので、あなたの思ったとおり記入してください。中には、答えにくい質問や分かりにくい質問もあるかもしれませんが、すべてに答える必要はありませんので、答えられる範囲で協力をお願いします。
- この調査は、あなた自身の体験や考えを聞くものです。アンケートの内容や回答について、同室の父や職員に相談せず、あなた自身の思ったとおりに回答するようにしてください。
- この調査の一部には、不特定多数の可能性がある質問があります。回答中や回答後に気分が悪くなった場合は、すぐに職員に申し出て相談するようにしてください。
- ご回答いただいた内容は、統計的に処理を行った上で発表する予定であり、この調査用紙をお返しすることはできません。すべて匿名の形で集計しますので、あなたのお名前や回答などの個人情報 親が外部に知られることは一切ありません。
- なお、本研究の計画については、法務省ホームページに掲載されており、研究の成果についても、後日、同ホームページに掲載される予定です。

まず、この調査にご協力いただけるか、下の □ にチェックを入れてください。

回答する 回答しない

ここにチェックした方は、用紙にこれ以上何も記載せず、職員に提出してください。

調査にご協力いただける方は、下の欄に記入した上で回答してください。

1) あなたの生年月日をおしえてください (昭和か平成に○をつけてください)。

昭和	年	月	日
昭和			
平成			

2) あなたの称呼番号を記入してください。

--

Q1 あなたの今の年齢はおいくつですか。数字で答えてください。

() 歳

Q2 あなたが自分にあてはまると思う性別の番号に、一つだけOをつけてください。

1. 男
2. 女
3. 自由記述 ()
4. 答えない

Q3 今回受刑することになった事件について、おたずねします。

Q3 (1) 今回受刑することになった事件の中で、以下の事件にあてはまるものがありましたか。それぞれについて「はい」か「いいえ」のあてはまる方にOをつけてください。

Q3 (1) a 窃盗

1. はい
 2. いいえ
- Q3 (1) b 薬物犯罪へ

下の枠内のうち、あてはまる番号すべてにOをつけてください。

1. 万引き
2. 万引き以外の非侵入窃盗 (例：車上ねらい、部品ねらい、置引き、不正に入手したキャッシュカードや通帳で現金を引き出す等)
3. 侵入窃盗 (住宅、事務所や店舗などに入って盗むもの)
4. 乗り物盗 (自転車・自動車・オートバイ盗)

Q3 (1) b 薬物犯罪 (覚醒剤や大麻、その他の違法薬物や危険ドラッグ等)

1. はい
 2. いいえ
- Q3 (2)へ

下の枠内のうち、あてはまる番号すべてにOをつけてください。

1. 自己使用 (自己使用目的の所持を含む)
2. その他 (自己使用以外の、営利目的所持 (麻薬) 等)

Q3 (2) 今回受刑することになった事件をした動機や理由は何か。思い出せる範囲で、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 生活費に困っていたから
2. 遊ぶお金がなかったから
3. お金（上記1、2を除く）がなかったから
4. 共犯者（配属者・交際相手）に誘われたから
5. 共犯者（友人・知人）に誘われたから
6. 共犯者（面識なし）に誘われたから
7. 所属組織の方針だから
8. 人間関係のトラブル（親子、兄弟姉妹）
9. 人間関係のトラブル（配属者（内縁関係や事実婚を含む）、交際相手）
10. 人間関係のトラブル（友人、知人）
11. 健康上の理由（依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等））
12. 健康上の理由（摂食障害）
13. 健康上の理由（上記11、12を除く）
14. 飲酒や薬物使用の影響
15. 遊び感覚
16. 軽く考えていたから
17. 仕事として取入を得るため
18. ストレス発散するため
19. 寂しさを紛らわせるため
20. 自暴自棄（投げやり）になって
21. わからない
22. その他（_____）

Q3 (3) 今回、受刑することになった事件に共犯者はいましたか。（複数の事件があった場合は、共犯者がいる事件が一つでもあれば、「はい」に○をつけてください。）

1. はい
2. いいえ



事件当時の共犯者との関係（自分から見た共犯者の立場）について、下の枠内のうち、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 配属者（内縁関係や事実婚を含む）
2. 交際相手
3. 親
4. 子（内縁関係や事実婚の配属者の連れ子を含む）
5. 兄弟姉妹
6. 親戚（配属者、子、兄弟姉妹を除く）
7. 友人（同性）
8. 友人（異性）
9. 知人（同性）
10. 知人（異性）
11. 面識なし
12. その他（_____）

Q 4 今回の受刑より前の、非行・犯罪歴についておたずねします。

Q 4 (1) あなたはこれまでに、つぎの処分を受けたことがありますか。(ア)～(キ)のそれぞれについて「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。

(ア) 実刑	はい	いいえ
(イ) 実刑（一部執行猶予あり）	はい	いいえ
(ウ) 保護観察付全部執行猶予	はい	いいえ
(エ) 執行猶予（保護観察なし）	はい	いいえ
(オ) 少年院送致	はい	いいえ
(カ) 保護観察処分（少年時のもの、少年院仮退院時のものを除く。）	はい	いいえ
(キ) 児童自立支援施設・児童養護施設送致	はい	いいえ

一つでも「はい」があれば、Q 4 (2)へ
すべて「いいえ」であれば、Q 5へ

Q 4 (2) Q 4 (1)の処分の中で、一番最初に受けた処分時の年齢はおいくつですか。数字で答えてください。

() 歳

Q 5 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の健康状態についておたずねします。

Q 5 (1) 治療や投薬を受けていた慢性疾患*（糖尿病、高血圧、ガンなどの身体の病気）がありましたか。「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。
※慢性疾患とは、病気の経過が半年ないし1年以上にわたる疾患のことです。

1. はい 2. いいえ

Q 5 (2) 治療や投薬を受けていた精神疾患がありましたか。「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。

※精神疾患とは、気分落ち込みや幻覚・妄想など、心身に様々な影響が出る疾患のことです。

1. はい 2. いいえ Q 5 (3)へ

病名について、下の枠内のうち、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 発達障害	
2. 統合失調症	
3. うつ病または双極性障害（躁うつ病）	
4. 不安障害（パニック障害など）	
5. 強迫性障害	
6. PTSD	
7. 摂食障害	
8. 依存症（薬物・アルコール・ギャンブルなど）	
9. 認知症	
10. パーソナリティ障害	
11. その他 ()	
12. 病名はわからない	

Q 5 (3) 慢性疾患や精神疾患の症状の自覚があっても、治療や投薬を受けていない症状がありましたか。「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。

1. はい 2. いいえ

Q 6 今回、選捕などで身柄を拘束される直前の1年間の家族や子供の
 ことについておたずねします（1年間の間に状況が変わった人は、
 身柄を拘束された時期により近い時期のことを答えてください。）。

Q 6 (1) 誰と一泊に暮らしていましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてくだ
 さい。

1. いない（一人暮らし）
2. 父
3. 母
4. 兄弟姉妹
5. 親戚（父、母、兄弟姉妹を除く）
6. 配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手
7. 親の交際相手
8. 子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）
 8に回答しない方は、Q 6(2)へ
9. 友人・ルームメイト
10. その他（_____）

Q 6 (2) 一緒に暮らしていた子の人数について、年齢層別に人数を答えてください。

1. 0～6歳 (人)
2. 7～17歳 (人)
3. 18歳以上 (人)

Q 6 (3) 一緒に暮らしていたかどうかにかかわらず、あなたに親権があった18歳未満の
 子はいましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

※親権とは、子の利益のために、監護・教育を行ったり、子の財産を管理したり
 する権限・義務のことです。あなたが結婚中で、配偶者との間に生まれた子で
 あるば、あなたにも親権があります。離婚した場合の子の親権は、夫婦のどちら
 かに決められます。

1. いた
2. いなかった
3. 親権があるかどうかわからない

→ または3に回答した方は、Q 7へ

a 親権があった子について、年齢層別に人数を答えてください。

b そのうち施設や親族等に預けていて同居していなかった子がいた場合には、その
 人数を答えてください。

	a 親権があった子の人数	b 同居していなかった子の人数
1. 0～6歳	(人)	(人)
2. 7～17歳	(人)	(人)

Q 7 今回、選捕などで身柄を拘束される直前の1年間の経済状況・
 就労についておたずねします。

Q 7 (1) 生活費は、どのように得ていましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてく
 ださい。

1. 自分が働いて得た収入
2. 家族や親族（離婚した配偶者を除く）の収入や仕送り
3. 家族や親族以外の収入や仕送り
4. 公的年金
5. 生活保護
6. 預貯金
7. 分からない
8. その他（_____）

Q7 (2) あなたの家の経済的な暮らし向きについて、総合的にみてどのようなように感じていますか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

1. 大変苦しい
2. やや苦しい
3. 普通
4. ややゆとりがある
5. 大変ゆとりがある

Q7 (3) 自分の収入だけで生活できるといふ職業はどの程度ありましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

1. かなりあった
2. ややあった
3. あまりなかった
4. 全くなかった

Q7 (4) あなたの仕事は、次のうちどれでしたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください（複数ある場合は、主なものを選択してください）。

1. フルタイム（正社員・正職員）の仕事
2. パートタイム（アルバイトを含む）
3. 派遣社員・契約社員などの仕事
4. 自営業（手伝いを含む）
5. 日雇い
6. 専業主婦・主夫
7. 学生・生徒

8. 失業中（仕事に就いておらず、仕事を探している）

9. 無職（専業主婦・主夫及び学生・生徒を除く）

10. その他（_____）

「8. 失業中」「9. 無職」に
回答した方は、Q7(5)へ

それ以外の方は、Q7(6)へ

Q7 (5) Q7 (4) で「8. 失業中」及び「9. 無職」に○をした方にうかがいます。働いていなかった理由はどのようなことですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 特にやりたいことがなかったから
2. どこにも採用されなかったから
3. 希望する業種、職種での採用がなかったから
4. 健康上の理由から
5. 子育てや介護等の家庭の事情から
6. 人間関係がうまくいかなかったから
7. ほかにやりたいことがあったから
8. 経済的に急いで就職する必要がなかったから
9. そのうち結婚すると考えたから
10. 働くのが嫌だったから
11. その他（_____）

Q7 (6) あなたが働く目的は何でしたか。当時のあなたの考えに近いものについて、あてはまる番号に○を一つだけつけてください（仕事をしていた方は、仕事に対する当時の考え方を答えください）。

1. お金を得るため
2. 社会の一員として、務めを果たすため
3. 自分の才能や能力を発揮するため
4. 生きがいをみつけるため

Q 7 (7) 世の中には、いろいろな仕事がありますが、あなたにとってどのような仕事が一番理想的だと思っていますか。当座のあなたの考えに近いものについて、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 収入が安定している仕事
2. 失業の心配がない仕事
3. 自分の専門知識や能力がいかせる仕事
4. 世の中のためになる仕事
5. 高い収入が得られる仕事
6. 自分にとって楽しい仕事
7. 健康を損なう心配がない仕事
8. 私生活とバランスがとれる仕事
9. その他

Q 8 これまでの人生での就業状況についてお答えをお願いします。
 これまでに、仕事（アルバイトを含む）を始めてから1年未満（はじめから1年未満の契約だったものを除く）で仕事（アルバイトを含む）を変えたり辞めたりした経験はありましたか。

1. ない
2. ある → 約 () 回
3. 仕事（アルバイトを含む）をしたことがない

Q 9 今回の逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の交際関係についてお答えをお願いします。

Q 9 (1) 日常的に一緒にいたり、頻りに連絡を取り合ったりしていた家族・交際相手・友人の中で、警察に捕まるような行方をさせる人はいましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

1. いた
2. いなかった
3. わからない
4. 答えない

Q 9 (2) 暴力団の組員やその周辺者（例：〇〇組、海外のマフィアなど）と関わりはありましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

1. あった
2. なかった
3. わからない
4. 答えない

Q 9 (3) 暴力団以外の反社会的集団（例：暴走族、いわゆる半グレ集団など）に属する人またはその周辺者と関わりはありましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

1. あった
2. なかった
3. わからない
4. 答えない

Q9 (4) Q9 (2) または Q9 (3) で「1. あった」に○をした方にうかがいます。
自分との關係(自分から見た相手の立場)について、あてはまる番号すべてに○
をつけてください。

1. 同居の家族(配偶者は内縁関係や事実婚を含む)、親族
2. 別居の家族(配偶者は内縁関係や事実婚を含む)、親族
3. 交際相手
4. 友人・知人
5. その他 ()

Q10 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の困りごとや
相談状況についておたずねします。

Q10 (1) 当時、あなたが悩んだり不安に感たりしていた内容について、あてはまる番号
すべてに○をつけてください。

1. 経済的なこと
2. 仕事のこと
3. 健康上のこと
4. 妊娠や出産のこと
5. 育児(乳幼児の世話、子供の付き添い、子供の勉強や遊びの相手、乳幼児の送迎、
保護者会活動への参加など) のこと
6. 介護(家族や親族に対する日常生活における入浴・トイレ・移動・食事などの
手助けなど) のこと
7. 人間関係(配偶者(内縁関係や事実婚を含む)、交際相手)
8. 人間関係(親、兄弟姉妹)
9. 人間関係(子)
10. 人間関係(友人・知人)
11. 犯罪行為をしていること
12. これまでに受けた保護処分や刑事処分のこと
13. 家族から受けた暴力等の被害のこと
14. 犯罪の被害に遭ったこと
15. その他 ()
16. 特に悩んだり困ったりしていない → 「16」のみに回答した方は、Q11 <

(※Q12は、自殺・自傷などについての質問です。答えてくれない又は、Q13に選んでください。)

Q12 あなたはこれまでの人生で、以下のようなことがありましたか。
あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

Q12 (1)	わざと、刃物や鋭利なもので自分の身体を切ったこと	1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上)
Q12 (2)	わざと、シャワーヘッドやコンパスのような突っただのもので自分の身体を刺したこと	1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上)
Q12 (3)	わざと、自分のこぶしで自分の身体や硬い壁を殴ったこと	1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上)
Q12 (4)	わざと、自分の頭を壁にぶつけたこと	1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上)
Q12 (5)	わざと、血が出るほどはげしく、自分の皮膚をかきむしったこと	1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上)
Q12 (6)	わざと、内出血してしまったり強く、自分の皮膚をつねったこと	1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上)
Q12 (7)	わざと、自分の身体をかんだこと	1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上)
Q12 (8)	わざと、火のついたタバコを自分の皮膚に押しつけたり、ライターで火であぶったりするような、自分にやけどさせる行動をしたこと	1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上)
Q12 (9)	「消えてしまいたい」「いなくなっただけでいい」と思ったり、死にたいと考えること	1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上)
Q12 (10)	本気で死にたいと考えたこと	1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上)
Q12 (11)	本気で死にたいと考えて、自殺の計画を立てたこと	1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上)
Q12 (12)	本気で死にたいと考えて、実際に行動を起こしたこと	1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上)

Q11 支援機関等(国や自治体、民間団体やボランティア、病院など)への相談に対する今のあなたの考えについてお答えください。
 今回出所して社会に戻ったとき、どんな状況であれば相談窓口や支援機関・団体の人に相談する気になると思えますか。

あてはまる番号すべてに○をつけてください。

※支援機関とは、様々な事情で悩みや困りごとがある方のための相談窓口や、そうした方を支援する機関・団体のことです。

1. 家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば
2. 自分の信頼する友人・知人から紹介してもらえれば
3. 専門的な助言をもらえれば
4. 同じ悩みを持つ人と出会えれば
5. 痛症完(雇用主、更生保護施設等)で働められれば
6. 刑務所や保護観察所等から具体的な支援機関の場所、連絡先、支援内容などを教えてもらえれば
7. 学校の先生や職場の上司から勧められれば
8. お金に余裕ができれば
9. 時間に余裕ができれば
10. 誰かと一緒にいられるようにしてもらえれば
11. 匿名で(自分の名前を知らずに)相談できれば
12. SNSやオンラインで相談できれば
13. 自分の力では問題を改善できないと感じれば
14. どんな状況でも支援は受けたい

(※Q14は、性的な経験などについての質問です。答えたくない又は、Q15に避けてください。)

Q14 あなたのこれまでの人生での性経験についておたずねします。

Q14 (1) 性交（セックス）経験はありますか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。ある場合は、初めて経験した年齢も記入してください。
 なお、ここでいう「性交（セックス）」とは、**膣性交、肛門性交、口膣性交（フェラチオ、クニニリングス）のすべてを含みます。**

1. あり（初めて経験した年齢 _____ 歳）
2. なし

Q12 (13) Q12 (1) ~ (8) で「2. あり（9回以下）」か「3. あり（10回以上）」に一つでも○をつけた方にかかれます。あなたが最初にQ12 (1) ~ (8) で「あり」と答えたような、わざと自分を騙つけるようなことをしたのはおいくつですか。数字で答えてください。

(_____) 歳

Q12 (14) Q12 (1) ~ (8) で「2. あり（9回以下）」か「3. あり（10回以上）」に一つでも○をつけた方にかかれます。あなたが最後にQ12 (1) ~ (8) で「あり」と答えたような、わざと自分を騙つけるようなことをしたのはおいくつですか。数字で答えてください。

(_____) 歳

Q13 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の食行動についておたずねします。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

Q13 (1) 心地よい満腹感を超えてたべてしまい、吐いたりした	1. ない	2. ある
Q13 (2) 食べる量をコントロールできていないと心配になった	1. ない	2. ある
Q13 (3) 3か月の間に、6.3キロ以上体重が減少した	1. ない	2. ある
Q13 (4) 自分が、他人から痩せすぎと言われても、太っていると思っていた	1. ない	2. ある
Q13 (5) 食べ物で自分の生活を支配していた	1. ない	2. ある

Q14 (2) 不特定かつ多数の人との性交（セックス）の経験がありますか。

1. あり 2. なし

その理由・目的は何ですか。下の枠内のうち、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 仕事として（生活費などの収入を得るため）
2. 空しさ（小遣い稼ぎなど職業的ではないもの）
3. 性的欲求の解消
4. 遊び感覚
5. 他人から強制されて
6. 相手から誘われ断れなくて
7. 他者とのつながりを求めて
8. 人から必要とされていると感じたくて
9. 自分に自信を持ちたくて
10. ネガティブ感情の解消
11. 現実逃避したくて
12. 性欲を満たしたくて
13. スリルを味わいたくて
14. やむを得ない事情で仕方なく
15. その他（ ）

Q14 (3) 女性のみにかかっています。中絶経験はありますか。あてはまる番号に○をつけてください。

1. あり 2. なし

Q15 あなたのこれまでの人生での薬物使用及びギャンブル経験についておたずねします。

Q15 (1) 違法薬物や危険ドラッグを使用していることがありますか（他人から使用させられたり、自分が知らないうちに使用していたという場合も、「ある」を選択してください）。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

※「違法薬物や危険ドラッグ」とは、大麻、覚醒剤（シンナーなど）、覚醒剤、コカイン、ヘロイン、LSD、ハーブ、リキッド、パウダーなどのことです。

1. あり 2. なし

Q15 (2) 処方薬・市販薬を本来の目的や方法から外れて使用したことはありますか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

1. あり 2. なし

Q15 (3) ギャンブルにより、自分や周りの人の生活に悪い影響があるにもかかわらず、ギャンブルを繰り返していたことがありますか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

1. あり（1年以上） 2. あり（1年未満） 3. なし

Q16 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の飲酒の経験についておたずねします。

Q16 (1) アルコール含有飲料をどのくらいの頻度で飲んでいましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

0. 飲まない
 1. 1か月に1度以下
 2. 1か月に2～4度
 3. 1週に2～3度
 4. 1週間に4度以上

Q16 (2) 飲酒するときは通常どのくらいの量を飲んでいましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

(日本酒 1 合=2 ドリンク、ビール大瓶 1 本=2.5 ドリンク、ウイスキー水割りダブル 1 杯=2 ドリンク、焼酎お湯割り 1 杯=1 ドリンク、ワイングラス 1 杯=1.5 ドリンク、梅酒がコップ 1 杯=1 ドリンクとして替えてください。)

- 0. 1～2 ドリンク
- 1. 3～4 ドリンク
- 2. 5～6 ドリンク
- 3. 7～9 ドリンク
- 4. 10 ドリンク以上

Q16 (3) 1 月に 6 ドリンク以上飲酒することがどのくらいの頻度でありましたか。

- 0. ない
- 1. 1 か月に 1 度未満
- 2. 1 か月に 1 度
- 3. 1 週に 1 度
- 4. 毎日あるいはほとんど毎日

Q17 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の 1 年間についておたずねします。(1) から (3) の項目について、あなたは、どのくらいの頻度で感じていましたか。あてはまる番号一つに○をつけてください。

決して
通常に
あつた
あつた
あつた
あつた

Q17 (1) あなたは、自分には人ととのつきあいがないと感じることがありませんでしたか。 1 2 3 4

Q17 (2) あなたは、自分は取り残されていると感じることがありましたか。 1 2 3 4

Q17 (3) あなたは、自分が他の人たちから孤立していると感じることがありましたか。 1 2 3 4

Q18 あなたは、次の 8 つの項目について、男女の地位は平等になっていると思っていましたか。(ア) から (カ) の中から今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の 1 年間のあなたの気持ちに最も近いものを一つ選んで○をつけてください。

Q18 (1) 家庭生活

- (ア) 男性の方が非常に優遇されている
- (イ) どちらかといえば男性の方が優遇されている
- (ウ) 平等
- (エ) どちらかといえば女性の方が優遇されている
- (オ) 女性の方が非常に優遇されている
- (カ) わからない

Q18 (2) 職場

- (ア) 男性の方が非常に優遇されている
- (イ) どちらかといえば男性の方が優遇されている
- (ウ) 平等
- (エ) どちらかといえば女性の方が優遇されている
- (オ) 女性の方が非常に優遇されている
- (カ) わからない

Q18 (3) 学校教育の場

- (ア) 男性の方が非常に優遇されている
- (イ) どちらかといえば男性の方が優遇されている
- (ウ) 平等
- (エ) どちらかといえば女性の方が優遇されている
- (オ) 女性の方が非常に優遇されている
- (カ) わからない

Q18 (4) 政治の場

- (ア) 男性の方が非常に優遇されている
- (イ) どちらかといえば男性の方が優遇されている
- (ウ) 平等
- (エ) どちらかといえば女性の方が優遇されている
- (オ) 女性の方が非常に優遇されている
- (カ) わからない

Q18 (5) 法権や制度の上

- (ア) 男性の方が非常に優遇されている
- (イ) どちらかといえば男性の方が優遇されている
- (ウ) 平等
- (エ) どちらかといえば女性の方が優遇されている
- (オ) 女性の方が非常に優遇されている
- (カ) わからない

Q18 (6) 社会通達・慣習・しきたり（社会一般に通用している常識や考え、古くから受け継がれてきている習慣）など

- (ア) 男性の方が非常に優遇されている
- (イ) どちらかといえば男性の方が優遇されている
- (ウ) 平等
- (エ) どちらかといえば女性の方が優遇されている
- (オ) 女性の方が非常に優遇されている
- (カ) わからない

Q18 (7) 自治会やPTAなどの地域活動の場

- (ア) 男性の方が非常に優遇されている
- (イ) どちらかといえば男性の方が優遇されている
- (ウ) 平等
- (エ) どちらかといえば女性の方が優遇されている
- (オ) 女性の方が非常に優遇されている
- (カ) わからない

Q18 (8) 社会全体

- (ア) 男性の方が非常に優遇されている
- (イ) どちらかといえば男性の方が優遇されている
- (ウ) 平等
- (エ) どちらかといえば女性の方が優遇されている
- (オ) 女性の方が非常に優遇されている
- (カ) わからない

Q19 あなたは、次の項目について、どうお考えでしたか。今回、速補な
 ほど身柄を拘束される直前の1年間のあなたの気持ちに最も近いも
 のを一つだけお答えください。

Q19 (1) 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのお考えでしたか。

- (ア) 女性は職業をもたない方がよい
- (イ) 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- (ウ) 子供ができるまでは、職業をもつ方がよい
- (エ) 子供がきたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- (オ) 子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい
- (カ) その他
- (キ) わからない

Q19 (2) 女性は自分自身、男性は配偶者（内縁関係や事実婚を含む。）について答えてく
 ださい（男性で配偶者がいない人は、いると仮定して答えてください）。自分また
 は配偶者が、女性として職業をもつことについて、あなたはどのお考えで
 したか。

- (ア) 女性は職業をもたない方がよい
- (イ) 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- (ウ) 子供ができるまでは、職業をもつ方がよい
- (エ) 子供がきたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- (オ) 子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい
- (カ) その他
- (キ) わからない

Q19 (3) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あ
 なたはどのお考えでしたか。

- (ア) 賛成
- (イ) どちらかといえば賛成
- (ウ) どちらかといえば反対
- (エ) 反対
- (オ) わからない → Q20へ

Q19 (4) Q19 (3) で (ア) か (イ) に○をした方におたずねします。それはなぜでし
 たか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- (ア) 日本の伝統的な家族の在り方だと思っから
- (イ) 自分の両親も役割分担をしていたから
- (ウ) 夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思っから
- (エ) 妻が家庭を守った方が、子供の成長などにとって良いと思っから
- (オ) 家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思っから
- (カ) その他
- (キ) 特にない
- (ク) わからない

Q19 (5) Q19 (3) で (ウ) か (エ) に○をした方におたずねします。それはなぜでし
 たか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- (ア) 男女平等に反すると思っから
- (イ) 自分の両親も外で働いていたから
- (ウ) 夫も妻も働いた方が、多くの収入が得られると思っから
- (エ) 妻が働いて能力を發揮した方が、個人や社会にとって良いと思っから
- (オ) 家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは可能だと思っから
- (カ) 固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから
- (キ) その他
- (ク) 特にない
- (ケ) わからない

Q20 今回、逮捕されてから裁判が終わるまでの間のことについてうかがいます。あなたは、捜査や裁判の過程で、様々な人に対して事件の動機や経緯を話す中で、自分の本当の気持ちや考えを理解してもらえたと感じましたか。あてはまる番号に○をつけてください。

1. とても理解してもらえた
2. やや理解してもらえた
3. どちらでもない
4. あまり理解してもらえなかった
5. 全く理解してもらえなかった

(※Q21は、被害体験に関する質問を含みます。答えたくない人は、Q22に通ってください。)

Q21 あなたの18歳までの経験についておたずねします。(1)～(9)までのそれぞれの質問については、「1. はい」か「2. いいえ」のどちらか一つを、(10)～(12)までのそれぞれの質問については、「1. 1回から数回ある」、「2. 繰り返し」、「3. ない」のうち最もあてはまる答え一つを選んで、番号に○をつけてください。

(1) 家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた	1. はい	2. いいえ
(2) 家庭内に、違法薬物を使用している人がいた	1. はい	2. いいえ
(3) 家庭内に、うつになったり、心の病気にかかっていたりする人がいた	1. はい	2. いいえ
(4) 家庭内に、自殺を試みた人がいた	1. はい	2. いいえ
(5) 親が亡くなったたり離婚したりした	1. はい	2. いいえ
(6) 家庭内に、刑務所で受刑している人がいた	1. はい	2. いいえ
(7) 母親（養理の母親も含む）が、父親（養理の父親や母親の恋人も含む）から、暴力を受けていた（例：叩かれる、物を投げつけられる、蹴られる、殴られるなど）	1. はい	2. いいえ
(8) 家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらえなかった（例：必要ときに医者に連れられてもらえなかった、食べ物や十分な与えられなかった）	1. はい	2. いいえ

30

(9) 家族から、十分に気に掛けてもらえなかった（例：大切にされなかった、愛情をそそげられなかった）	1. はい	2. いいえ	
(10) 家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた（例：叩かれる、物を投げつけられる、けがをすくられ強く殴られる）	1. 1回から数回ある	2. 繰り返し	3. ない
(11) 家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた（例：侮辱される、けなされる、脅される）	1. 1回から数回ある	2. 繰り返し	3. ない
(12) 家族から、性的な暴力を受けた（例：身体を性的に触られる、性器を触るよう強要される、セックスをすよう強要される）	1. 1回から数回ある	2. 繰り返し	3. ない

(※Q22は、被害体験についての質問です。答えたくない人は、Q23に通ってください。)

Q22 あなたはこれまでに、配偶者や交際相手（同性パートナーを含む）から次のA～Dのようなことをされたことがありますか。A～Dのそれぞれについて、あてはまる番号に○をつけてください。

なお、ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や同居の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手）も含まれます。

(A) 身体的暴行（例えば、なぐったり、けつたり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行）	1	2	3
(B) 心理的攻撃（例えば、人格を否定するような発言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長時間無視するなどの精神的嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫）	1	2	3
(C) 経済的圧迫（例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを強要されるなど）	1	2	3
(D) 性的強要（例えば、嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど）	1	2	3

31

Q24 つぎの(1)～(22)までの文章は、いずれも、強いストレスを伴うような出来事にまきこまれた方々に、後になって生じることのあるものです。
Q23で選んだ項目について、本日を含む最近の1週間では、どの程度強く悩まれましたか。以下のそれぞれの項目の内容について、あてはまる番号に○をつけてください(なお、回答に迷われた場合は、不明とせず、もっとも近いと思うものを選んでください)。

	まったくない	すこし	中々	かなり	非常に
(1) どんなきっかけでも、そのことを思い出すと、そのときの気もちがぶりかえってくる。	0	1	2	3	4
(2) 睡眠の途中で目がさめてしまう。	0	1	2	3	4
(3) 別のことをしていても、そのことが頭から離れない。	0	1	2	3	4
(4) イライラして、怒りっぽくなっている。	0	1	2	3	4
(5) そのことについて考えたり思い出さずときは、なんとか気を落ち着かせるようになっている。	0	1	2	3	4
(6) 考えるつもりはないのに、そのことを考えてしまうことがある。	0	1	2	3	4
(7) そのことは、実際には起きなかったとか、現実のことはなかったよな気がする。	0	1	2	3	4
(8) そのことを思い出させるものには近よらない。	0	1	2	3	4
(9) そのときの場面が、いきなり頭にうかんでくる。	0	1	2	3	4
(10) 神経が敏感になっていて、ちょっとしたことでどきどきとしてしまう。	0	1	2	3	4
(11) そのことは考えないようにしている。	0	1	2	3	4

(※Q21、Q22のどちらにも回答しなかった人は、Q25に通入してください。)
Q23 Q21、Q22の項目の中で一つでも経験があった方にうかがいます(全て「いいえ」、「ない」、「まったくない」の方は、Q25へ)。Q21、Q22で経験があった項目のうち、今、あなたが最も悩んでいることは何ですか。以下の番号の中から、あてはまる番号に○をつだけつけてください。

1. 家庭内に飲酒や違法薬物使用の問題を抱えた人がいたこと (Q21 (1)～(2))
2. 家庭内に精神疾患があったり自殺を試み、た人がいたこと (Q21 (3)～(4))
3. 親が亡くなったたり離婚したりしたこと (Q21 (5))
4. 家庭内に、刑務所で受刑している人がいたこと (Q21 (6))
5. 母親が、父親から暴力を受けていたこと (Q21 (7))
6. 家族から、身の回りの世話をしてもらえなかったり十分に気に掛けてもらえなかったりしたこと (Q21 (8)～(9))
7. 家族から、体の暴力を受けたこと (Q21 (10))
8. 家族から、精神的な暴力を受けたこと (Q21 (11))
9. 家族から、性的な暴力を受けたこと (Q21 (12))
10. 配偶者や交際相手から、身体的暴行を受けたこと (Q22 (A))
11. 配偶者や交際相手から、心理的攻撃を受けたこと (Q22 (B))
12. 配偶者や交際相手から、経済的圧迫を受けたこと (Q22 (C))
13. 配偶者や交際相手から、性的強要を受けたこと (Q22 (D))
14. 今は悩んでいない → Q25へ

ま た た く な い	す く ら い	中 間 値	か な り	非 常 に	
(12) そのことについては、まだいろいろな気もちがあるが、それには触れないようにしている。	0	1	2	3	4
(13) そのことについての感情は、マヒしたようである。	0	1	2	3	4
(14) 気がつくとき、まるでそのときにもどってしまったかのように、ふるまったり感じたりすることがある。	0	1	2	3	4
(15) 寝つきが悪い。	0	1	2	3	4
(16) そのことについて、感情が強くこみあげてくることがある。	0	1	2	3	4
(17) そのことを何とか忘れようとしている。	0	1	2	3	4
(18) ものごとに集中できない。	0	1	2	3	4
(19) そのことを思い出すと、身体が反応して、汗ばんだり、悪苦しくなったり、むかむかしたり、どきどきすることがある。	0	1	2	3	4
(20) そのことについての夢を見る。	0	1	2	3	4
(21) 警戒して用心深くなっている気がする。	0	1	2	3	4
(22) そのことについては話さないようにしている。	0	1	2	3	4

Q25 あなたはこれまでに配偶者や交際相手（同性パートナーを含む）に対し、次のA～Dのようなことをしたことがありますか。A～Dのそれぞれについて、あてはまる番号に○をつけてください。
なお、ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手）も含まれます。

	ま た た く な い	1 度 あ っ た	何 度 も あ っ た
(A) 身体的暴行（例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行）	1	2	3
(B) 心理的攻撃（例えば、人格を否定するような暴言、交際関係や行き先・電話・メールなどを細かく監視したり、長時間無視するなどの精神的嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫）	1	2	3
(C) 経済的圧迫（例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使う、外で働くことを妨害するなど）	1	2	3
(D) 性的強要（例えば、嫌がっているのに性的な行為を強要する、見たくないポルノ映像等を見せる、遊ばに協力しないなど）	1	2	3

ここからは、**夢のあなただの考えや気持ち**についておたずねします。

Q26 つぎの(1)～(8)までの文章を読み、あなたの考えにもっとも近いところ一つに○をつけてください。

	あ ま り そ ろ も 思 わ な い	や や そ ろ も 思 う	そ ろ も 思 う	
(1) あなたは、何でも、なりゆきにまかせるのが一番だと思いませんか。	1	2	3	4
(2) あなたは、努力すれば、リッチな人間になれると思いますか。	1	2	3	4
(3) あなたは、いっしょけんめい語れば、だれにでも、わかってもらえると思いますか。	1	2	3	4
(4) あなたは、幸福になるか不幸になるかは、偶然によって決まると思いませんか。	1	2	3	4
(5) あなたは、どんなに努力しても、友人の本当の気持ちを理解することは、できませんか。	1	2	3	4
(6) あなたは、努力すれば、どんなことでも自分の力できると思いませんか。	1	2	3	4
(7) あなたが幸福になるか不幸になるかは、あなたの努力しただけで決まると思いませんか。	1	2	3	4
(8) あなたが努力するかどうかと、あなたが成功するかどうかとは、あまり関係がないと思いませんか。	1	2	3	4

Q27 つぎの(1)～(10)までの文章を読み、あなた自身にどのくらい当てはまるかについて、もっとも近いところ一つに○をつけてください。

	ま っ た く ち が う と 思 う	お お よ そ ら が う と 思 う	す こ し し ら べ た う と 思 う	ど ち ら ど も な い	す こ し と う 思 う	ま あ ま あ そ う 思 う	つ よ く も 思 う
(1) 活発で外交的だと思う。	1	2	3	4	5	6	7
(2) 他人に不満をもち、めめごとを起こしやすいと思う。	1	2	3	4	5	6	7
(3) しっかりしていて、自分に厳しいと思う。	1	2	3	4	5	6	7
(4) 心配性で、うろたえやすいと思う。	1	2	3	4	5	6	7
(5) 新しいことが好きで、変わった考えをもつと思う。	1	2	3	4	5	6	7
(6) ひかえめで、おとなしいと思う。	1	2	3	4	5	6	7
(7) 人に気がつかう、やさしい人間だと思う。	1	2	3	4	5	6	7
(8) だらしなく、うっかりしているとと思う。	1	2	3	4	5	6	7
(9) 冷静で、気分が安定しているとと思う。	1	2	3	4	5	6	7
(10) 発想力に欠けた、平凡な人間だと思う。	1	2	3	4	5	6	7

Q28 つぎの(1)～(12)までの文章を読み、あなた自身にどのくらい当てはまるかについて、もっとも近いところ一つに○をつけてください。

	まったくあてはまらない	あまりあてはまらない	どちらでもない	すこしあてはまる	まあまああてはまる	よくあてはまる	
(1) よく考えれば大したことないと思えるようなことでも、わりと相談する。	1	2	3	4	5	6	7
(2) 悩みが自分一人の力ではどうしようもなかったときは、相談する。	1	2	3	4	5	6	7
(3) 悩みが深刻で一人で解決できなくても、相談はしない。	1	2	3	4	5	6	7
(4) 先に自分で、いろいろなやってみてから相談する。	1	2	3	4	5	6	7
(5) 悩みが自分で解決できないようなものでも、相談しない。	1	2	3	4	5	6	7
(6) 少しづつだけでも、自分で悩みに向き合い、それでも無理だったら相談する。	1	2	3	4	5	6	7
(7) 困ったことがあったら、割とすぐに相談する。	1	2	3	4	5	6	7
(8) 悩みは最後まで、自分一人がかかえる。	1	2	3	4	5	6	7
(9) 悩みがどのようなものでも、最後まで自分一人でがんばる。	1	2	3	4	5	6	7
(10) 比較的ささいな悩みでも、相談する。	1	2	3	4	5	6	7
(11) 相談より先に自分で試行錯誤し、いきづまったら相談する。	1	2	3	4	5	6	7
(12) 悩みをかかえたら、それがあまり深刻なものでもなくとも、相談する。	1	2	3	4	5	6	7

Q29 つぎの(1)～(21)までの文章を読み、あなた自身にどのくらい当てはまるかについて、もっとも近いところ一つに○をつけてください。

	いえない	どちらかといえは	どちらでもない	どちらかはい	はい
(1) どんなことでも、たいてい何とかなりそうな気がする。	1	2	3	4	5
(2) 昔から、人との関係をとるのが上手だ。	1	2	3	4	5
(3) 人と誤解が生じたときには積極的に話をしようとする。	1	2	3	4	5
(4) 嫌な出来事があったとき、その問題を解決するために情報を集める。	1	2	3	4	5
(5) 困難な出来事が起きても、どうにか切り抜けることができると思う。	1	2	3	4	5
(6) つらいことでも我慢できる方だ。	1	2	3	4	5
(7) 自分は体力がある方だ。	1	2	3	4	5
(8) 思いやりを持って人と接している。	1	2	3	4	5
(9) 自分から人と頼り強くなるのが得意だ。	1	2	3	4	5
(10) 自分は粘り強い人間だと思う。	1	2	3	4	5
(11) 決めたことを最後までやりとおすことができる。	1	2	3	4	5
(12) 嫌な出来事があったとき、今の経験から得られるものを探す。	1	2	3	4	5
(13) 自分の性格についてよく理解している。	1	2	3	4	5
(14) 嫌な出来事が、どんな風に自分の気持ちに影響するか理解している。	1	2	3	4	5
(15) たたえ自信がないことでも、結果的に何とかなると思う。	1	2	3	4	5
(16) 嫌なことがあっても、自分の感情をコントロールできる。	1	2	3	4	5
(17) 自分の考えや気持ちがよくわからないことが多い。	1	2	3	4	5

	はい	はい	はい	はい	
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	
(18) 人の気持ちや、微妙な表情の変化を読み取るのが上手だ。	1	2	3	4	5
(19) 交友関係が広く、社交的である。	1	2	3	4	5
(20) 他人の考え方を理解するのが比較的得意だ。	1	2	3	4	5
(21) 努力することを大事にする方だ。	1	2	3	4	5

以上でアンケート調査は終わります。

提出する前に、アンケートに回答もれ（回答したくない質問項目を除く。）や重複がないか、今一度ご確認をお願いいたします。時間をかけてご回答いただいたアンケートを適切に活用させていただきます。よろしくお願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

参考資料①

タイの女性犯罪とその処遇¹

千葉大学大学院社会科学研究院 後藤弘子

1 はじめにータイの女性の地位

タイの女性犯罪の状況を見ていくにあたり、まず、タイの女性の地位についての概括的状況を見ていくことにしたい。

タイは1985年の女性差別撤廃条約（CEDAW）と2000年の選択議定書の批准などを通じ、女性の権利とジェンダー平等を法的に推進してきており、「タイは国際的な原則や文書を法律や政策に統合するために多大な努力を払って」と評価されている。たとえば、タイ王国憲法（2017年）は、27条において、「男女は同等の権利を享受する」としているだけではなく、2015年には、ジェンダー平等法を制定し、ジェンダー平等委員会を設置するなどして、制度的メカニズムを構築している²。

世界経済フォーラムが公表しているジェンダー・ギャップ指数（GGI）において、2023年に、タイは74位の位置にあり、125位の日本と比較して、かなり上位に位置している。タイより上位のアジア諸国（20か国³）は、フィリピン（16位）、カンボジア（42位）、シンガポール（49位）、ラオス（54位）、バングラディシュ（59位）、ヴェトナム（72位）の6か国である。下位の国がインド（127位）のみの日本とは、かなり異なる状況にある⁴。

GGIの各分野におけるスコアを日本とタイとで比べてみると（図1）、日本がタイよりかろうじて上にあるのは、教育で、それ以外はすべてタイの方が高いことがわかる。

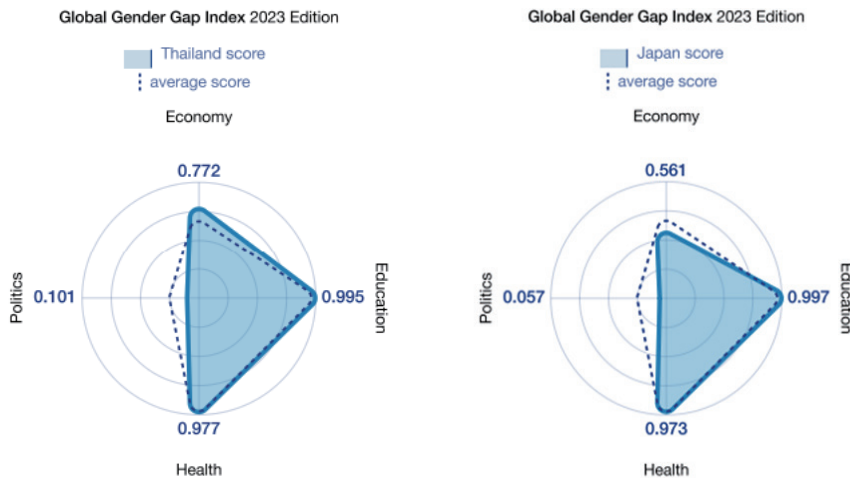
1 タイ語の資料を参照することができなかったことから、すべての資料は、英語の資料による。

2 <https://asiapacific.unwomen.org/en/countries/thailand>

3 外務省HP地域別インデックス（アジア）による。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>

4 World Economic Forum, Global Gender Gap Report 2023, p.11

図 1



(Global Gender Gap Report 2023,p.217,343)

少し詳しく見てみると、たとえば、経済分野の項目のうち、同一労働同一賃金については、タイは、その実現度合いが全体で17位なのに対して、日本は75位、男女の賃金平等については、タイが12位なのに対して、日本は100位とかなりの差がみられる。経済的には、タイの方が男女の平等が進んでいることがうかがわれる。

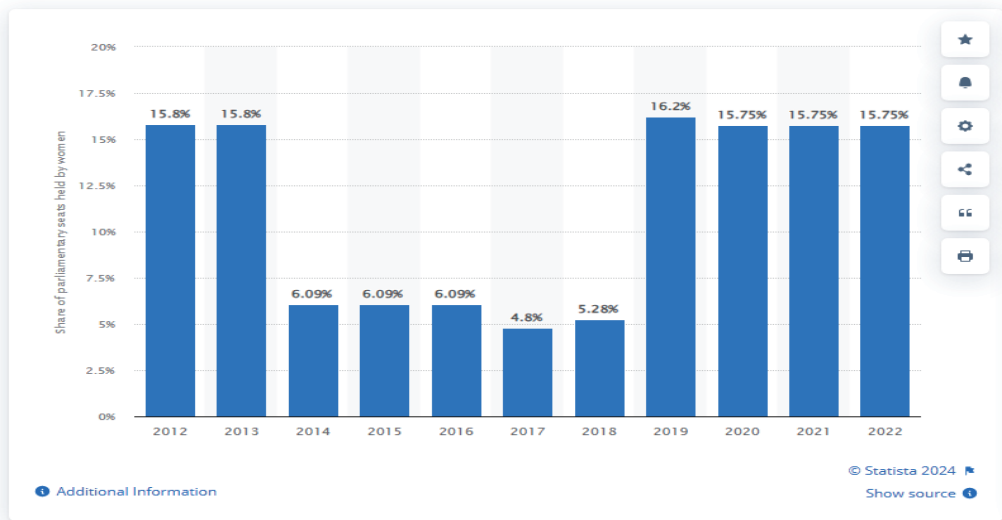
政治分野の項目のうち、国会議員数に関しては、タイが115位、日本が131位であり、ここでもタイの方がより男女平等が実現している。日本が唯一タイより順位が高いのは、大臣の数で、こちらは、日本が128位、タイが135位となっている⁵。

タイ憲法（2017）第90条3項は、「第2項の候補者名簿の作成にあたっては、政党の構成員も審議に参加することができるものとし、異なる地域からの選出候補者、男女の平等にも配慮しなければならない。」としており、憲法レベルで「男女の平等」に配慮する義務が課されており、ジェンダー・クォータ制が採用されていると評価できる⁶。日本の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」において、「候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善」（4条）が努力義務にとどまっている状況よりは、パリテ（男女同数）を国家として目指しているということが出来る。ただ、図2にみられるように、パリテにはまだ遠い状況がある。

⁵ タイについて、前掲注2、p.343,344。日本について、前掲注2、p.218,219。

⁶ https://www.constituteproject.org/constitution/Thailand_2017

図2



(Proportion of seats held by women in national parliaments in Thailand from 2012 to 2022)⁷

女性に対する差別がある場合、それが女性に対する暴力の被害につながり、その被害の経験が加害へとつながる可能性があると言われている。今回は、刑務所に収容された女性たちの背景まで調査をすることはできなかったが、女性に対する暴力のなかでも、特にドメスティック・バイオレンス (DV) は、タイでも重要な社会問題であり、また、DVの目撃 (面前DV) は子どもが問題解決において、暴力を問題解決の手段として学ぶ可能性があるという点でもその影響は無視できない。

タイでは、2007年に「ドメスティック・バイオレンス被害者保護法」(以下「DV被害者保護法」という。)が成立した⁸。DV被害者保護法において、「ドメスティック・バイオレンス」とは、「家族に対して身体的・精神的・健康的な危害を加える意図を持って行われる行為、または身体的・精神的・健康的な危害を加える可能性のある方法で故意に行われる行為、または家族に何かをさせたり、何かをさせないようにしたり、違法な行為を受け入れさせる目的で行われる強要や不当な影響力を意味し、過失によって行われる行為は含まれない」とされ、「家族」とは、「配偶者または元配偶者、婚姻届を出さずに夫婦として同居している者または同居していた者、嫡出子、養子、家族の一員をいい、同一

7 <https://www.statista.com/statistics/730330/thailand-proportion-of-seats-held-by-women-in-national-parliament/>

8 英文のものがいくつかあるが、以下のものを参照した。<https://library.siam-legal.com/thai-law/domestic-violence-act-general-sections-1-3/>タイのDVについて、Kittipong Kittayarak, EFFECTIVE PRACTICE TO ENHANCE ACCESS TO JUSTICE FOR WOMEN AS VICTIMS IN THAILAND参照。

https://www.unafei.or.jp/publications/pdf/RS_No105/No105_14_VE_Kittayarak.pdf

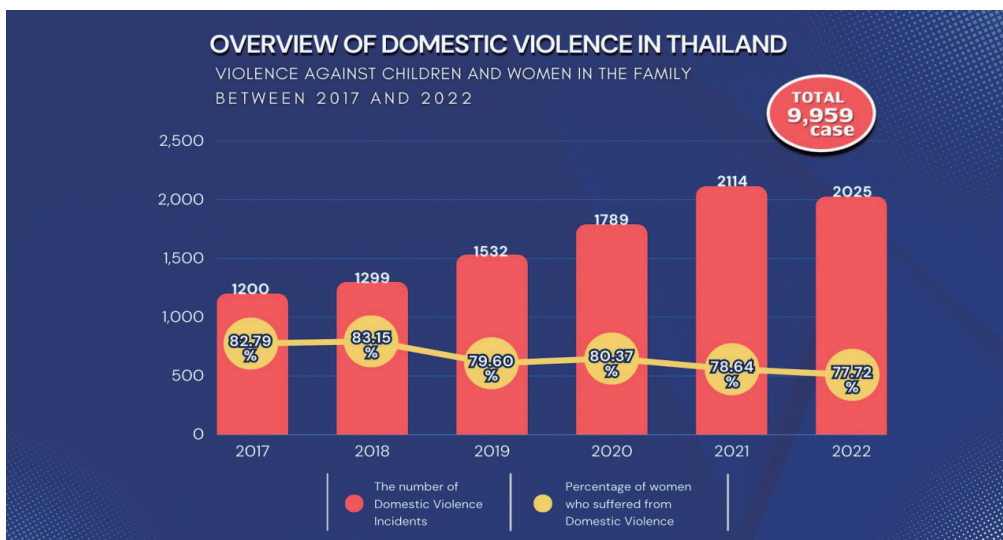
世帯で相互に生活している者を含む」とする。日本の配偶者暴力防止法（DV法）と比較すると、被害者が配偶者のみならず、同居している人も含まれる点で特徴がある。

さらに、タイのDV被害者保護法4条では、ドメスティック・バイオレンス罪として、「6ヶ月以下の懲役もしくは6千バーツ以下の罰金、またはその両方が科される。」とされており、国際労働機関（ILO）の分類においても、刑事法として分類されている⁹。日本の場合、配偶者暴力防止法にも刑法にもドメスティック・バイオレンス罪の規定はない。

DV被害者保護法5条では、「DV被害者またはDV行為を発見した者もしくは知った者は、この法律の執行のため、管轄官憲に通報する義務を負う」とされており、その方法は、「口頭、書面、電話、電子的手段、その他のいかなる手段」によることができるとする（同法5条1項）。

タイ王国社会開発・人間の安全保障省提供による資料によると、タイにおいて、ドメスティック・バイオレンスとして、警察に通報がされたケースは、図3のとおりである。ただ、この統計には、子どもなどの妻以外の家族に対する被害も含まれていることに注意する必要がある。最近では、妻に対する暴力以外の通報が割合として増加していることがわかる。

図3



(タイ王国 The Department of Women's Affairs and Family Development(DWF)の提供資料より)

9 ILOのHPの記述参照。

https://natlex.ilo.org/dyn/natlex2/r/natlex/fe/details?p3_isn=82853&cs=1AGroDzq1sPj3k3InU UybmSBXBbj7F2LrVHHjfbhlmSbXMEEUGuGRtW0rvomE6e9Pu-c_GZ2DSlkd6zV9nYGHvA
 なお、DV罪については、「示談可能な犯罪（compoundable offence）」として、刑罰の代わりに、「更生、保護観察、金銭的な救済を裁判所は指定」することが可能である。

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/11_thailand.pdf

通報されたドメスティック・バイオレンスの種類は、身体的暴力が56.3%、言葉による暴力が18.1%、強要が15.1%、遺棄が3.3%、レイプが2.5%となっている¹⁰。

2 バンコク・ルールズの制定

受刑者の人権や処遇のスタンダードを提供しているのが、国連の規則である。最も基本的な基準は、第1回犯罪防止会議（1955）で採択された「国連被拘禁者処遇最低基準規則」である。それを改訂した「国連被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マンデラ・ルールズ）」（2015）（以下マンデラ・ルールズ）は、「受刑者の基本的な権利と尊厳とともに、すべての人々の安全と福祉も守ることを趣旨」としている¹¹。

どの国においても、女性受刑者の占める割合は低く、世界平均で刑務所人口の6.9%である¹²。その希少性ゆえに、女性受刑者の処遇については、長い間、光が当たらなかった。

2001年に、タイ王国の王女パッチャラキティヤパー王女（Her Royal Highness Princess Bajrakitiyabha Narendiradebyavati、現国王の長女）は、女性受刑者と子育てについて話をする機会を得た。その情報をもとに、王女は2006年に、「ガムランジャイプロジェクト（インスパイアプロジェクト）」を立ち上げた。このプロジェクトは、「人権を擁護するという前提に基づいて、女性と妊娠中の受刑者が、妊娠、ヘルスケア、育児といった乳児を適切に育てるための女性特有の問題における支援を与えられた最初の事例」となった¹³。

王女はその後、検察官と外交官の両方の立場から女性受刑者の権利を擁護し、手厚い施策を推進していった。2008年の第17回国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）のセッションで、王女は「ガムランジャイプロジェクト」¹⁴について発表したことで、「女性犯罪者の公正な扱いに関する世界初の一連の特定規則の構想と採択のためのタイの多面的なグローバルキャンペーンのきっかけ」となった。

10 タイ王国 The Department of Women's Affairs and Family Development (DWF)から提供された資料より。2017年から2022年のドメスティック・バイオレンス通告事件をもとに算出している。

11 https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/social_development/crime_drug_terrorism/kyotocongress/crime_congress-courtroom/

12 Helen Fair and Roy Walmsley, World Female Imprisonment List (Fifth edition)
https://www.prisonstudies.org/sites/default/files/resources/downloads/world_female_imprisonment_list_5th_edition.pdf

13 王女殿下は、アメリカで法学博士号（J.S.D）を取得したあと、タイで検察官として働いた経験がある。Phiset Sa-ardyen「おそらく、世界が必要としているのは小さな「ガムランジャイ」（心のインスピレーション）です。」http://www.thaiconsulate.jp/topics_detail4/id=1096

14 「ガムランジャイ」（Kam Lang Jai）とは、タイ語で「励まし」という意味である。

この経緯から、「タイは国連の起草プロセスの主導的プレーヤーとなり、世界中の女性受刑者の権利に対する多国間運動を推進」し、「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（バンコク・ルールズ）」が、女性受刑者の最初の国連基準として、2010年の第65回国連総会で採択された¹⁵。

バンコク・ルールズ¹⁶は、「女性被拘禁者を含む全ての被拘禁者の固有のニーズと実情が考慮されるべき」（バンコク・ルールズ1）だとして、改訂前のマンデラ・ルールズや「非拘禁措置のための国際連合最低基準規則（東京ルールズ）」（1990）を補完・補足するものとして策定された（バンコク・ルールズ2）¹⁷。また、「全体として、女性受刑者、その子どもたち、およびその地域社会の成果を向上させるという共通の目標」（バンコク・ルールズ11）を実現することを目指している。

さらに重要なことは、バンコク・ルールズは「主に女性とその子どものニーズに関するもの」であるが、それだけにとどまらず「親としての責任、一部の医療サービス、検査手続」などは、男性と女性の両方の被拘禁者に適用されるとしていることである。「拘禁されている母親に焦点化していることから、子どもの生活における両親の中心的役割を認識」し、「これらのルールのいくつかは父親である男性受刑者や犯罪者にも等しく適用される」（バンコク・ルールズ12）としている。

バンコク・ルールズは、具体的には70のルールによって構成されている。基本原理として、「被拘禁者処遇最低基準規則のルール6に定める被差別の原則を実行に移すためには、同最低基準規則の適用においては、女性非拘禁者に固有のニーズが考慮されなければならない。ジェンダーの実質的平等を実現する目的でこのようなニーズにこたえることが差別的とみなされてはならない。」（ルール1）とされ、全体として「ジェンダー特有のニーズ」を考慮することが求められている。

さらに、施設においては、「女性受刑者は、ジェンダーにふさわしいニーズを考慮した公平で包括的な活動に参加する機会が与えられなければならない。」（ルール42.1）とされ、刑務所での処遇においても、ジェンダーの視点が必要だとされている。また、「心理社会的な支援ニーズを有する女性受刑者、特に身体的、精神的、性的虐待を受けた女性受刑者に対し、適切なサービスを提供するための特別な努力がなされなければならない」（ルール42.4）とし、女性受刑者の背景への配慮も必要だとしている。

加えて、ドメスティック・バイオレンスとの関係では、「家庭内暴力での被害経験が、女性受刑者

15 前掲注13

16 「バンコク・ルールズ」の日本語訳は、公益財団法人矯正協会『矯正関係国際準則集—英和対訳—四訂』（公益財団法人矯正協会、2020）を基本として、適宜必要な修正を行った。

17 なお、「マンデラ・ルールズ」は、2015年に大改正が行われた。

に偏っていることを考慮して、女性受刑者は、面会が許可される相手方については、家族のうちだれかをも含めて、女性受刑者に適切に意見を聞かなければならない」(ルール44)と、「ジェンダー特有のニーズ」についての配慮を求めている。

東京ルールズは、「加盟国は、他の選択肢を用意して拘禁を減少させ、かつ、人権の遵守、社会正義の要求及び犯罪者の社会復帰のニーズを考慮して刑事司法政策を合理的なものとするために、自国の法制度において非拘禁措置を発展させるものとする」(ルール1.5)とし、できる限りの非拘禁措置を行うことを原則としている¹⁸。それを受けて、バンコク・ルールズでも、できる限り、拘禁措置を避けることとし、「東京ルールの2.3の規定を踏まえ、女性犯罪者は、その背景や家族とのつながりに十分な配慮がなされることなく、その家族や地域社会から引き離されてはならない。適切かつ可能である限り、ダイバージョン措置や公判前及び量刑時における代替措置といった、罪を犯した女性に対処するための代替的方法が実行されなければならない」(ルール58)とする。

その意味で、バンコク・ルールズは刑事司法の開始時から刑務所での処遇を経た社会復帰までのプロセスにおいて、「ジェンダー特有のニーズ」を考慮した取扱いを行うことを国に求めている。

3 タイの犯罪者処遇の現状

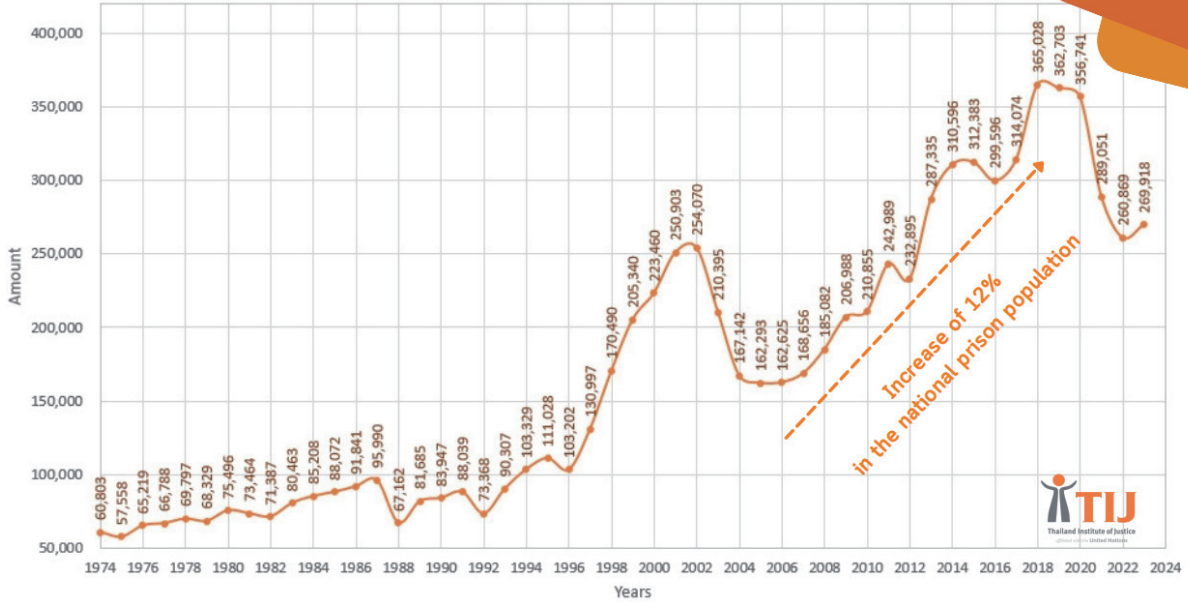
1) 過剰収容

タイの刑務所における最大の問題は、過剰収容である。Covid19パンデミックの影響と2021年薬物法の施行により社会内における治療が選択可能となった影響により、刑務所人口が減少していたが、2023年になって上昇傾向を見せている。2018年には過去最高の365,028人が刑務所に収容されている。2008年からの上昇率は12%となっている。

18 東京ルールズの日本語訳については、Crimeinfoの訳を参照している。<https://www.crimeinfo.jp/wp-content/uploads/2020/05/Tokyo-Rules.pdf>

図4

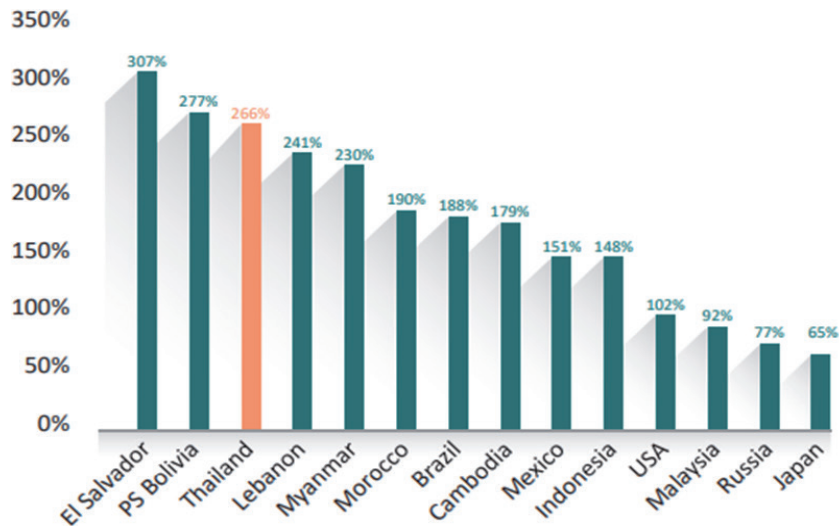
Prison Population in Thailand (1974-2023)



(タイ法務研究所 (Thailand Institute of Justice (TIJ) 提供資料より)

タイの過剰収容率 (2015) は、世界的に見ても高く、世界最高レベルの収容率となっている¹⁹。

図5



Source: CTS and Thailand Department of Corrections

(UNODC・TIJ, Research on the Causes of Recidivism in Thailand,2021,p.16)

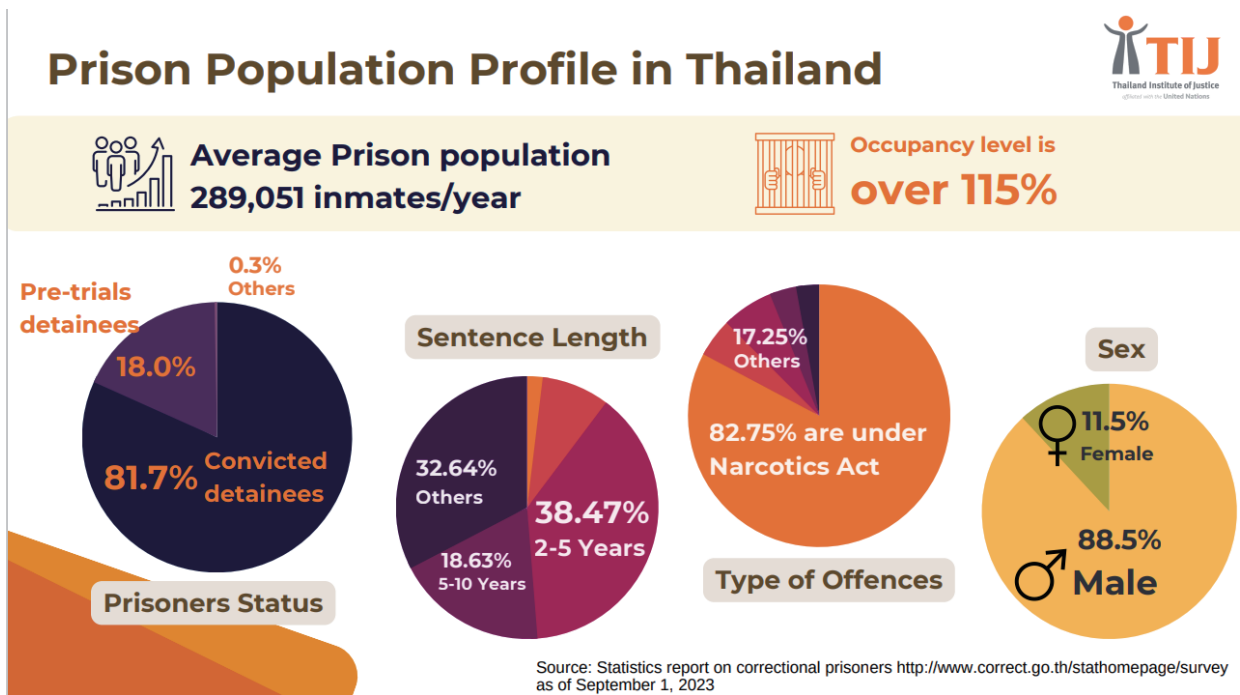
19 UNODC・TIJ, Research on the Causes of Recidivism in Thailand,2021,p.16

過剰収容の状況では、適切な処遇が行われずとして、過剰収容を避ける方法を摸索する必要があるという批判が行われている。THAILAND ANNUAL PRISON REPORT 2023によれば、「刑務所人口を削減するための持続可能で効果的な対策を見つける」ために、初犯者に対する罰金の賦課、軽微な犯罪に対する罰金または社会奉仕の賦課、短期刑の受刑者のための特別仮釈放制度の再開などが提案されている²⁰。

2) 受刑者の状況

被拘禁者の身分は、約8割が受刑者で、未決拘留者は18%である。受刑者が言渡された刑期は、2年から5年がもっとも多く、38.47%、5年から10年が18.63%となっている。犯罪の種類としては、82.75%が薬物事犯である。女性の割合は、11.5%となっている²¹。

図6



(タイ法務研究所 (Thailand Institute of Justice (TIJ) 提供資料より)

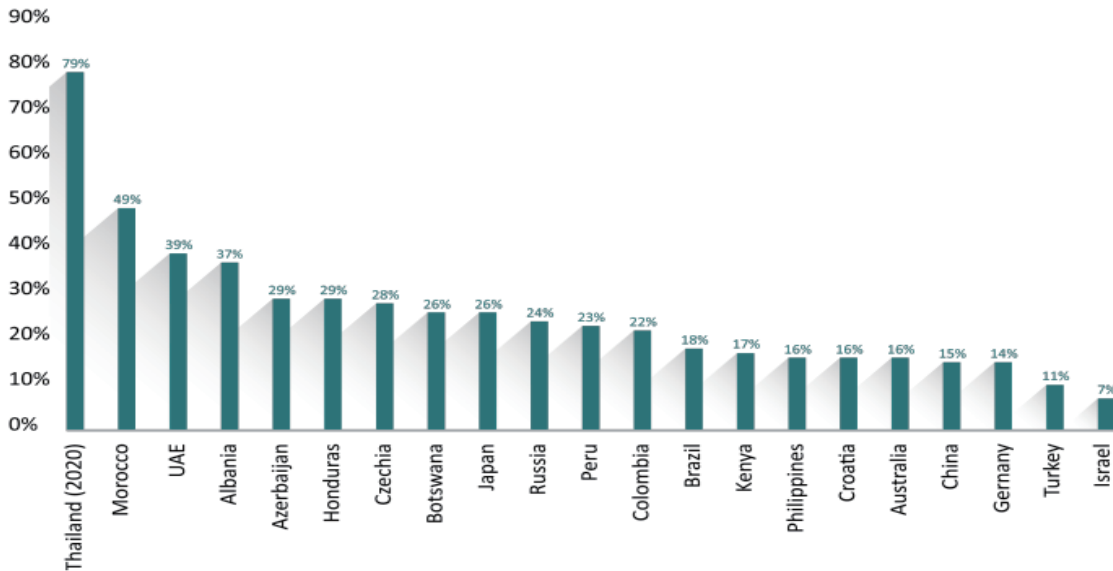
20 FIDH, Thailand Annual Prison Report 2023, p.59

21 2023年9月1日現在の統計数値をもとに計算されている。

タイでは、ほかの国と比較して、薬物事犯が多く、受刑者の8割を占めている（図7、図8）²²。

図7

Figure 4: Share of total sentenced prisoners in 2015 who were sentenced for drug crimes, selected countries

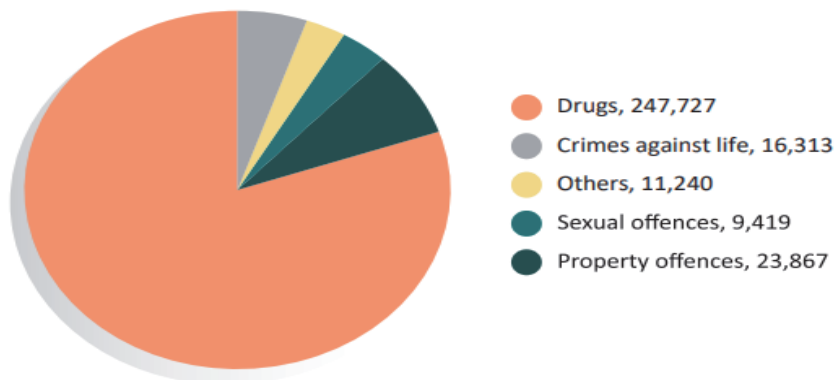


Source: CTS and Thailand Department of Corrections

(UNODC・TIJ, Research on the Causes of Recidivism in Thailand,2021,p.17)

図8

Figure 5: Offences for which Thai prisoners were held as of 1 January 2020



Source: Thailand Department of Corrections

(UNODC・TIJ, Research on the Causes of Recidivism in Thailand,2021,p.17)

22 前掲注19、p.17

薬物としては、メタンフェタミンが中心で、タイでは、覚醒剤は「ヤバ」(Yaba)という形で50年以上前から使用されている。最近では「アイス」(Ice)と呼ばれるクリスタル・メタンフェタミンという強力で中毒性が高いものの増加が問題視されている²³。なお、薬物事犯で多いのは、「頒布目的の所持」で、逮捕された者の76%であった。この薬物関連の犯罪の証明においては、一定量以上の薬物を所持していることが判明した者は、売人と推定されるため、売人ではないことを被告人が証明する必要がある²⁴。

なお、薬物に関しては、2021年に新しい法律(タイ薬物法)が制定された²⁵。この法律は、小規模な麻薬密売人よりも大規模な麻薬密売人をより厳しく処罰するとともに、自己使用者については、治療を選択することができるようになっただけでなく、場合によっては、薬物犯罪で服役中の受刑者に対しても、減刑等の恩恵があるとしている²⁶。同法をより効果的に促進するために、UNODCが支援する非政府組織Ozoneが運営するバンコクのクリニックは、薬物使用による健康や社会への影響を防ぐことを目的に、顧客のニーズに焦点を当てたハーム・リダクション・サービスを推進している²⁷。

受刑者の年齢については、40歳以上は22%と少なく、若年層へ偏っている²⁸。なお、ナコーンパットム中央刑務所長によると、70歳以上の受刑者は刑務所所長の裁量によって、仮釈放が認められており、70歳以上の受刑者は収監されていないという。

23 前掲注19、p.18

24 前掲注19、p.19

25 法律については、<https://en.fda.moph.go.th/media.php?id=517578787425230848&name=NARCOTICS-CODE-ONCB120666.pdf>参照。なお、吉田緑「タイの薬物政策改革—2022年5月大麻解禁前夜のタイから—」龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報12号(2022)6頁以下、丸山泰弘「2022年タイ薬物法典と薬物政策の転換」同40頁以下参照。

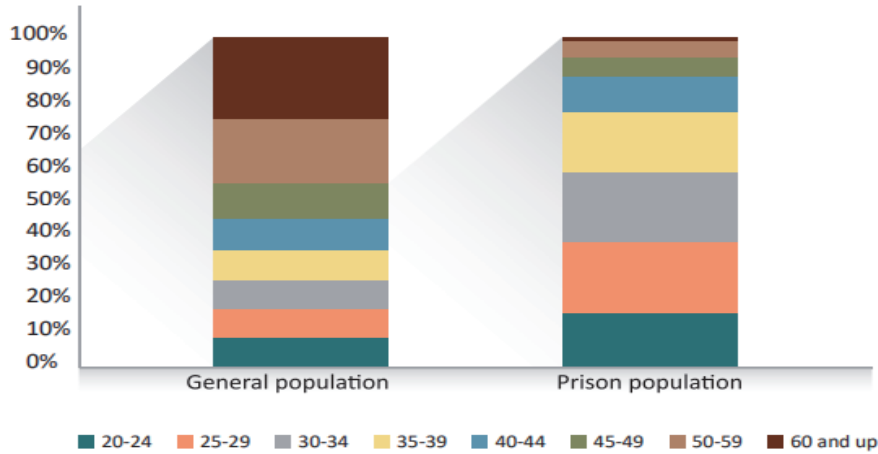
26 <https://en.correct.go.th/new-narcotics-bill-in-use-this-december/>

27 <https://www.unodc.org/roseap/en/2023/06/harm-reduction/story.html>

28 前掲注19、p.22

図9

Figure 10: Share by age categories of general population of Thailand (20+) versus prison population (20+) in 2019



Source: Thailand Department of Corrections; United Nations Population Division

(UNODC・TIJ, Research on the Causes of Recidivism in Thailand, 2021, p.22)

3) 再収容の理由

2012年以来、タイ政府は国民識別番号に基づく包括的な再犯監視プログラムを実施しており、2016年に釈放された受刑者のグループでは35.4%が3年以内に刑務所に戻っているという。

タイ法務研究所 (TIJ) が中心となって行った刑務所再入者に対する調査報告書からは以下のことがわかる²⁹。

同調査結果自体は、男女で分けられていないために、ジェンダーによる違いを見ることはできないが、刑務所に戻ってきた理由として、社会に犯罪に関連している友人がいることを挙げるものが圧倒的に多く、その他は、飲酒・薬物使用・メンタルヘルスや就職先がないことを挙げている。薬物使用者はしばしば家族から疎外されているために、主な社会的ネットワークは薬物使用者仲間構成されていることが指摘されている。家族の元に戻った場合でも薬物使用仲間が居る地域に戻ることが多いことから、以前のネットワークに組み込まれてしまう。そして、出所した薬物事犯者にとって、最も身近で高給の仕事である薬物販売の仕事へ戻っていくのである³⁰。

29 前掲注19の報告書。UNODC・TIJは、2020年1月13日から1月17日にかけて、2つの施設で64人の受刑者に対する再犯の理由に関する調査を実施した。40人の男性受刑者の年齢は27歳から53歳で、平均年齢は38歳であった。24名の女性は22歳から50歳で、平均年齢は33歳であった

30 前掲注19、p.25

また、刑務所出所後の就職は困難ではなかった（70%以上が自営業か6ヵ月以内に就職した）にもかかわらず、参加者の過半数が、刑務所を出たときに最も必要なのは、適正な賃金で合法的な雇用を見つけるスキルだと答えている。中でも、刑務所において取得できる、建築技術、家具関連技術、パソコン関係技能は役に立つが、靴作りや洗剤作りはあまり役に立たないと答えている³¹。

なお、刑務所の環境についての質問では、毎日シャワーを浴びるなどの生活環境の充実や食事の改善について肯定的な答えがみられる³²。

4) タイの刑務所の特徴

今回訪問したナコーンパトム中央刑務所での所長を含む幹部とのやり取りと参観した印象から、タイの刑務所には、次のような特徴があるということが出来る³³。なお、ナコーンパトム中央刑務所は、バンコク・ルールズ等の国際準則に沿ったモデル刑務所に指定されている。

まずは、受刑者の数の多さである。刑務所自体の敷地面積がかなり広いが、就寝する場所は、区切られておらず、146人が布団を敷いて寝る対応がなされていた。日本の刑務所よりも寝具は小さめで、しかも、布団を並べた場合、一人分のスペースはあまりない。ただ、昼間は、刑務所の中のオープンスペースを自由に利用することができる。天井がないオープンエアの部分も多く、雰囲気は開放的である。

次に、刑務所が一つの街のようにになっている点があげられる。すべての人が職業訓練を受けられるわけではないが、職業訓練としてはバリスタ（コーヒーを入れる人）、理容・美容、洗濯、クリーニング、ベーカリーなどがあり、これらは職業訓練としてだけでなく、店舗としての機能も果たしている。受刑者も職員もそこで必要なものを買うことができる。洗濯は、そもそも受刑者同士でお金を取って行っていたものを、正式な職業訓練として、公平性を担保する形で行うことにしたという。例えば、バリスタの職業訓練として稼働した場合、その売り上げの70%が受刑者に支払われることになっている。

Phra Nakhon Si Ayutthaya Provincial Prison（プラ・ナコーン・シー・アユタヤ地方刑務所）のケースであるが、刑務所内の職業訓練でコーヒーの淹れ方を学んだ受刑者が、刑務所のすぐ外にある受刑者経営のコーヒーショップ兼レストランで働くチャンスを与られ、月に約1000バーツを稼い

31 前掲注19、p.37

32 前掲注19、p.43

33 訪問は、2023年9月20日に実施した。滞在時間は、朝9時から午後4時過ぎと長時間にわたった。ナコーンパトム（Nakhon Pathom）中央刑務所には、男性と女性の両方の区画があり、男性の場合は、刑が長い凶悪犯罪の場合には、一般受刑者とは別区画となっている。

でいるという報告もある。服役を終えたら、自宅で自分の店を開くつもりだという³⁴。

ナコーンパトム中央刑務所での参観の際、バリスタが入れたコーヒーや、ベーカリーでのお菓子や飲み物を口にする機会があったが、全ておいしく、社会でも十分に通用すると感じた。

売店には、化粧品も売っており、女性たちが化粧することを、刑務所長は肯定的にとらえていた。

3つ目に、社会復帰後の就職を意識した職業訓練が行われていることである。バリスタにしてもベーカリーにしても、もちろん何らかの経済的支援は必要だが、社会復帰後タイによくあるという屋台を出店することも可能である。

また、伝統工芸品である織物については、綿や絹の手織り技術を学んだ後、その技術を刑務所収容中に外部にも教えに行くなど、刑務所にいるときから、常に社会復帰後の職業を念頭に訓練が行われている。織物については、織物の機械を作ることを訓練として行う受刑者もいれば、糸を染めたり、織物のための糸巻の作業を行う受刑者もいて、染色から全ての工程を刑務所の中で行うことで、自分の行っている工程に誇りが持てるようにしている。織物には伝統的な柄の種類があり、どの種類を選択するかは受刑者が決めることができる。もちろん製品は刑務所内外で購入することができ、タイのデパートにも卸しているという。

さらに、刑務所出所者を雇用したいという雇用主に、食品工場が多いことから、受刑者が社会復帰後同工場に就職しても戸惑わないように、刑務所の中に、標準的な食品工場の全工程を経験できる設備を作っている現場を参観することもできた。社会の食品工場で見られる、手ではなく足で水を出す手洗い場なども再現されていた³⁵。

4番目に、王室財産管理局による王室主導のプログラムが多く実施されていることであるバンコク・ルールズの基礎となった「ガムランジャイプロジェクト」もそうであるが、王室メンバーが刑務所で何らかのプログラムを実施することは当たり前となっている。ナコーンパトム中央刑務所でも、前国王の妹である王女による「ナンバーワンプロジェクト」(歌唱大会)や、王室財産管理局によるアートプロジェクトや有名シェフによる料理プロジェクトなどが行われていた。

5) 社会内での支援

刑務所の社会復帰後を見据えた職業訓練と同様に、社会に出てからの支援も、より実践的な職業を念頭に置いたものである。

34 Today,2017年8月31日付記事。https://www.todayonline.com/world/asia/dignity-behind-bars

35 なお、この点については、工場などで受刑者が働くことや、労働力不足を補うために受刑者を使用することは、搾取に当たるとして、批判されている。前掲注20、p.56,57

今回訪問したHouse of Blessing Foundationは、1981年に創設された民間団体であるが、刑務所へ教育チームを派遣して、釈放前教育を行っている。釈放前教育では、どうやってコミュニティとうまくやっていくか、どのように自分を変えていけばよいのかなどについての教育を行っている。また、刑務所における楽器を演奏するプロジェクトを通じて、努力する力や協力する力をはぐくみ、受刑者がこれまでの自分の行動を見直せるような働きかけを行っている。

また、ハーフウェイハウス（社会にある社会復帰のための中間施設）を運営し、出所した受刑者が、事務所のすぐ近くでバリスタや理容の職業訓練として、お店を営むことを援助している。また、フードトラックを運営できるようにトラックの手配なども行っている。そして、タイではとても人気がある食べ物であるココロギの佃煮や、ベーカリーなどの職業訓練も行っている。なお、ココロギの佃煮やベーカリーのクッキーなどは、一般の人も買うことができる。

さらに、親が刑務所に入っている子どもたちのグループホームも経営しており、出所した女性受刑者のうち、帰る場所がない者の中には、出所後も自らの子どもと一緒にグループホームに住み、保育の仕事をしている者もいる。

もちろん、ほかに同じような支援を行っている団体が多くあるわけではないが、社会のなかでの支援においても、より実践的な支援を行っている様子をうかがうことができた。

4 タイの女性受刑者とバンコク・ルールズ

1) タイの女性刑務所

国際的にみて、タイの女性刑務所の人口10万人当たりの収容率は、アメリカについて、二番目である（2021）³⁶。2021年の女性受刑者は、32,952人で、刑務所人口の11.5%を占め、人口比は47.4であった。

表1

年	人数	女性比	人口比（10万人当たり）
2000	35,803	17.4%	57.4
2005	28,452	17.2%	43.4
2010	29,175	14.6%	43.9
2015	44,152	14.4%	65.5
2021	32,952	11.5%	47.4

（注12資料、P.9）

36 前掲注12

過去10年間で、女性受刑者の数は劇的に増加しており、2020年には、女性受刑者は47,995人（2020年3月収集データ）で、2007年（23,736人）の約2倍である。タイの女性受刑者の80%が麻薬関連犯罪で服役しており、2番目は財産犯である。このことはほとんどの女性は非暴力的犯罪での服役であることを示している³⁷。

タイの女性刑務所について、国連女性差別撤廃委員会は、「委員会は、締約国が世界で最も高い女性の拘禁率を有していることに懸念を表明」するだけでなく、「女性刑務所の数が限られているため、女性がしばしば家族から遠く離れ、国際基準を満たさない条件の過密な刑務所に収監されていることを懸念する」としている。特に、「妊娠中の女性や子どもと一緒に収容されている女性については、国際基準を満たさない過密な刑務所に収容されている」ことを問題としている³⁸。

その上で、委員会は、締約国に対して、(a) 拘禁されている女性の数を減らすための緊急措置をとること、(b) 女性の拘禁施設の条件を、国連拘禁処遇規則に従って改善すること、(c) 刑務所による女性への侵襲的な身体検査を禁止し、中止するために直ちに行動を起こすことを要求している³⁹。

刑務所が建設されたのは、受刑者のほとんどが男性であった時代であり、施設や処遇も男性中心であった。長い間、男性受刑者も女性受刑者も同じように扱われてきており、女性特有の身体的社会的脆弱性という概念は存在しなかった。女性受刑者に対してどのような処遇を行うべきか、妊娠中の受刑者を刑務所でどのように扱うべきか、受刑中に生まれた新生児のためにどのような施設を提供すべきか、といった具体的なガイドラインは存在しなかった⁴⁰。

けれども、バンコク・ルールズの制定以降、特に医療、妊娠など特定の状態にある女性の処遇、幼い子どもを持つ受刑者を支援する施設の整備において目覚ましい進歩を遂げている⁴¹。

今回訪問したナコーンパトム中央刑務所では、希望があれば、自分の子どもを1歳半になるまで手元においておくことができていた。その場所は、特別な部屋で、子どもと母が安心して生活できるよ

37 Veenukarn Rujiprak, Sanyapong Limprasert & Yodsawadi Thipphayamongkoludom, A Quantitative Analysis of Common Challenges Faced by Women Prisoners in Thai Prison, *Social Science Asia*, Volume 7 Number 3, p.67

38 CEDAW/C/THA/CO/6-7, 2017, 47

39 前掲注37, p.48

40 Thailand Now に掲載された Kanokchan Patanapichai, Bangkok Rules: Understanding Female Inmatesによる。なお、掲載日時が不明であるが、記事の内容により、バンコク・ルールズ10周年の2020年に掲載されたと推測される。<https://www.thailandnow.in.th/country-facts/bangkok-rules-understanding-female-inmates/>

41 前掲注19

うに工夫されていた⁴²。

過剰収容下における女性受刑者の刑務所での生活に関する調査⁴³では、33.14%の女性が刑務所の中でメンタルヘルスの問題を抱えていた。また、家族とのコミュニケーションが足りないことが多く、問題を生じさせていること、25歳以下の受刑者の場合、受刑者同士の身体的・精神的暴力にさらされることが多いことが明らかにされた。年長者の受刑者の場合、タイの年上を敬うという文化から、あまり受刑者同士のトラブルにならないという。刑務所における生活上の困難は、女性受刑者の生活の質に影響を与えるため、清潔な環境、より良い食事、医療上の対応の向上、家族との外部交通の充実などが必要だとする⁴⁴。

2) タイの女性受刑者が直面する困難

タイの女性受刑者も、刑事司法のジェンダーバイアスやそれに基づく差別的な取扱いに苦しんでいる⁴⁵。タイの女性は、貧困や司法制度の知識の欠如などの要因が重なり、男性よりも大きな困難や差別に遭遇する傾向がみられる。量刑においても、適切に減輕事由として評価されるべき事実について、考慮しない偏見的な量刑も存在する⁴⁶。法的支援も十分ではなく、女性受刑者の45%が、公判中に弁護士を付けず、20%のみがボランティア弁護士や公選弁護人に弁護されたという調査報告がある⁴⁷。

CEDAW（女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）一般勧告第33号は、女性は次のように刑事事件において差別を受けているとしている。①女性のケア役割などジェンダーに配慮した勾留に変わる非拘禁措置の欠如、②身柄拘束中の女性のニーズを満たしていないこと、③ジェンダーに配慮した監視や独立した再審査のメカニズムがないために、刑事手続のすべての場面で女性たちが

42 法律上、2歳まで刑務所にいることができるが、早めに外の生活を送ることが推奨されている。

43 20の刑務所において、2,499人に対して行われた2018年の調査である。

44 前掲注37、p.77

45 刑事司法が女性にとって差別的に機能していることについて、後藤弘子「家父長的ジェンダー差別秩序と刑事法」後藤弘子・宮園久栄・渡邊和美・柴田守編集代表『女性犯罪研究の新たな展開』（尚学社、2023）48頁以下参照。

46 FIDH - International Federation for Human Rights Union for Civil Liberty (UCL) Joint shadow report on Thailand's implementation of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW) for the review of Thailand's sixth and seventh periodic reports, Female inmates: Discrimination behind bars, 2017, p.1

47 Thailand Institute of Justice (TIJ), Women Prisoners and the Implementation of the Bangkok Rules in Thailand, 2014,p.133

刑事司法制度から2次被害を受けているのである⁴⁸。CEDAWが指摘するように、これまで刑事司法においては、家父長的ジェンダー差別構造やそれに基づく女性の脆弱性が無視されてきたことから、ジェンダーに配慮したバンコク・ルールズが必要であった。

これまでTIJは、いくつかの調査を行うことで、女性被拘禁者の抱えている問題を明らかにしてきた。

2018年に行われた1,500人の女性受刑者と500人の未決拘禁女性に対する調査では、①女性受刑者の大多数(93.2%)はシスジェンダー(生まれたときに割り当てられた性別に疑問を感じない人)だった、②半数近くが服役前に同棲していた(41.5%)、③学歴は中等教育以下が最も多い(29.9%)、④女性受刑者の大半(78.0%)に子どもがいる、⑤女性の犯罪は、主に薬物関連犯罪(79.9%)であり、その半数は、薬物の販売目的所持である、⑥ほとんどの女性受刑者は3~4年の服役経験がある、⑦26.4%が再犯者である、⑧女性受刑者の約半数(57.6%)が以前薬物を使用していた、⑨女性受刑者の28%が身体的暴力被害を経験し、5%が性虐待を受けたことがある、精神的虐待を受けた者は33.9%である、⑩女性受刑者の大多数(97.3%)は、メンタルヘルスの診断を受けたことがない、といったことが明らかになった⁴⁹。

また、2019年の調査によると、①女性受刑者は男性受刑者より子どもがいる人が多く、また不倫や子どもに対するネグレクトの経験がある、②女性は、そのほとんどが薬物の使用者に過ぎないが、にもかかわらず、刑の重い薬物所持罪で起訴されている、③一方で、男性は使用者でもあり、売人でもある、④男女の受刑者とも、その犯罪に至る理由に、幼少期のトラウマ体験、不良交友、経済的動機がある、⑤女性のみ理由として、愚直さとコントロールされやすさがあるとされている⁵⁰。

さらに、2021年に行われた犯罪に至った理由に関する調査では、女性受刑者には、児童虐待やDVの被害経験がある、親密なパートナーとの関係や家庭生活がうまくいかない、薬物使用や犯罪が身近にある環境で育った、逸脱した仲間集団との付き合い、教育水準の低さ、経済的不安を背景とした家族の脆弱性、精神的苦痛などがあることが分かった。

女性受刑者が、どのようなことがあれば、社会への再統合が容易になるかについては、家族、友人、

48 CEDAW一般勧告33号(2015)48。CEDAW/C/GC/33。なお、同勧告の日本語訳については、内閣府男女共同参画局HP参照。https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/kankoku33.pdf

49 TIJ, Women Behind the Bars: Survey of Women Prisoners in Thailand 2018.

なお、本報告書はタイ語であるため、内容については、2023年9月19日の訪問の際にTIJから提供された資料による。

50 2023年9月19日の訪問の際にTIJから提供された資料による。なお、詳しくは、TIJ, Gender and Pathways to Prison: A Narrative Study of Female and Male Prisoners Convicted of Drug Related Case in Thailand, 2019参照。

親密なパートナーとの絆の回復、安定した雇用、経済的安定・自立、居場所、トラウマ、心身の不調、薬物乱用への対処と治療、地域社会の受容、スピリチュアリティと信仰、変化への意欲が必要だとしている⁵¹。

3) バンコク・ルールズとタイの女性刑務所

2010年の国連総会でバンコク・ルールズが採択されて以来、タイの女性受刑者にとって刑務所の中での生活は徐々に改善されているという評価がある。

TIJは、国連バンコク・ルールの世界的な実施を促進するため2011年に設立された。TIJの使命のひとつは、国際レベルおよび国内レベルで、矯正施設における国連バンコク・ルールの実施を促進・支援することである⁵²。

2015年、TIJはタイ矯正局と協力し、バンコク・ルールズを積極的に推進する「モデル刑務所プロジェクト」を立ち上げた。選定基準は、PRI（Penal Reform International：国際刑事改革機構）が開発した実施指標に、TIJがタイ矯正局と協力してタイの実情に合った修正・改訂を行ったものである。全部で9つのセクションと154の指標があり、政策レベルから実践レベルまで多岐にわたっている⁵³。毎年3～4か所の刑務所が一定の基準にしたがって、選定されており、2023年9月現在で、17の刑務所が「モデル刑務所」として選定されている⁵⁴。

TIJの調査によると、タイの刑務所では、受刑者に害を与えるのではなく、支援し、癒すように努めていること、包括的な刑務所の面会制度が構築されていること、再入所プログラムの全面的な実施と、出所後を見据えた出所前からの支援の試みがなされていること、広範な職業訓練及び教育訓練と刑務所を拠点とした仕事の取り組みが存在すること、ほとんどの刑務所において薬物治療プログラムを設置していること、心理的支援を提供し、トラウマや女性の被害歴に対処する試みが行われていること、女性を治療的に支援するその他のカリキュラムが提供されていること、宗教プログラムや運動・

51 2023年9月19日の訪問の際にTIJから提供された資料による。なお、詳しくは、TIJ, Women's Pathways Into, Through and Out of Prison, 2021参照。

52 たとえば、バンコク・ルールズの普及のために、Guidance Document on the Bangkok Rules: Implementing the United Nations Rules on the Treatment of Women Prisoners and Non-custodial Measures for Women Offendersといった解説書も作成している。

53 TIJ, The Model Prison Project for the Implementation of the UN Bangkok Rules, p.13.なお、同書14頁には、具体的な9つのセクションが記載されている。

54 2023年9月19日の訪問の際にTIJから提供された資料による。

スポーツプログラムの提供などが、女性受刑者に対する処遇として行われている⁵⁵。

Kanokchan Patanapichaiはタイの女性刑務所に対して以下のように肯定的な評価を行っている⁵⁶。

彼女によると、「モデル刑務所」では、施設の改善がなされ、女性受刑者の社会復帰を支援するプログラムが実施されており、これらの「モデル刑務所」は、他の刑務所が国内外でのそのベストプラクティスを研究し、情報交換するための学びの場としても機能していると指摘する。一方で、30を超える官民の組織がソーシャル・パートナーとなり、出所者が尊厳をもって社会復帰できるよう支援する適切なエコシステムの構築に力を合わせている。このような支援エコシステムによって、刑務所の再入所件数が減少することも期待されているとする。

さらに、バンコク・ルールズの実施とともに、政府は矯正制度を改善するための他の行動もとってきた。2020年6月、政府は第4次国内人権計画（2019～2022年）と Prevention and Suppression of Torture and Enforced Disappearance Billを閣議決定した。これにより政府は、十分な医療機器や備品の整備を含め、刑務所内の医療を刑務所外のサービスと同水準まで改善する意向を示しているとする。

受刑者が自発的な労働や職業訓練を通じて社会復帰できるよう、リハビリテーション・プログラムが提供されている。受刑者が働き、公平で多額な謝礼を受け取ることができるよう、一定の規則が改正された。こうした措置の導入に伴い、刑期終了を控えた受刑者が経営するカフェ、レストラン、マッサージ店など、多くの試験的プロジェクトが実施されている。これらの試験的プロジェクトは、受刑者が実地経験を積むだけでなく、自ら収入を得ることを可能にする。受刑者の平均収入は2019年から141%増加している。さらに、政府は前科者を雇用する企業等に対して、税制上の優遇措置を与え、出所者を雇用するビジネスセクターを奨励しているという。

瞑想、娯楽、マッサージ、料理など、女性受刑者のための刑務所内での教育リハビリプログラムを充実させていることは、実際の刑務所参観の際にも確認できた。

一方で、「モデル刑務所」に対しては、批判的な評価もある。International Federation of Human Rightsは、その報告書で、外部者の刑務所へのアクセスが十分ではないこと、過剰収容であること、妊娠している女性や子どもを刑務所で育てている女性への特別な配慮が十分ではないこと、水や衛生状況がよくないこと、食べ物の質が低いこと、ヘルスケアサービスが最低基準以下であるこ

55 2023年9月19日の訪問の際にTIJから提供された資料による。なお、詳しくは、TIJ, Women's Pathways Into, Through and Out of Prison, 2021参照。

56 以下、前掲注40の記述による。

と、刑務所での労働条件が国際基準に達していないこと、外部者の情報の入手が制限されていること、匿名によって行われる不服申立制度がないこと、刑務所内での懲罰手段が国際基準に合致していないことなどが指摘されている⁵⁷。

今回の参観では全部について確認できなかったが、指摘されるような問題が存在するのは事実であろう。少なくとも、過剰収容を解消しなければ、刑務所での経験をより更生に資するものとするのは困難である。一方で、国際人権NGOがタイの女性刑務所等について、問題点を指摘できるのは、TIJが積極的に情報公開を行い、タイの矯正についての情報提供を英語で行っている点にもあるように思われる。その意味で、日本の刑務所に関する外部調査を多く実施し、それに関する英語での情報発信を行うことは、日本の矯正処遇を国際基準に合ったものにするために不可欠である。

タイでは、バンコク・ルールズという国際基準に沿った形で、女性受刑者の処遇を実施しようとしている。実際に参観したナコーンパトム中央刑務所から受ける印象だけ言えば、より開放的で、人間的な刑務所であると感じた。日本の刑務所の処遇区域内で、参観者がフルコースの食事をし、コーヒーを飲み、そして、伝統芸能を堪能するということは、想像できない。過剰収容という事実が目くらしとなっているが、タイの女性のモデル刑務所から受刑者の改善更生のための矯正処遇の選択肢を増やすことについて、日本が学ぶことは多いと感じる。

57 FIDH, FLAWED MODELS Implementation of international standards in Thailand's 'model' prisons for women,p.5

参考資料②

韓国の女性犯罪の現状

千葉大学大学院社会科学研究院 後藤弘子

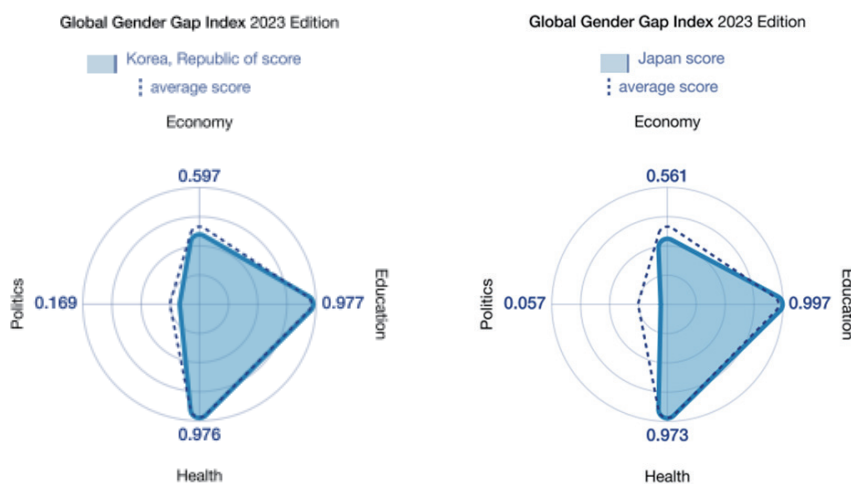
1 韓国におけるジェンダー平等

韓国のジェンダー平等について、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数（GGI）に関しては、日本が125位なのに対して、同じく100位代ではあるが、105位と日本より高い地位を占めている。

少し詳しく見てみると、たとえば、経済分野の項目のうち、同一労働同一賃金については、韓国（76位）と日本（75位）とほぼ変わらない。また、男女の賃金平等については、日本が100位に対して韓国が119位と、日本の方が若干であるが平等指数が高くなっている。

最も大きく異なるのが政治分野についてで、国会議員数に関しては、韓国は102位、日本が131位、女性の大統領については、韓国は88位、日本が128位、女性の大統領や首相等の政治的トップに関しては、韓国は36位、日本は80位と韓国が日本を上回っている¹。

図 1



(Global Gender Gap Report 2023、p.217、225)

韓国は憲法11条1項において、「すべての国民は、法の前に平等である。何人とも性別、宗教又は社会的身分により、政治的、経済的、社会的、文化的生活のすべての領域において差別を受けない」

1 Global Gender Gap Report 2023、p.217、225

と規定するほか、雇用、賃金及び勤労条件における女性差別の禁止（32条4項）、母性保護の国家の努力義務（36条2項）の条文も存在する²。国連女性差別撤廃条約を日本よりも早く1984年に批准しており、また、2000年は早くも選挙におけるジェンダー・クォータ制を導入している。2002年には、「政党法」や「公職選挙及び選挙不正防止法」（2005年からは「公職選挙法」）を改正し、「30%だった比例代表のクォータを50%」に引き上げ、「奇数を女性に当てるジーパー方式の配置方法」を導入した（47条3項）。また、地方選挙広域議会に関しては、「クォータに違反した場合に候補者の登録や比例名簿の受理をしないという罰則規定」も設けられた。また、小選挙区には努力義務ではあるが、30%を女性候補者に割り当てる規定が盛り込まれた³（47条4項）。

女性の平等を促進するため、2014年には、女性発展基本法（1995）が全面改正され、両性平等基本法が制定された。同法においては、両性平等を推進するための、ジェンダー主流化措置を取ることとし（14条1項）、「国及び地方公共団体は、制定又は改正を行う法令（法律、大統領令、総理令、部令並びに条例及び規則をいう。）並びに性平等に重大な影響を及ぼし得る計画及び事業等が性平等に及ぼす影響を分析及び評価（以下この条において「性別影響分析評価」という。）しなければならない。」（15条1項）という規定を置くことで、立法におけるジェンダー平等を推進する義務を明記している⁴。

女性に対する暴力に関しては、1990年代にすでに、性暴力に関して「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」（1994）、家庭内暴力に関して「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」及び「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」（1997）が制定された。さらに、2000年代になって、2004年には、「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」及び「性売買斡旋等の行為の処罰に関する法律」が制定された⁵ほか、「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」は「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」及び「性暴力防止法及び被害者保護等に関する法律」（2010）となり、2013年、2018年には刑法性犯罪規定の改正がなされ、より被害者の視点に立った法律となった⁶。さ

2 <https://justice.skr.jp/koreaconst/constitution10.html>

3 申琪榮「ジェンダー政策の形成過程—理論的考察と韓国の事例」国際ジェンダー学会誌11号（2013）45頁、男女共同参画局「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査-ドイツ共和国・フランス共和国・大韓民国・フィリピン共和国-」（2008）116～118頁。

4 藤原夏人「韓国の両性平等基本法」外国の立法264（2015）110頁。

5 藤原夏人「韓国の女性暴力防止基本法」外国の立法281（2019）61頁。なお、「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」は1993年に公布され、1994年に施行されており、同論文の1994年の「公布」は、「施行」の誤記と思われる。張應燮「韓国における性犯罪規定」樋口亮介・深町晋也『性犯罪規定の比較法研究』（成文堂、2020）830頁。

6 張・前掲注5、833頁。

らに、2021年には「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」が制定されたが、被害者保護をさらに充実させるために、2023年には「ストーキング防止及び被害者保護などに関する法律」（女性家庭部担当）が成立するなど、加害者処罰と被害者保護を別々の法律で対応するなど、個別法制での対応が行われてきた⁷。

2016年の江南（カンナム）駅付近で起きた殺人事件は、女性に対するフェミサイド（ミソジニーによる差別的殺人）を前面から検討するきっかけとなった。その後、女性に対する差別と嫌悪による暴力に対して国の責任を明らかにし、女性への暴力に対する包括的な対策法として、「女性暴力防止基本法」（2018）が成立した⁸。

2018年、テレグラム（Telegram）を用いた未成年者を含む一般女性の性的搾取事件であるいわゆる「Nth Room事件」⁹を受け、デジタル性犯罪に関する関連法¹⁰の改正（2020）¹¹がなされ、法定刑を重くする形で女性に対する暴力への対応が行われた。

さらに、殺害された子どもの出生届が未提出だった事件等を受けて、子どもの保護を手厚くするために「家族関係の登録などに関する法律」の一部を改正し、医療機関が健康保険審査評価院に出生情報を通知し、その出生情報を健康保険審査評価院が自治体に通知する制度を導入する法案が国会で可決（2023）される¹²など、ジェンダー差別に基づく女性に対する暴力の根絶や子どもや女性の支援のための改正が充実している。

7 https://world.kbs.co.kr/service/news_view.htm?lang=j&Seq_Code=78552。なお、改正について、The Korea Times 2023年6月22日の記事参照。https://www.koreatimes.co.kr/www/nation/2024/01/113_353413.html。2023年には「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」の処罰規定も強化された。

8 藤原・前掲注5、60頁。

9 テレグラム上に1番から8番までのルームでそれぞれ違うタイトルをつけそのルームごとに異なる女性の個人情報と性搾取をアップロードした事件。

10 性暴力犯罪の処罰などに関する特例法、刑法、犯罪収益隠匿の規制及び処罰などに関する法律、情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律、電気通信事業法などの改正。

11 中村穂佳「【韓国】デジタル性犯罪に関する法改正」外国の立法285-1（2020）26、27頁。なお、「n番部屋」事件については、『n番部屋を燃やし尽くせ デジタル性犯罪を追跡した「わたしたち」の記録』追跡団火花（米津 篤八・金李イスル訳）光文社、2023参照。

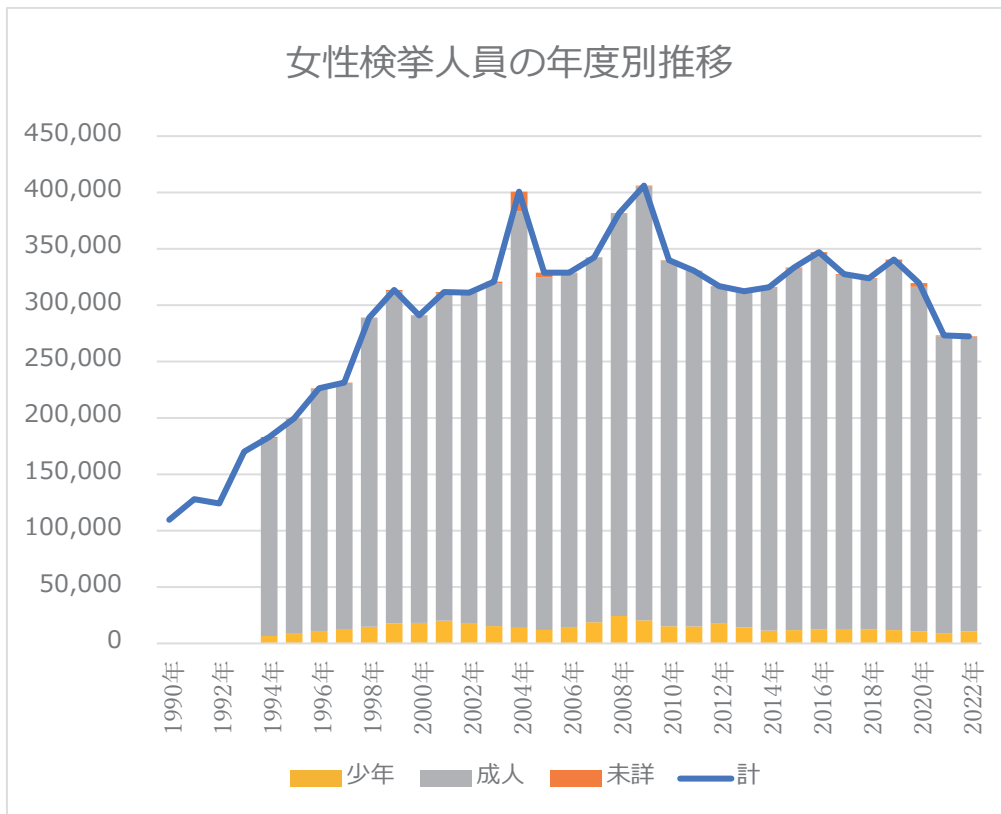
12 中村穂佳「韓国：医療機関による出生通知制の導入」外国の立法298（2013）86頁。

2 韓国の女性犯罪の現状¹³

1) 検挙人員

2022年度の検挙人員は、1,250,330人で、そのうち女性は、272,346人と21.8%を占める。また、少年（19歳未満）¹⁴は、全体で60,691人、女性が10,649人と17.5%を占めている。最近20年を見ても、横ばいか減少傾向がみられるが、1990年から比べると、検挙人員は3倍になっている¹⁵。

図2



13 以下のデータは、韓国警察庁の「犯罪統計」による。

https://www.police.go.kr/user/bbs/BD_selectBbsList.do?q_bbsCode=1115&estnColumn2=%EB%85%84%EB%8F%84。なお、日本語版の図表の作成は、韓国高麗大学法学研究院専任研究員の孫麗玉氏の協力を得た。

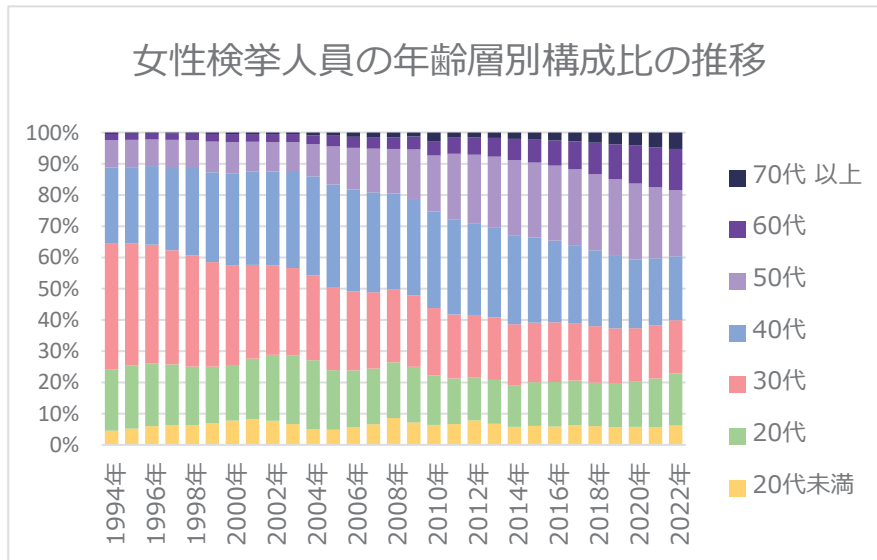
14 韓国少年法2条は、「この法律における「少年」とは19歳未満の者をいい、「保護者」とは法律上監護教育を行う義務のある者をいう。」と規定している。

15 少年と成人の数値が取れるのは、1994年からである。

2) 年齢

年齢については、30代、40代が減少して、50代、60代、70代が増加している。特に、50代の検挙人員に占める割合が高くなっている。

図3



3) 女性検挙人員の割合

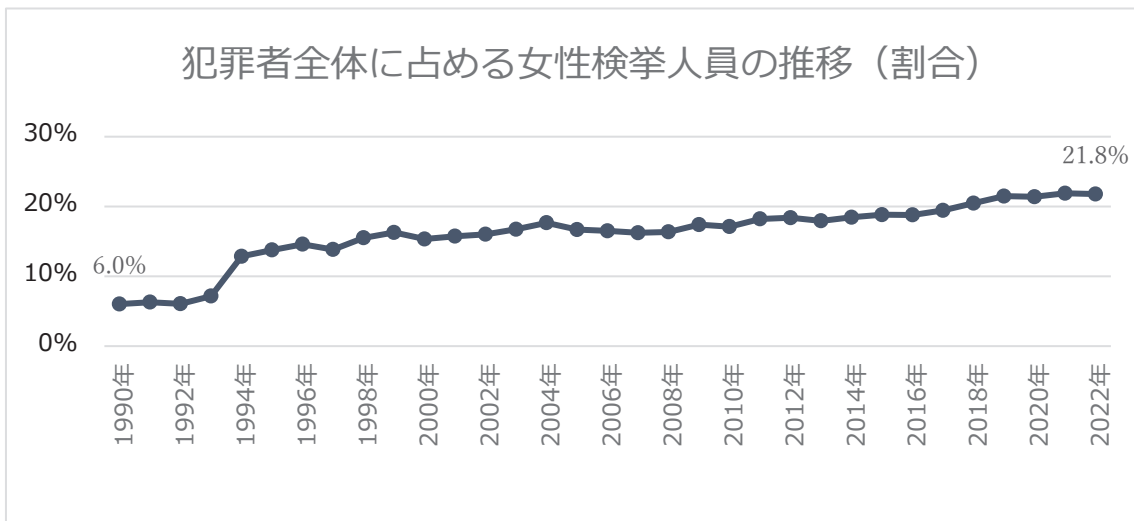
1990年代の初めは、女性検挙人員の割合は6%に過ぎなかったが、以来増加して、2018年度には20%を超え、その後も20%を超える高水準となっている。女子少年についても同様の傾向を示しているが、20%を超えることなく推移している。

表1

女性犯罪者の割合の推移			
年 度	計	成 人	少 年
1990	6.0%		
1991	6.3%		
1992	6.1%		
1993	7.2%		
1994	12.9%	13.5%	6.0%
1995	13.8%	14.4%	6.9%
1996	14.6%	15.2%	8.0%
1997	13.8%	14.4%	7.9%
1998	15.5%	16.0%	9.8%
1999	16.3%	16.6%	12.6%

年 度	計	成 人	少 年
2000	15.3%	15.6%	12.7%
2001	15.7%	15.8%	15.4%
2002	16.0%	16.1%	15.7%
2003	16.7%	16.8%	15.9%
2004	17.7%	17.6%	15.9%
2005	16.7%	17.0%	14.3%
2006	16.5%	16.9%	16.0%
2007	16.2%	16.5%	16.2%
2008	16.4%	16.6%	19.7%
2009	17.4%	17.9%	17.3%
2010	17.1%	17.7%	16.1%
2011	18.2%	18.3%	17.4%
2012	18.4%	18.5%	16.7%
2013	17.9%	18.0%	16.0%
2014	18.5%	18.6%	14.8%
2015	18.8%	19.0%	14.9%
2016	18.8%	18.8%	16.1%
2017	19.4%	19.5%	17.7%
2018	20.5%	20.5%	18.6%
2019	21.5%	21.5%	17.8%
2020	21.4%	21.4%	16.7%
2021	21.9%	22.1%	17.0%
2022	21.8%	22.0%	17.5%

図4



4) 罪名別

女性の罪名別検挙人員の実数として多いのは、詐欺などの知能犯罪、暴力犯罪、交通犯罪の順である。日本と異なり、窃盗の割合が比較的少ない。女性比に関しては、保健犯罪（地理的表示品の虚偽表示や食品の安全に関する罪等）¹⁶、麻薬犯罪と窃盗犯罪の女性比が高い¹⁷。

表2 罪名別検挙人員（2022年）

罪 名 別	男	女	女性比
計	1,955,968	544,692	21.8%
凶 悪 犯 罪	47,826	2,208	4.4%
交 通 犯 罪	408,062	72,370	15.1%
労 働 犯 罪	936	298	24.1%
麻 薬 犯 罪	16,660	7,236	30.3%
兵 役 犯 罪	7,768	50	0.6%
保 健 犯 罪	68,646	44,794	39.5%
選 挙 犯 罪	5,678	1,856	24.6%
安 保 犯 罪	1,134	230	16.9%
窃 盗 犯 罪	132,690	55,940	29.7%
知 能 犯 罪	334,802	104,598	23.8%
特別経済犯罪	77,408	23,938	23.6%
暴 力 犯 罪	448,070	101,276	18.4%
風 俗 犯 罪	56,454	5,528	8.9%
環 境 犯 罪	6,884	494	6.7%
その他の犯罪	342,950	123,876	26.5%

16 氏家仁「韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準（2）」比較法雑誌46巻2号（2012）288～291頁。

17 なお、労働犯罪とは「勤労基準法」や「職業安定法」等を指す。

5) 前科の有無

女性検挙人員の4割強は前科がないが、3割近くの者が前科がある。

図5

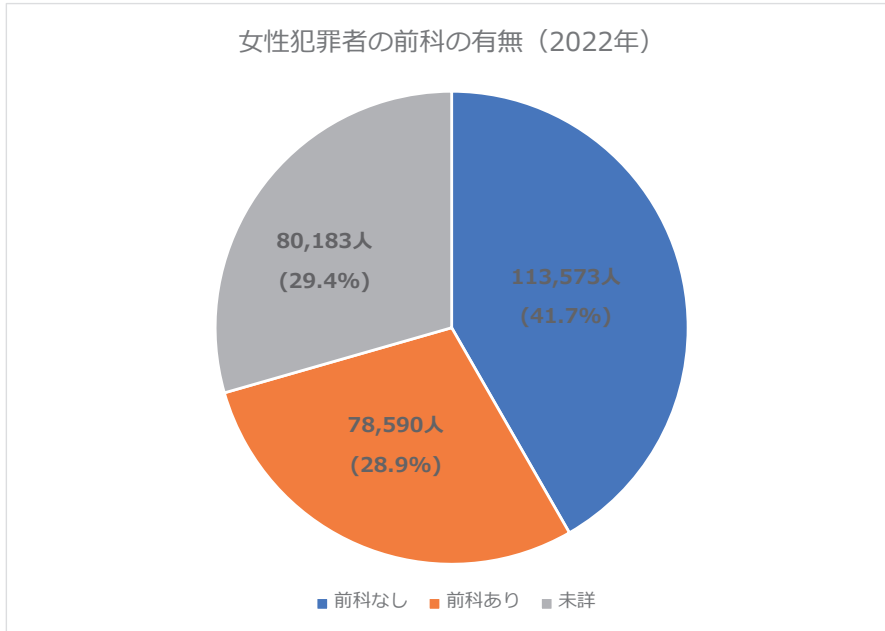
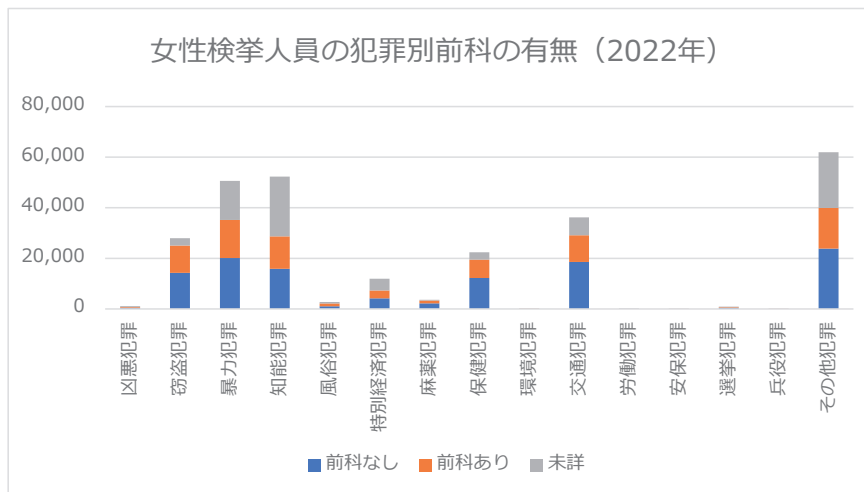


図6



3 女性受刑者の現状

女性受刑者の現状について、韓国の「矯正統計年報」からのデータを日本語訳したものをから見てみたい¹⁸。なお、2022年のデータによれば、34,475人のうち、男性が31,870人(92.4%)、女性が2,605人(7.6%)である¹⁹。

1) 罪名別

女子受刑者は、圧倒的に詐欺・横領が多く、日本に多い窃盗は、殺人や薬物よりも少ないという特徴がみられる。

表3

女性受刑者 罪名別 人員 (2013年~2022年)

(単位：人)

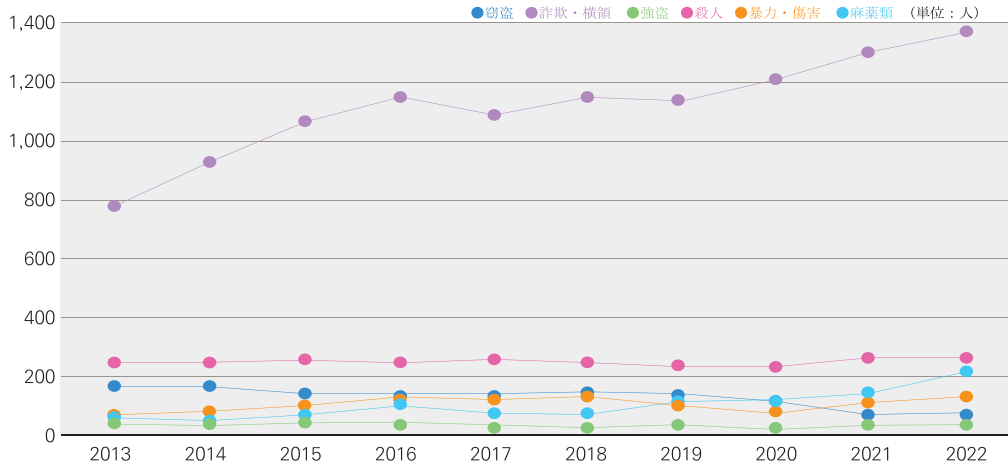
年度	分類	計	窃盗	詐欺・横領	強盗	殺人	暴力・傷害	麻薬類	過失犯	その他
2013		1,612 (100%)	164 (10.2%)	791 (49.1%)	41 (2.5%)	238 (14.8%)	65 (4.0%)	56 (3.5%)	11 (0.7%)	246 (15.3%)
2014		1,783 (100%)	167 (9.4%)	940 (52.7%)	35 (2.0%)	241 (13.5%)	78 (4.4%)	49 (2.7%)	16 (0.9%)	257 (14.4%)
2015		1,976 (100%)	140 (7.1%)	1,079 (54.6%)	42 (2.1%)	253 (12.8%)	99 (5.0%)	64 (3.2%)	19 (1.0%)	280 (14.2%)
2016		2,198 (100%)	131 (6.0%)	1,188 (54.0%)	34 (1.5%)	244 (11.1%)	114 (5.2%)	98 (4.5%)	36 (1.6%)	353 (16.1%)
2017		2,262 (100%)	124 (5.5%)	1,115 (49.3%)	27 (1.2%)	255 (11.3%)	119 (5.3%)	66 (2.9%)	45 (2.0%)	511 (22.6%)
2018		2,339 (100%)	147 (6.3%)	1,199 (51.3%)	24 (1.0%)	257 (11.0%)	129 (5.5%)	104 (4.4%)	33 (1.4%)	446 (19.1%)
2019		2,313 (100%)	142 (6.1%)	1,183 (51.1%)	37 (1.6%)	248 (10.7%)	126 (5.4%)	134 (5.8%)	48 (2.1%)	395 (17.1%)
2020		2,345 (100%)	111 (4.7%)	1,249 (53.3%)	29 (1.2%)	245 (10.4%)	109 (4.6%)	134 (5.7%)	77 (3.3%)	391 (16.7%)
2021		2,436 (100%)	90 (3.7%)	1,304 (53.6%)	32 (1.3%)	261 (10.7%)	130 (5.3%)	179 (7.4%)	79 (3.2%)	361 (14.8%)
2022		2,605 (100%)	92 (3.5%)	1,382 (53.0%)	31 (1.2%)	262 (10.0%)	151 (5.8%)	218 (8.4%)	69 (2.6%)	400 (15.4%)

18 韓国法務部矯正本部の2023矯正統計年報の女性受刑者に関する部分(78頁~82頁) <https://corrections.go.kr/corrections/1103/subview.do>。なお、日本語版の図表の作成は、韓国高麗大学法学研究院専任研究員の孫麗玉氏の協力を得た。

19 前掲注17、63頁。

図7

女性受刑者の罪名別人員の推移 (2013年～2022年)



2) 刑期

女性受刑者の刑期は、どの年代を見ても、1年以上3年以下が最も多くなっている。

表4

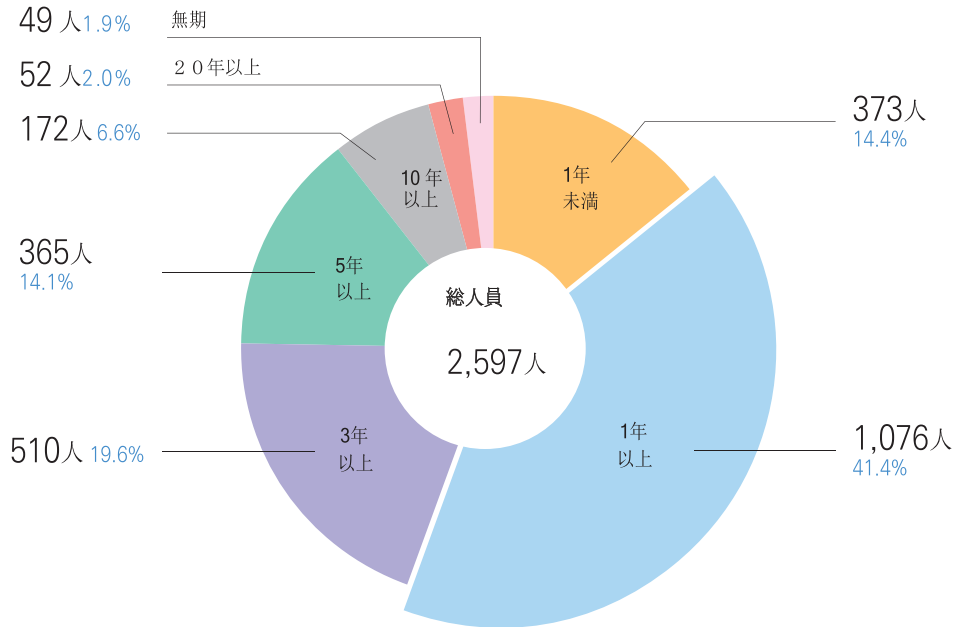
女性受刑者の刑名・刑期別状況 (2013年～2022年)

(単位：人)

区分	年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
合計		1,612	1,783	1,976	2,198	2,262	2,339	2,313	2,345	2,435	2,604
小計		1,608 (100%)	1,779 (100%)	1,975 (100%)	2,191 (100%)	2,258 (100%)	2,335 (100%)	2,307 (100%)	2,334 (100%)	2,426 (100%)	2,597 (100%)
懲役	1年未満	304 (18.9%)	352 (19.8%)	408 (20.7%)	477 (21.8%)	461 (20.4%)	436 (18.7%)	422 (18.3%)	322 (13.8%)	363 (15.0%)	373 (14.4%)
	1年以上	608 (37.8%)	681 (38.3%)	751 (38.0%)	858 (39.2%)	851 (37.7%)	900 (38.5%)	879 (38.1%)	946 (40.5%)	951 (39.2%)	1,076 (41.4%)
	3年以上	362 (22.5%)	387 (21.8%)	393 (19.9%)	421 (19.2%)	464 (20.5%)	488 (20.9%)	457 (19.8%)	491 (21.0%)	496 (20.4%)	510 (19.6%)
	5年以上	181 (11.3%)	198 (11.1%)	251 (12.7%)	259 (11.8%)	284 (12.6%)	297 (12.7%)	323 (14.0%)	334 (14.3%)	356 (14.7%)	365 (14.1%)
	10年以上	85 (5.3%)	93 (5.2%)	103 (5.2%)	106 (4.8%)	122 (5.4%)	133 (5.7%)	142 (6.2%)	154 (6.6%)	167 (6.9%)	172 (6.6%)
	20年以上	23 (1.4%)	23 (1.3%)	24 (1.2%)	23 (1.0%)	27 (1.2%)	31 (1.3%)	34 (1.5%)	38 (1.6%)	43 (1.8%)	52 (2.0%)
	無期	45 (2.8%)	45 (2.5%)	45 (2.3%)	47 (2.1%)	49 (2.2%)	50 (2.1%)	50 (2.2%)	49 (2.1%)	50 (2.1%)	49 (1.9%)
	小計		4 (100%)	4 (100%)	1 (100%)	7 (100%)	4 (100%)	4 (100%)	6 (100%)	11 (100%)	9 (100%)
禁錮	1年未満	3 (75%)	2 (50%)	1 (100%)	5 (71.4%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	3 (50.0%)	4 (36.4%)	3 (33.3%)	-
	1年以上	1 (25%)	2 (50%)	-	2 (28.6%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	3 (50.0%)	7 (63.6%)	6 (66.7%)	7 (100%)
	3年以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

図 8

女性受刑者 刑期別人員構成比 (2022年)



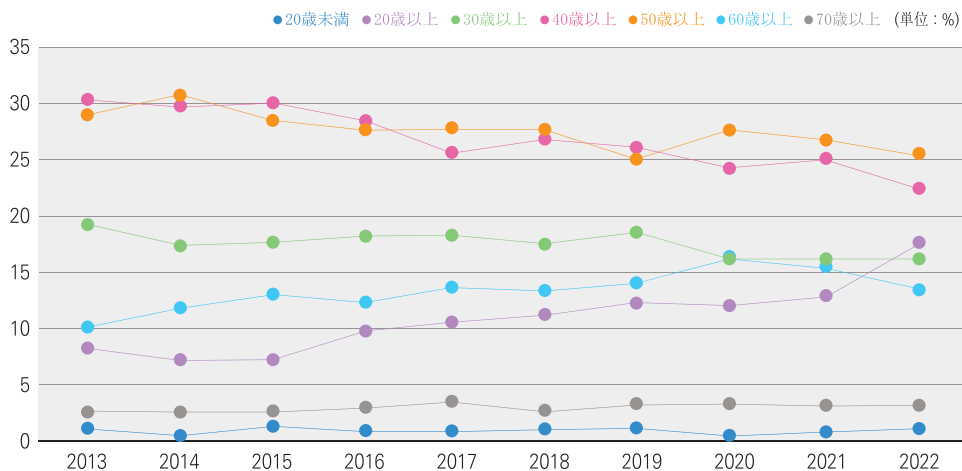
注) 禁錮刑の7人は除く

3) 年齢別

年齢別では、50歳以上や40歳以上が多くなっているが、両年代とも減少傾向がみられる。一方で、20代の増加が著しい。なお、日本のような高齢化はあまり見られない。

図 9

女性受刑者の年代別人員変動推移 (2013年~2022年)



4) 再犯者数

7割以上が初犯者である。

表5

女性の受刑者中の再犯者数 (2015年～2022年)

(単位：人)

犯数	年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
合計		1,976 (100%)	2,198 (100%)	2,262 (100%)	2,339 (100%)	2,313 (100%)	2,345 (100%)	2,436 (100%)	2,605 (100%)
初犯		1,459 (73.8%)	1,611 (73.3%)	1,617 (71.5%)	1,709 (73.1%)	1,673 (72.3%)	1,728 (73.7%)	1,762 (72.3%)	1,888 (72.5%)
再犯		287 (14.5%)	331 (15.0%)	417 (18.4%)	380 (16.2%)	381 (16.5%)	364 (15.5%)	400 (16.4%)	407 (15.6%)
三犯		80 (4.0%)	101 (4.6%)	96 (4.2%)	98 (4.2%)	114 (4.9%)	116 (4.9%)	134 (5.5%)	141 (5.4%)
四犯以上		150 (7.6%)	155 (7.1%)	132 (5.8%)	152 (6.5%)	145 (6.3%)	137 (5.8%)	140 (5.8%)	169 (6.5%)

5) 妊娠と育児

女性受刑者の妊娠出産については、毎年一定数の受刑者が存在する。なお、韓国では、生後18か月までは子どもと一緒に刑務所で過ごすことができることになっている²⁰。

表6

女性の収監者における妊婦及び育児状況 (2013年～2022年)

(単位：人)

구분	연도	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
計		23	16	20	23	30	29	19	18	21	26
妊婦		13	7	9	12	20	19	8	9	12	14
育児中の幼児		10	9	11	11	10	10	11	9	9	12

20 刑の執行および受容者の処遇に関する法律第53条1項は、「女性受刑者は自分の出産した乳児を矯正施設で育児することを申し込むことができる。この場合所長は以下の各号のいずれかに該当する事由がなければ、生後18か月になるまで許可しなければならない」と規定している。

4 家父長制的家族構造と女性犯罪

1) 殺人について

韓国の殺人についてのJonghan Seaらの調査では、韓国では、西洋文化圏と同様に、男性と女性の殺人事件は異なるシナリオを呈しており、特に、ジェンダー差は、被害者の選択、加害者の前科、犯行場所、殺人の犯行方法において見られたとする²¹。

例えば、被害者の選択については、韓国の男性殺人者は、欧米とは異なり、友人（友人、同僚など）を殺害する傾向が強いが、女性犯罪者の「加害者と被害者」の関係については、欧米の状況と一致し、家族（配偶者、パートナー、子どもなど）であることが多いとする。

ただ、その背景は、かなり異なり、韓国では、家父長制的家族構造に基づく家族関係の問題や男女不平等が、殺人を誘発する可能性があるとされている。家父長制的家族構造に基づく家族関係の問題や男女不平等により、女性はより大きなストレスを受ける傾向がある。家父長制社会では、女性は家に縛られ、家事に縛られるために、自分を犠牲にしてしまう。

その背景にあるのは、「儒教」の影響である。儒教のような、集団主義的な文化では、社会内の相互依存と重要な他者（特に家族）との調和が重視される。このような文化的傾向の中で、女性（例えば、妻、親密なパートナー）は強い束縛と依存のために家族から離れることが難しくなる可能性があり、極端な犯罪にまで発展する可能性があるとする。さらに、韓国では、刑事政策上、家庭問題を私的な問題とみなし、家族自身に委ねる傾向がある。そのため、ドメスティック・バイオレンスを受けている女性は、適切に保護されることもなく、家族との絆を断ち切る個人的な心理的力もないと言われている²²。

2) 「子どもにやさしい家族面会室」

家父長制的家族構造は、たとえ、犯罪によって家族のメンバーが刑務所に入ったとしても、そのつながりを切るべきではないと考える方向にも作用する。その一つの例が「子どもにやさしい家族面会室」の設置である²³。

21 Jonghan Sea, Donna Youngs and Sophia Tkazky, Sex Difference in Homicide: Comparing Male and Female Violent Crimes in Korea, *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*,62(11),2017,p.18. <https://doi.org/10.1177/0306624X17740555>

22 前掲注13、p.19

23 後藤弘子「韓国に学ぶ刑務所受刑者と子どもの支援：「子どもにやさしい家族面会室」を訪ねて」*刑政* 131巻4号（2020）68頁から72頁。

「子どもにやさしい家族面会室」は、セウム（2015年にソウルで設立された社団法人）²⁴が子ども支援の一環として、2016年に法務省矯正本部に、設置を働きかけ、同本部はそれを受けて2017年にセウムに対し驪州（Yeo-ju）刑務所（男性刑務所）の家族面会室を「子どもにやさしい家族面会室」にリフォームすることを認めた。さらに、2018年には、韓国にただ一つの女性刑務所である青洲（Cheong-ju）刑務所にもセウムによる「子どもにやさしい家族面会室」が設置された。現在では、すべての刑務所に同面会室が整備されている。

なお、受刑者が家族と面会することを重視している韓国では、2003年から遠隔映像接見システムが導入され、最近では、自宅のパソコンのみならず、自分のスマートフォンによる映像面会が可能である。2019年4月には、「刑の執行と収容者の処遇に関する法律」が改正され、受刑者が未成年の子どもと面会する際には、「遮蔽のない場所で面会することができる」という規定があるが、2008年から刑務所に宿泊面会室が用意されており、家族との宿泊が認められてきた²⁵。

「子どもにやさしい家族面会室」は、刑務所の中に作られた「家」で、入口は家の形になっており、家族全員でくつろぐことができる団らんスペースや子どもと遊ぶことができるコーナーやおもちゃも備え付けられている。なお、この面会室では、親が刑務所収容者用の服ではなく、私服を着ることができる²⁶。

韓国では、家父長制的差別規範が色濃いとはいえ、女性刑務所のみ「子どもにやさしい家族面会室」を作るという発想はなかったようだ。家父長制に基づく、女性を差別するという規範を有する日本の刑務所におけるジェンダー・ニュートラルな対応を進める上での参考となる。

24 セウムは、「受刑者の子どもが健康な成長、人権が尊重される社会」を作することを目的としている。具体的には、受刑者の子どもに対して、家族統合支援、奨学金支援、緊急危機支援、心理的・精神的支援、健康支援などを行っている。セウムが大切にしているのは、子どもを中心とし、子どもの権利を擁護した上で、信頼関係に基づく支援を行うことである。詳しくは、李京林「韓国における被収容者の子どもの支援」阿部恭子編著『加害者家族の子どもたちの現状と支援』（2019、現代人文社）51～55頁参照。

25 後藤・前掲注22、70頁。

26 後藤・前掲注22、71頁。

参考資料③

スウェーデンにおけるジェンダー主流化、女性犯罪者処遇、 女性被害者施策

琉球大学法科大学院 矢野恵美

はじめに

本稿では、スウェーデンにおける女性犯罪者処遇、特に受刑者処遇を中心に、それにとどまらず、ジェンダー主流化の状況や、女性被害者施策についても紹介を行う。2019年末からのコロナ禍、そして、2022年2月からのウクライナ侵攻等¹の影響により、スウェーデンに関する研究、特に矯正に関する研究は困難を極め、スウェーデンの矯正施設訪問のハードルは非常に高くなってしまった²。そのような中で、2023年に約10年ぶりに訪れたスウェーデン最大の女性刑務所の様変わりぶりには大きな衝撃を受けた。現在、スウェーデンの刑務所の最大の問題は過剰収容である。それに伴い、最大の女性刑務所であるヨーテボリのサーグフーン刑務所では、敷地内に新しい大規模施設が建築されていた。スウェーデンの刑務所では「ノーマライゼーション」の考えから「個人」を尊重し、居室に空きがなければ空くまで待機させるほど、個室処遇を徹底してきたが、サーグフーン刑務所における新施設では、一つの居室に2人が収容される可能性もあるという。そもそもここでの新設工事は10年ほど前にも話があったはずだが、その当時は、女性受刑者処遇の充実を目指すという印象であった。しかし、その後、拡張工事が終了したという話が聞こえてこない中での今回の訪問となったのだが、途中で大きく政治情勢が変化してしまった。ごく簡単に言うと、質から量に変更になったという印象だ。ス

-
- 1 ウクライナ侵攻等と関係して、スウェーデンの矯正保護庁のウェブサイト (www.kriminalvarden.se) にはスウェーデン以外の多くの国からアクセスができなくなった。既にこの状況は数年続いており、2024年になっても状況は変わっていない。矯正保護庁にも複数回問い合わせているが、見通しは全く立っていない。本稿では、スウェーデン在住者の協力を得てアクセスした。
 - 2 法務省矯正局から在スウェーデン日本大使館に出向しておられる山内さやか氏に多大なお力添えを頂いた。山内氏のご助力なしには現在のスウェーデンにおいて女性刑務所訪問は実現できなかったと思う。心より感謝申し上げる。

スウェーデンでは2000年代にも過剰収容の問題があったが、この際には電子監視装置³（スウェーデンの場合は足首に装着する。「足輪」と呼ばれている。刑期6ヵ月以下の拘禁刑の代替。）の導入等を進める等して、過剰収容を解消した。しかし、今回はそれを刑務所の新設で対応しようとしている点が大きく異なる。特に2023年になり、以下に紹介するように、スウェーデンでは刑務所の拡張に対する司法大臣の発言も増えている。今、スウェーデンの刑務所処遇は大きな岐路に立っている。

スウェーデンの刑務所処遇の変化の背景には社会情勢とそれに関係した政治情勢の変化がある。社会情勢では、例えば、ウクライナ侵攻に関して、これまでロシアとの関係から、長年NATOとは距離をとっていたフィンランドとスウェーデンが相次いでNATO加盟を申請した。このことは両国にとって、歴史的な変化であった。この時の両国の首相が女性であったことも時代の変化だったと言えよう。長年、移民、難民に寛容な政策をとってきたが、現在、いずれの国もいわゆる極右政党が台頭している。政治情勢の変化で言えば、スウェーデンの2022年の総選挙では、移民急増と治安悪化への国民の反発を背景に、極右政党であるスウェーデン民主党がなんと議会第2党に躍進している⁴。この選挙の後、スウェーデン民主党、穏健党、キリスト教民主党、自由党による「ティドー協定（Tidöavtalet）」が結ばれ、この中で厳罰化の様々な提案がなされた⁵。この流れの中で刑務所の増設、新施設における共同居室と言う大転換の事態になったのである。現在のスウェーデンの受刑者処遇、ひいては刑事政策の現状を筆者自身は「平時の刑事施策」とは言えないように感じている。しかし、この状況が一時的なものではなく、スウェーデンの「平時の刑事施策」になっていくのであれば、本当に大きな転換である。

一方で、スウェーデンでは女性受刑者の割合は増加しているものの、日本ほどの割合には至っていない。スウェーデンは元々ジェンダー平等や「女性に対する暴力」への取り組みも最先端国の1つであると言える。さらに現在は厳格な「ジェンダー主流化」政策がとられている。女性受刑者に対する処遇、そして女性被害者に対する施策等については今なお日本が学べることが多いように思われる。スウェーデンの刑事政策、被害者政策についてはジェンダーの視点や、それと関係して「女性に対する暴力」の視点を抜きに理解することはできない。しかし、これはスウェーデンに限ったことではない。刑事政策のみならず、刑事司法の分野における「ジェンダー主流化」は世界的にも言われて久し

3 条件は①何らかの雇用形態があること（就労、教育、その他の雇用。例えば、保護観察所が斡旋する社会奉仕等。）。②矯正保護庁に認められた居住施設であること（自宅を含む）。③成人の家族が同意していることである。<https://www.kriminalvarden.se/fangelse-frivard-och-hakte/fangelse/fotboja/>（2024年2月4日アクセス）

4 <https://www.newsweekjapan.jp/kimura/2022/09/post-179.php>（最終アクセス2023年12月15日）

5 *Tidöavtalet: Överenskommelse för Sverige*. ss.18-28. ティドー協定については「おわりに」で触れる。

い。日本では「ジェンダー主流化」はほとんど取り上げられておらず、政策目標にも掲げられてこなかった。しかし、2021年に京都で開催された第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 कांग्रेस）において成果文書として採択された「京都宣言」においても「ジェンダー主流化」は明記されている⁶。

そこで、本稿では、まず、スウェーデンにおけるジェンダー主流化の状況を簡単に概観し、次いでスウェーデンの矯正に関する最近の動向、統計等を事実として紹介し、その後、女性受刑者への処遇、最後に女性被害者施策について見ていきたい。

一 スウェーデンにおけるジェンダー主流化

ジェンダー主流化の概念は、世界的には1995年の第4回世界女性会議（北京女性会議）における北京宣言の中で明確化された⁷。パラグラフ19には「あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である⁸。」と書かれている。

スウェーデンにおいては⁹1980年前後にジェンダー主流化に関係する動きが大きく進み、1980年にはスウェーデン初の平等法である「職場における女性と男性の平等に関する法（1979年法律第118号）」（Lag om jämställdhet mellan kvinnor och män i arbetslivet）」が施行され、平等オンプズマン（jämställdhetsombudsmannen）が作られ、平等局（jämställdhetsnämnden）ができています。1984年には『女性と男性の平等^{10,11}』という議員による立法提案がなされ、ジェンダー主流化戦略が策定された。ここでは、教育と仕事、子どもの世話と責任、社会における影響力と社会に対する責任という3つの領域における女性と男性の機会の均等が挙げられた¹²。1994年にもジェン

6 ジェンダーの視点から見た「京都宣言」については、拙稿「ジェンダーの視点から見た京都 कांग्रेसと第4次犯罪被害者等基本計画－SDGs、ジェンダー主流化と被害者政策－」『被害者学研究』第31号61－73頁（2022年）を参照ください。

7 内閣府男女共同参画局（2011）「北欧諸国における立法過程や予算策定過程等への男女共同参画視点の導入状況等に関する調査報告書」3頁。

8 https://www.gender.go.jp/international/int_standard/int_4th_beijing/index.html（2024年1月14日アクセス）

9 前掲注7の報告書も参照させていただいた。

10 Motion1984/85:2312 *Jämställdhet mellan kvinnor och män*

11 「女性と男性」のように必ず女性を先に書くことが定着していった。

12 前掲注7 3頁。平等法（1991年法律433号）（Jämställdhetslag）となった。

ダー主流化に関する「平等政策（ジェンダー主流化政策）」が出されている¹³。ここでは、議会、経済、家庭等の意思決定における女性と男性の権力と影響力の配分に関する提案がなされ、平等法の改正、平等オンブズマンの業務拡大等が示された。2000年代に入ってから、北欧全体でジェンダー予算の導入・実践に向けた取り組みがなされている¹⁴。現在は、スウェーデン政府において、ジェンダー主流化は「特別なジェンダー平等措置と組み合わせて、ジェンダー平等政策の目標を達成するための政府の主な戦略」とされており、その定義は「全ての女性と男性、少女と少年が平等な生活を送ることができるように人々の状態に影響を与えるすべての政策においてジェンダー平等の視点を考慮に入れなければならないこと」とされている¹⁵。さらにジェンダー主流化には長期にわたる開発と変更の作業が必要であり、全ての意思決定、全てのレベル、全てのプロセスに平等の観点が含まれ、考慮される必要があることを意味するとされている。それは基本的に平等な社会を構築することであり、政府当局は性別に関係なく、全ての人に平等な条件とサービスを提供しなければならない。ジェンダー主流化の実現は正義の問題であるだけでなく、公的資金による活動の質と正確さについての問題でもあると考えられている。公的機関におけるジェンダー主流化（Jämställdhetsintegrering i statliga myndigheter：JiM）の開発プログラムは2013年に開始され、現在54の公的機関を対象としている。矯正保護庁¹⁶や犯罪被害者庁を含む刑事司法に関わる全ての組織もちろん対象となっている。統計において男女別の集計をすることもこの流れの中で提案された。例えば司法省の2013年度の予算については、矯正保護庁に対し、「矯正保護庁のクライアントの多くは男性であり、女性は少数である。矯正保護庁の業務において、クライアントのニーズがどれだけ満たされるかについて、性別が影響するようなことがあってはならない。平等政策（ジェンダー主流化政策）目標達成に向け、どのように評価事業を行っていくかについて、計画を策定しなければならない。」¹⁷等の記載があった。

2018年1月1日以来、平等局がジェンダー主流化に関する政府当局の取り組みを実施する任務を負っている¹⁸。現在は2020年から2025年の計画の実施期間中である。

13 Prop.1994/94:147 Jämställdhetspolitiken: Delad makt - delat ansvar. スウェーデン語では「平等政策」となるが、世界に共通の用語として「ジェンダー主流化政策」の訳も付した。

14 前掲注7 9頁。

15 <https://www.regeringen.se/regeringens-politik/jamstallldhet/jamstallldhetsintegrefng/>（2023年12月30日アクセス）

16 日本では法務省内に矯正局と保護局があるが、スウェーデンでは司法省から独立した矯正保護庁があり、矯正と保護は1つの組織。矯正保護庁については後述。

17 Regleringsbrev för budgetåret 2013 avseende Kriminalvården

18 <https://www.regeringen.se/regeringens-politik/jamstallldhet/jamstallldhetsintegrering-i-statliga-myndigheter---jim/>（2023年12月31日アクセス）

二 矯正保護庁と管轄¹⁹

スウェーデンでは司法省管轄ではあるものの、独立した「庁」として矯正保護庁がある。矯正保護庁では矯正と保護を扱っており、矯正と保護の間での人事異動もある。矯正保護庁は、拘置所、刑務所、保護観察及び移送を担当する。矯正保護庁の任務は刑の執行と再犯防止と位置付けられている。又、警察、検察、裁判所と協力して、犯罪を減らし、人々の安全を高めることも使命と考えられており、社会の安全を高める1つの方法は、再犯防止とされている。再犯防止のために、動機付けプログラム、治療プログラム、雇用（スウェーデンでは刑務所在所中に勤務先へ通勤する「外部通勤」が盛ん）、受刑者に不足している学校教育の提供を行っている。これらの処遇を通じて、受刑者が刑期の終了後に、以前よりも犯罪や薬物のない生活に対処できるようになることを目指しており、このことを「ベターアウト」と呼んでいる²⁰。

2022年12月末現在、拘置所33庁、刑務所46庁、保護観察所32か所となっている。2022年平均で拘置所には2,700人、刑務所には5,700人が在所していた。保護観察対象者は13,100人であった。矯正保護庁職員は約16,000人である。2024年2月現在、矯正保護庁の長官はマーティン・ホルムグレンである。2023年1月13日のスウェーデンラジオのインタビューにおいて²¹、ホルムグレン氏はスウェーデンの矯正保護庁が現代において最大の変革期にあると述べている。矯正保護庁の試算では、これまでスウェーデンが実施していた自動的仮釈放制度（刑期の3分の2が経過した際に自動的に仮釈放となる）の廃止等の改革が行われれば、2023年現在約6,000人の受刑者が、35,000人になり、スウェーデンはEUにおいて人口比率で最も受刑者割合の多い国になるという試算を出していると述べている。

三 受刑者の増加に関する現状

上記の矯正保護庁長官のインタビューも含め、2023年になってから特に、受刑者の増加とその対策については報道でも度々取り上げられるようになった。スウェーデンにおける受刑者の増加、それに伴う刑務官の過負担はかつて見たことのない状態となっている。矯正保護庁によると、ノルショーピン、カルマル、ヴァルナモの新しい施設で定員を拡大することが決定された²²。又、ストックホル

19 数字は<https://www.kriminalvarden.se/om-kriminalvarden/>（2024年1月14日アクセス）

20 <https://www.kriminalvarden.se/om-kriminalvarden/kriminalvardens-uppdrag/>（2024年1月14日アクセス）

21 <https://sverigesradio.se/avschnitt/martin-holmgren-kriminalvarden-den-storsta-forandringen-i-modern-tid>（2024年2月20日アクセス）

22 <https://www.kriminalvarden.se>（2024年1月14日アクセス）

ムとヨーテボリには新しい施設が建設されている。これらによって収容定員を950増やすとのことである²³。又、現在9,000の収容定員を2033年までの10年以内に27,000に増やす予定であるという報道、2010年代にノルウェーで導入された刑の執行待ちの行列（soningskö）²⁴も考慮されているという報道²⁵、グンナル・ストリヨンメル法務大臣が、2024年には海外に刑務所を借りる予定だと述べたという報道もある²⁶。これらはみなティドー協定とかかわりがある。

四 受刑者に関する統計²⁷

1 2022年の新入受刑者の状況²⁸

(1) 新入受刑者数の推移

2022年の新入受刑者は10,298人（2021年比+9%）で、うち女性は7%であった。29%が外国籍で、女性においては18%、男性においては29%であった。新入受刑者の41%は少なくとも過去1回の受刑歴があり、14%は保護観察のみであった。3分の1は主犯罪が薬物犯罪であった。

1975年と比較すると、新入受刑者は5%減少している。1998年と比較すると、女性は41%、男性は6%増加している。

23 <https://www.dn.se/sverige/950-nya-platser-pa-fangelser-och-hakten/>
(2023年12月1日アクセス)

24 刑務所が混んでいて入所できない受刑者の順番待ちのこと。優先順位をつけて収容した。

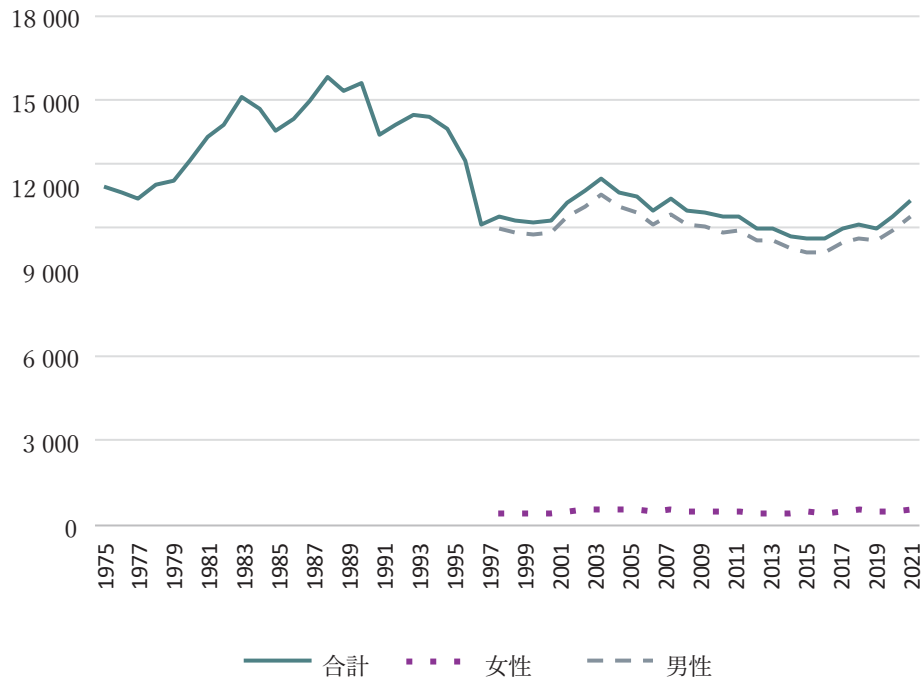
25 <https://www.dn.se/sverige/strommer-utesluter-inte-fangelseplatser-pa-fartyg/>
(2023年12月20日アクセス)

26 <https://www.dn.se/direkt/2023-12-14/regeringen-vill-hyra-fangelseplatser-utomlands/>
(2023年12月20日アクセス) 海外に刑務所を借りることはティドー協定に記されている。

27 *2022 Kriminalvård Fängelse och häkte*, s3-4.

28 2022年中に入所した全ての受刑者。Bråの統計で1975年から見るができる（受刑者の統計自体は1830年から作成されている）。統計にもジェンダー視点を入れることが求められ、1998年からは男女別の数字を見ることができる。

図1 新入受刑者（1975年～2022年）²⁹



(2) 年齢層³⁰

2022年の新入受刑者について、表1の年齢層別に見ると、男女ともに最も多い年齢層は30-49歳であった。年齢層が上がるほど女性の割合が増えるものの、最も高い年齢層に設定されているのは50歳以上であり、受刑者の高齢化の問題は生じていない。2013年と比較しても年齢構成に変化はないという。

表1 年齢層別の新入受刑者（2022年）³¹

年 齢	総 数	うち女性	うち男性	女性の割合	男性の割合
15歳-20歳	551	21	530	4%	96%
21歳-29歳	3,253	184	3,069	6%	94%
30歳-49歳	4,900	420	4,480	9%	91%
50歳以上	1,593	139	1,454	9%	91%
総 数	10,297	764	9,533	7%	93%

29 2022 Kriminalvård Fängelse och häkte, s10より転載。

30 2022 Kriminalvård Fängelse och häkte, s14-15.

31 2022 Kriminalvård Fängelse och häkte, s14より転載。

これを人口10万人当たりで見ると、男女とも21歳–29歳が最も多くなる。2021年と比較すると、15歳–20歳の層を除き、男女とも全ての年齢層で増加した。

(3) 国籍³²

2022年の新入受刑者のうち、71%がスウェーデン国籍を有しており、これは2021年と同じ割合であった。女性のうち82%、男性のうち71%がスウェーデン国籍を有していた。2018年から2021年の間にスウェーデン国籍をもつ者が増加した。

(4) 罪種³³

2022年の新入受刑者の約3分の1は薬物犯罪だった。次いで男女ともに窃盗罪となっている。

表2 新入受刑者（罪種別）（2022年）³⁴

罪種	総数	うち女性	うち男性	女性の割合	男性の割合
すべての犯罪	10,298	764	9,534	7%	93%
生命と健康に対する犯罪	1,277	79	1,198	6%	94%
窃盗罪	1,749	176	1,573	10%	90%
詐欺罪	382	32	350	8%	92%
国家に対する犯罪	316	16	300	5%	95%
交通犯罪	1,054	78	976	7%	93%
薬物犯罪	3,237	241	2,996	7%	93%
その他の犯罪	2,283	142	2,141	6%	94%

(5) 刑期³⁵

2022年の新入受刑者のうち、最も多い刑期は男女とも1月未満であった（女性の29%、男性の24%）。48月（4年）以上の刑期が男女とも最も少なかった（女性の5%、男性の7%）。

32 2022 *Kriminalvård Fängelse och häkte*, s17.

33 2022 *Kriminalvård Fängelse och häkte*, s18.

34 2022 *Kriminalvård Fängelse och häkte*, s18より転載。

35 2022 *Kriminalvård Fängelse och häkte*, s22–26.

表3 新入受刑者の刑期（2022年）³⁶

刑 期	総 数	割 合	女 性	女性の割合	男 性	男性の割合
1 月未満	2,483	24%	221	29%	2,262	24%
1 月以上 2 月未満	1,251	12%	106	14%	1,145	12%
2 月以上 6 月未満	2,026	20%	149	20%	1,877	20%
6 月以上 12 月未満	1,175	11%	81	11%	1,183	12%
12 月以上 24 月未満	1,264	12%	95	12%	1,300	14%
24 月以上 48 月未満	1,395	14%	73	10%	1,110	12%
48 月以上	696	7%	39	5%	657	7%
合 計	10,298	100%	764	100%	9,534	100%

新入受刑者について2013年と比較すると、1月未満が32%増加した。2月以上6月未満が18%減少し、48月（4年）以上が188%（454人）増加した。

2 2022年10月1日時点の受刑者の状況³⁷

10月1日時点の受刑者に関する統計は1990年から参照可能で、こちらは1997年から、男女別の推移を見ることができる。

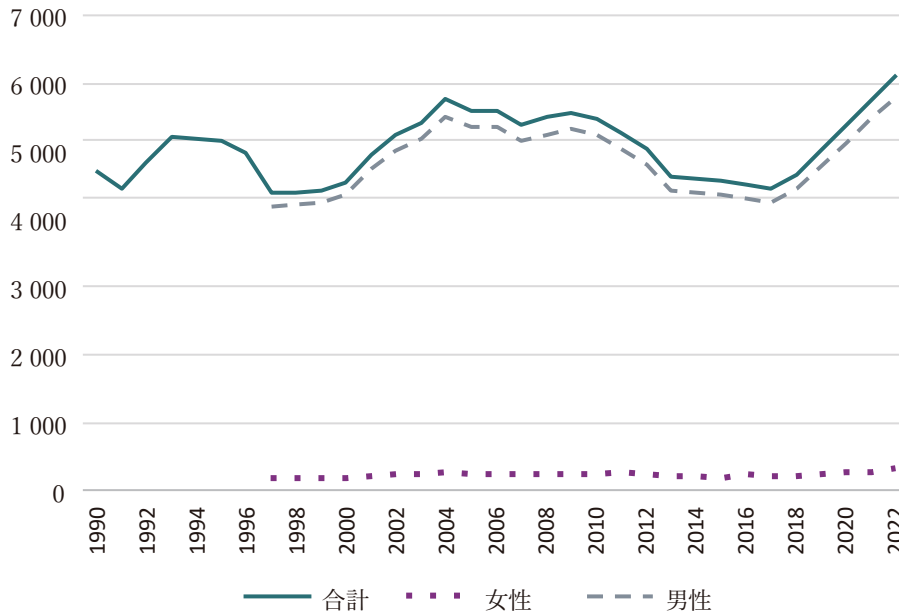
2022年10月1日時点の受刑者は6146人（2021年比+8%）で、うち女性は373人（+6%）であった。1990年と比較すると、38%増加している。1997年と比較すると、女性の数は75%、男性の数は50%増加している。各年の10月1日時点の受刑者数の増加率が、年間の新規受刑者の増加率を上回るペースで増加していることは、おそらく近年、言い渡される刑期が長期化しているためだと分析されている³⁸。

36 2022 *Kriminalvård Fängelse och häkte*, s23より転載。

37 2022年10月1日時点でいずれかの刑務所に在所が登録されていた者（10月1日までに登録が終わった新入受刑者も含まれる）

38 2022 *Kriminalvård Fängelse och häkte*, s10.

図2 10月1日時点の受刑者数（1990年—2022年）³⁹



3 年間平均受刑者数⁴⁰

2022年の年間平均受刑者数は5,119人で、うち女性は311人であった。収容率は、ここ数年上昇を続けている（2018年92%、2019年98%、2020年103%、2021年109%）。スウェーデンは過剰収容が大きな問題となっている。

4 一時外出⁴¹

2022年には延べ17,166人の一時外出が許可され、うち女性は1,398人だった。これは2021年に比べ65%増となっているが、増加はコロナがおさまったためである。一時外出をした者のうち、決められた期限内に戻らない、指定以外の場所に滞在、薬物検出等の問題があったものは5%だった。

5 逃走者数⁴²

日本の刑務所では信じられないことであるが、スウェーデンのみならず、北欧においては刑務所からの逃走は多い。スウェーデンにおける2022年の逃走者数は186人で、施設外への通勤等、施設外

39 2022 *Kriminalvård Fängelse och häkte*, s11より転載。

40 2022 *Kriminalvård Fängelse och häkte*, s11年間平均受刑者数は毎月受刑者の数をカウントしその1年分の平均である。現在の計算方法は2018年に変更されている。

41 2022 *Kriminalvård Fängelse och häkte*, s12。

42 2022 *Kriminalvård Fängelse och häkte*, s13

にいる際に逃走したケースが半数で、残りの半数は刑務所からの逃走である。刑務所からの逃走は全て警備クラスの最も低いクラス3の施設（開放刑務所）からとなっている。刑務所からの逃走は2021年の62人から93人に増加した(+50%)。少し古いデータとなるが北欧5か国の逃走者数を挙げておく。

表4 逃走者数（2013年－2017年）⁴³

		2013	2014	2015	2016	2017
デンマーク	年間平均受刑者数	4,205	3,949	3,581	3,536	3,599
	逃走者数（開放刑務所）	68	61	55	55	68
	逃走者数（閉鎖刑務所）	7	11	2	1	1
フィンランド	年間平均受刑者数	3,024	2,929	2,859	2,917	2,821
	逃走者数（開放刑務所）	60	39	42	55	63
	逃走者数（閉鎖刑務所）	5	7	2	4	5
アイスランド	年間平均受刑者数	179	182	175	143	157
	逃走者数（開放刑務所）				2	
	逃走者数（閉鎖刑務所）					1
ノルウェー	年間平均受刑者数	3,787	3,859	3,927	4,035	3,827
	逃走者数（開放刑務所）	60	73	71	49	36
	逃走者数（閉鎖刑務所）	9	3	4	1	4
スウェーデン	年間平均受刑者数	5,909	5,749	5,664	5,640	5,714
	逃走者数（開放刑務所）	17	13	13	15	24
	逃走者数（閉鎖刑務所）	1	6			2

6 刑務官の負担

スウェーデンにおける刑務官は、必ずしも日本ほどマルチタスクではなく、例えば、教育等は外部講師が担当している部分が多い。それでも2012年頃には受刑者と刑務官の割合は1:1程度であった。それが過剰収容により、負担が増加しており、刑務官の増員と質の向上が叫ばれている。

2017年のデータでは受刑者（拘置所含む）100人当たりの刑務官の数はデンマーク89人、フィンランド75人、アイスランド89人、ノルウェー102人、スウェーデン124人であった⁴⁴。日本は2022年段階でおよそ42人⁴⁵であり、北欧に比べると依然として負担が大きい。さらに職務内容が上記のようにマルチタスクであり、大変な能力をもっている。北欧の数字を見ると日本の感覚とは隔たりが大きい

43 Nordisk Statistik För kriminalvården i Danmark, Finland, Island, Norge och Sverige 2013-2017, ss. 31-33より作成

44 Nordisk Statistik För kriminalvården i Danmark, Finland, Island, Norge och Sverige 2013-2017, s45-47.

45 2022年末矯正統計年報及び法務省発表の刑務官数から試算した。

いと感じる。

7 人口10万人当たりの受刑者数

日本と北欧は長らく人口10万人当たりの受刑者数が世界で最も少ない国々である。確かに、北欧諸国の割合が少ない背景には平均刑期の短さも影響していた。しかし、再入率の低さも言われてきた。現在、スウェーデンでは刑期が長くなってきているものの、それでもまだこの割合は低い。少し古いデータになるが2016年のOECD諸国における人口10万人当たりの受刑者数では、人数の少ない方から7か国に北欧5か国、日本、オランダがランクインしている。最少はアイスランド、日本はそれに次いで2位、スウェーデンは3位である⁴⁶。アメリカが飛び抜けて多く、OECD以外ではロシアが多いが、ロシアについてはウクライナ侵略で受刑者を解放したので、現在は数字が変わっていると思われる。

しかし、二、三で述べたように今後のスウェーデンの動向は大きく変動する可能性があり、注視していく必要がある。

8 2022年の拘置所の被収容者の状況

2022年10月1日段階の被収容者は2,680人（2021年比+9%）で、うち13%が刑の一部を拘置所で受刑する「執行事例」（verkställighetsfall）であった。執行事例の人数は刑務所の空きに左右される。受刑者に合致した警備クラスの刑務所に空きがない場合には待機期間が長くなる。受刑者の増加により執行事例の人数は増加している。

五 女性受刑者処遇⁴⁷

1 女性刑務所

スウェーデンの刑務所は保安レベルによって警備クラス1から3に分類される。最重警備であるクラス1の女性刑務所はない。最軽警備のクラス3は開放刑務所である。受刑者は基本的に、クラス1か2に入所し、受刑者の状況に応じてクラス3に移送され、そこから出所となる。同じ敷地内にクラス2と3の施設を持っている場合は同敷地内で移動する。現在女性刑務所は6か所ある。

46 https://www.oecd-ilibrary.org/sites/soc_glance-2016-29-en/index.html?itemId=/content/component/soc_glance-2016-29-en（2024年1月10日アクセス）

47 拙稿「海外における女性受刑者処遇の状況」『女たちの21世紀』80号（2014年）22-26頁、「海外における女子受刑者処遇の状況」『法律のひろば』平成25年8月号（2013年）30-36頁を加筆修正した部分もある。

(1) Färingsö刑務所

警備クラス2の収容定員39人、警備クラス3の定員16人。

(2) Ringsjön刑務所

警備クラス3。収容定員約40人。

(3) Hinseberg刑務所

最大の女性刑務所。警備クラス2。収容定員122人。

(4) Sagsjön刑務所

警備クラス2の収容定員14人、警備クラス3の定員9人。ここに現在大規模な新施設が建設されている。

(5) Ljustadalen刑務所

警備クラス3。収容定員30人。

(6) Ystad刑務所

警備クラス2。収容定員76人。

2 受刑者数の推移

スウェーデンでは1970年代には女性受刑者は150人程度であった。それが増加していき、2000年代からは200人から300人程度で推移していた。2000年代から女性受刑者に注目が集まるようになり、2008年には国会の司法委員会から女性受刑者に関する報告が出された⁴⁸。2004年には111%を記録した女性受刑者の収容率も、2012年12月には89%となっている。2013年3月時点で女子受刑者の割合は全体の6.7%であった。2022年10月1日時点で女性受刑者の割合は約6%のままであるが、前述のように女性受刑者の収容率が再び100%を超えた。

女性受刑者の割合は世界的に見ると2000年から約60%増加しており、急上昇していると言える⁴⁹。2021年のデータでは全体の6.9%であり、ヨーロッパの平均は5.9%であった。女性受刑者の増加について、ロンドン大学の犯罪政策研究所（ICPR）の世界刑務所研究プログラムディレクターキャサリン・ハード氏は「世界中で刑務所に入れられた女性と少女の数が、わずか20年間でこれほど劇的に増加し、男性受刑者の増加率をはるかに上回っていることは非常に憂慮すべきことだ。貧困、構造的な不平等、薬物戦争の失敗が主要な根本要因となっており、先進国でも後進国でも同様に大幅な増加

48 2008/09:RFR9

49 女性受刑者のデータについてはhttps://www.prisonstudies.org/sites/default/files/resources/downloads/world_female_imprisonment_list_5th_edition.pdf (2024年1月14日アクセス)

が見られる。より多くの女性を長期間刑務所に入れても、社会的不正義には何の解決にもならず、受刑者、その家族、地域社会にさらなる被害をもたらすだけだ。」と述べている⁵⁰。

3 VINNプログラム：女性のためのモチベーションプログラム⁵¹

日本では、受刑者処遇については様々な議論がされ、確実に発展を遂げてきた。しかし、それは主として男性受刑者処遇を念頭に置いたものであり、女性受刑者処遇は例外的なものとして扱われてきた側面がある。その最大の要因は、女性受刑者の受刑者全体に占める割合が低いこと、即ち数の点で圧倒的に少ないことがあったと思われる。それでもこれまで、女性受刑者に関し、各専門誌で特集が組まれたこともあり⁵²、特に実際の処遇に携わる女性刑務所の刑務官の間で女性受刑者の特性（例えば性的虐待経験を持つ者が多い等）は現場レベルで実感されてきた。しかし、女性受刑者の特性・ニーズを客観的に特定、組織的に共有した上で、あるべき女性受刑者処遇を考えるとところまでは至っていなかったように思われる。

しかし、2012年頃から、「女性受刑者」「女性刑務所」は高い注目を集めるようになってきた。2012年7月20日に犯罪対策閣僚会議において決定された「再犯防止に向けた総合対策」では、再犯防止のための重点施策の中に、「女性特有の問題に着目した指導及び支援」が挙げられ⁵³、2013年（平成25年）版の犯罪白書では特集の1つが「女子の犯罪・非行」となった。また、この間に、堂本暁子元千葉県知事を委員長とする「女子刑務所のあり方研究委員会」が立ち上がり⁵⁴、筆者もメンバーの1人として、参加させて頂いている。そして2014年、法務省内では、女性職員の育成、過剰収容対策、運営体制の整備、女性受刑者の特性に応じた処遇の充実を図ること等を内容とした「マーガレット・アクション」が策定された⁵⁵。「女子刑務所のあり方研究委員会」の働きかけを契機に「女子施設地域

50 <https://www.icpr.org.uk/news-events/2022/world-female-prison-population-60-2000>
(2023年12月30日アクセス)

51 VINNプログラムについてはHinseberg刑務所、Sagsjön刑務所（2回）、ノルウェーにおけるプログラム開発者へのインタビューによる。

52 「特集 女性職員の育成」『刑政』第129巻第10号（2018年）、「特集 女子刑務所のあり方を考える」『刑政』第125巻第2号（2014年）、「女子受刑者の処遇に関する研究について」『刑政』第123巻第5号（2012年）、「特集 女子をめぐる諸問題」『犯罪と非行』第166巻（2010年）、「特集 女子犯罪」『刑政』第120巻第4号（2009年）、「論説 女性の犯罪」『罪と罰』第44巻第3号（2007年）等の他、平成25年版、平成4年版犯罪白書等がある。

53 平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」10頁。

54 この活動は書籍にもなっている。堂本暁子・名執雅子『声なき女性たちの訴え 女子刑務所からみる日本社会』小学館集英社プロダクション（2021年）

55 西田博「矯正運営の課題『女子刑務所問題』」『罪と罰』第51巻4号（2014年）4頁。

支援モデル事業」が全国へと広がった。摂食障害受刑者にも注目が集まり、北九州医療刑務所女区のみならず⁵⁶、東日本成人矯正医療センター等でも本格的な取り組みが行われている。現在では例えば札幌刑務支所における薬物依存症者に対する取り組みも進んでいる。この間、2018年には女性初の矯正局長（名執雅子氏⁵⁷）も誕生した。日本でも女性処遇は前進している。ちなみに、京都宣言には刑事司法におけるジェンダー主流化の1つとして、「法執行機関の及びその他の刑事司法機関のすべてのレベルにおいて、ジェンダー平等を達成」すると明記されている。そしてこれは2030年までに達成することが誓われている⁵⁸。

しかし、日本の特別改善指導には、現在も、男性のみを対象とした暴力団離脱指導（R2）、性犯罪再犯防止指導（R3）はあるものの、女性受刑者に特化した指導は限定的である。一般改善指導においては各施設で様々な取り組みが行われ、母親教育もその1つであろう。一般改善指導は裁量が大きく、各施設でかなり深い取り組みがなされており、一般改善指導には一般改善指導の非常に良い部分がある。しかし、日本でも女性受刑者に特有の背景とニーズがあること、日本は女性受刑者の割合が世界的に見ても高くなっていることからすると、女性の生き方に注目したプログラムには意味があるように思う。以下では、北欧で15年以上実施されている女性のためのプログラム（VINNプログラム）について紹介したい⁵⁹。

（1）プログラムの背景

本プログラムは、2009年にノルウェーのトルン・ヒョイダールとマルナ・ストルクセンによって開発された。現在は2012年バージョンが使用されている。本プログラムの開発は、犯罪をする女性は、性的搾取をされていることを含め、男性と共に生活していることが多く、経済的に「底をつく」のに時間がかかること、ある意味、孤立していないため、社会的支援につながりにくく、又、刑事司法手続の中でも、ダイバートされてしまうことが多いこと、そのため、最終的に刑務所にたどりついた時には問題性が相当こじれてしまっていること、彼女達を更生させるには男性と同じプログラムで

56 北九州医療刑務所については瀧井正人『続・摂食障害という生き方—医療刑務所から見えてくるもの—』中外医学社（2016年）、拙稿「受刑者なのか患者なのか：医療と刑罰の間」『刑政』第126巻第7号（2015年）14-25頁も参照ください。

57 名執雅子『矯正という仕事 女性初の法務省矯正局長37年間の軌跡』小学館集英社プロダクション（2021年）。名執氏には女子少年院である青葉少年院長の経験もあり著書もある。中森彦郎・名執雅子『よみがえれ少年院の少女たち—青葉女子学園の表現教育24年』かもがわ出版（2008年）

58 前掲拙稿「ジェンダーの視点から見た京都コンGRESと第4次犯罪被害者等基本計画—SDGs、ジェンダー主流化と被害者政策—」『被害者学研究』第31号65頁（2022年）。

59 例えば前掲拙稿「海外における女性受刑者処遇の状況」『女たちの21世紀』80号（2014年）22-26頁

はだめで、「生き方」を考え直すプログラムが必要だという考えから作られた。女性が人生を変え、より質の高い人生を送るための選択ができるようにする動機付けを目指すプログラムとして作成された。「VINN」は英語の「win」のことであり、このプログラムによって自分に打ち勝つことを意味する。本プログラムの開発理由、実施理由は日本においても大いに共感できるものであり、女性受刑者の特徴にも合致すると思われる。

その他の刑務所で実施されている多くのプログラム同様、認知行動療法に基づいており、社会のロールモデルを示すため⁶⁰、男女1名ずつの刑務官がプログラムリーダーとなる。本プログラムの参加者には依存症のパートナーをもつ者、パートナー間でDVがある者が多い。2023年時点ではグループ（5から7人）の他、個人で行う場合もあるという。スウェーデンではスウェーデン語版のテキストが使われているが、これも2012年版の翻訳が使用されている。プログラムリーダー用のテキスト2種類（マニュアルA、マニュアルB）と、参加者用のテキスト（マニュアルC）がある。参加者用のテキストはイラストが多く、それらを見て感想を述べたり、ワークを行ったりしていく。次の回までに考えておくこと、練習すること等が課されているが、難しすぎない、負担にならないような内容になっている。13のテーマについて、週に2、3回、全22回から25回で行う⁶¹。

（2）プログラムの内容

テーマ1 お互いを知る

ここでは受講者同士でシェアできる内容を話す。安全なグループワークのためには何が必要かを話し合う。

テーマ2 アイデンティティ

ここでは自身のアイデンティティについて話す。自身の良い所、他人からの評価、自尊心について考える。

テーマ3 コミュニケーション

受講者にはコミュニケーションに問題がある者が多いので非常に重要なテーマとなる。コミュニケーションの種類、そしてコミュニケーション不足について学ぶ。

テーマ4 犯罪

自身の犯罪について話す。犯罪の引き金となったこと、犯罪をして得られたもの等について話し

60 男性しかいない、女性しかいない社会はないため、男女をリーダーにすることが多い。特に価値観にかかわるプログラムを男性のみ、女性のみで行うと価値観が偏ってしまう危険がある。

61 施設ごと、国ごと、時期ごとによって多少異なるように思われる。

合う。

テーマ5 変化と選択

これまでと刑期終了後（数年後）の自分の人生において何がどれくらいの割合を占めているかを考える。「選択」の間違い、選択肢のなさは女性受刑者にとって大きな問題の一つと考えられている。

テーマ6 経済

受講者には窃盗経験者も多い。通常の生活にかかる費用、収入と支出のバランス等について考えていく。

テーマ7 濫用と依存

アルコールや薬物の濫用と依存について、自分のライフヒストリーの中の出来事と併せて振り返る。濫用と依存のある生活とない生活についても考える。

テーマ8 セクシュアリティと愛

思春期から振り返る。

テーマ9 悲しみ（グリーフ）と喪失

受講者には喪失を忘れるために薬を使ってきた者も多い。悲しみや喪失と共に生きる方法を学ぶ。

テーマ10 怒り

自分の怒りのメカニズムを知り、問題にならない表現方法を学ぶ。

テーマ11 暴力

自分が目撃した暴力に始まり、他人にふるった暴力、被害にあった暴力等を順次話させていく。暴力の被害について相談できる人がいるかも確認する。今後、暴力的な場面に遭遇したときの対処方法を学ぶ。

テーマ12 ボーダー（境界）

自分と他人の境界について学び、自分に制限を課している物や人について考える。

テーマ13 ネットワークと人間関係

人間関係を重要な人、重要でない人、関係はあるが関係を断ちたい人に分け、今後の人間関係について考える。今後どうなりたいかを考えさせ、人間関係は変われることを学ぶ。

クロージング

プログラムを振り返り、今後の人生について考える。受刑者はプログラムを受講してみてどうだったかをプログラムリーダーにフィードバックする。

このほか、プログラムの開始前後、テーマ4と5の間、テーマ11と12の間に個別カウンセリングを実施する。

本プログラムでは女性受刑者の多くが味わう人生における様々な課題について、自身を振り返ると共に、他の受講者の話も聴きながら、トラブルへの対処方法や社会的なスキルを身に付けさせ、出所後の新しい生き方につなげていくことを目指している。受刑者には自尊心の低い者も多いため、最終的にポジティブな方向につなげていることが印象深い。

六 女性被害者に対する施策⁶²

スウェーデンの被害者対策は90年代後半までは世界的に見て特に進んでいたわけではなかったように思われる。1998年に600頁余に及ぶ政府報告書『犯罪被害者一何がなされてきたか、何がなされるべきか⁶³』が出された頃からスウェーデンの被害者対策は大きく進んだように思う。この報告書は過去10年間のスウェーデンにおける被害者対策の集大成であり、この10年がスウェーデンの被害者対策、個々の施策が最初に発展を遂げた時期である。以下に紹介する政策、施策もこの時期のものである。この報告書で評価されたことはその後、益々発展し、提言されたことは実現していった⁶⁴。

1 犯罪被害者庁 (Brottsoffermyndigheten : BrOM)

スウェーデンにおける犯罪被害者に対する国による対策の中でも、最も重要なものは、犯罪被害者庁であろう。犯罪被害者庁には100人近い専従スタッフ（法曹実務家、研究者を多く含む）が勤務している。女性被害者だけのための機関ではないが、性犯罪、DV、児童虐待の被害者にも力を入れており、スウェーデンにおける2017年の性犯罪規定改正の際には広報を担い、大きな成果をあげた。又、被害にあった子ども達のために、年齢層別の資料を掲載する等、様々な情報がウェブサイトに掲載されている。特に幼稚園の子ども達への資料が豊富である。

62 拙稿「スウェーデンにおける国による被害者対策と「女性に対する暴力」への対策」『被害者学研究』第22号（2012年）67-82頁に加筆修正を行った。

63 SOU1998:40 *Brottsoffer Vad har gjorts? Vad bör göras?*

64 スウェーデンとノルウェーの犯罪被害者政策については日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会『ノルウェー・スウェーデン 犯罪被害者支援制度に関する 調査報告書 ～犯罪被害者庁(被害者支援に特化した国家機関)を中心に～』(2015年)も詳しい。その他、齋藤実「北欧における犯罪被疑者庁について—ノルウェーの市民庁・犯罪被害者支援政策を中心として」『自由と正義』第64巻第12号29—33頁等。

(1) 設立の経緯⁶⁵

犯罪被害者庁は、犯罪被害者の問題を専門に扱う機関として、1994年7月1日に法務省の中の独立した省として設立され、ストックホルムから北へ約600kmに位置するウメオに移った。独立する前はストックホルムにある司法省の中の犯罪被害委員会が、犯罪被害補償金の手続を担当していた。後述するように犯罪被害者庁の活動の1つに、犯罪被害者基金の管理があるが、犯罪被害者庁設立と同時に、犯罪被害者基金が設立された。ウメオ大学犯罪被害者学科とも連携し、ウメオはスウェーデンにおける犯罪被害者問題の中心地となっている。初代事務局長はブリエッタ・ビエツレ（女性）である。2005年からは2代目の事務局長マルガレータ・ベルグストロム（女性）、2012年からは3代目の事務局長アンニカ・エシュテル（女性）、2021年からは アンデシュ・アレンシエル（男性）がその任に当たっている。スウェーデンでは組織の長も女性が非常に多い。

(2) 活動内容

犯罪被害者庁の活動の柱は、設立当初の①国による犯罪被害の補償（「犯罪被害法（1978年法律第413号）」に基づく犯罪被害補償金の支払）、②犯罪被害者基金の管理、③犯罪被害者に関する情報の収集・伝達の3つであるとされていたが、現在は②として加害者への求償が加わり4本柱となっている。

①国による犯罪被害の補償⁶⁶（「犯罪被害法」に基づく犯罪被害補償金の支払）

これは、犯罪被害者に対する国による金銭的補償である。財源は税金である。それまで司法省犯罪被害委員会の管轄であった犯罪被害法の執行（被害者への金銭的補償）は、犯罪被害者庁の管轄となった。スウェーデンは附帯私訴制度をとっているため、被害に遭ったことを警察に届け、捜査がなされ、公訴が提起され、刑事裁判が行われると、通常その法廷で損害賠償についても言い渡される。損害賠償は、本来加害者によって支払われるべきものなので、スウェーデンでも、加害者が特定されている場合には、まず加害者による賠償が検討される。しかし、日本でもそうであるように、加害者に資力のないことも多く、その場合、被害者は損害賠償の金額だけは勝ち取ったとしても、実際には一切金

65 被害者庁設立の経緯等については、細井洋子・矢野恵美「福祉国家スウェーデンと犯罪」『東洋大学社会学部紀要』第37巻第1号（1999年）5-72頁、拙稿「スウェーデンにおける被害者政策の発展」『被害者学研究』第11号（2001年）67-69頁等も参照ください。

66 国家による被害者への補償制度の歴史は古く、この制度を備えている国も多い。日本の犯罪被害者等給付金制度設立の際にも議論になっている。犯罪被害基金についてはアメリカ等でも実施されており、決して導入不可能ではないのではないかと。

銭を受け取ることができない場合も多い。そこで、スウェーデンでは、加害者に全く、もしくは部分的にしか支払能力がない場合には、まず、何らかの保険で損害をカバーできないかを調べる。それもできない場合には、犯罪被害補償金が検討される。捜査の結果、加害者が特定できない場合には、その時点で犯罪被害補償金の申請ができる。犯罪被害補償金は、身体的、精神的被害を中心に支払われ、経済面については限定されている。

スウェーデンには「家庭保険」と呼ばれる非常に広範な保険制度が普及しており、これに加入していると、犯罪に関しても補償を受けられることが多い。とりわけ、財産犯はこれでカバーできることが多いのが非常に優れた点である。保険を受け取るためには警察への通報が必要になるため、財産犯の通報率が高い。

犯罪被害補償金を受け取るためにも、犯罪被害者はその被害を、警察に届けていることが条件となる。申し込みは犯罪被害者庁の特定の用紙によって行う。手続は全て無料である。申請は犯罪発生後、捜査が打ち切られた場合はその時点、又は判決確定後2年以内になさなければならない。犯罪被害補償金に関する判断は、犯罪被害者庁で独立して行われ、裁判結果には拘束されない。このため、捜査の後、不起訴となった事件でも請求ができることも大きな特徴である。

性犯罪等の場合、女性の行動（所謂「被害者の落ち度」）は減額理由とならない。但し、ここで出された結果に不満があっても、上訴はできない。

犯罪被害補償金は、第一義的に、「個人的損害」について支払われる。これは主に身体的、精神的被害で、例えば、身体的被害に対する治療費、カウンセリングなどの利用、収入の減少分、障がいなどについても計上される。救急の疾患や痛みにも支払われる。被害にあった際に身につけていた衣類、メガネなどはこれに含まれるが、この他の財産的被害については支払われない。こちらは家庭保険の領域となる。

犯罪被害者庁設立後の最初の1年間では、約4,200万クローナが犯罪被害補償金として支払われた。2022年には、犯罪被害補償金の裁定件数は1万383件、総額1億1,768万4,417クローナ（約17億1,000万円⁶⁷）で前年より20%増加し、1件当たりの平均は2万7,677クローナであった。増額の背景には2021年7月1日に施行された改正損害賠償法があると分析されている。1件当たりの平均処理時間は62日で、2021年と比較して12日の短縮となった⁶⁸。日本では犯罪被害者等給付金の金額を上げる改正が行われており、2022年には14億8,447万円が支払われている⁶⁹。遺族給付金については、一定の

67 1クローナ14.5円で換算。以下同じ。

68 *Brottsoffermyndighetenårsredovisning2022*. ss.10-16.

69 <https://www.npa.go.jp/higaisya/kyuhu/pdf/hankyu-saisin.pdf>（2024年1月14日アクセス）

生計維持関係遺族がいる場合には872.1万円～2964.5万円、それ以外は320万円～1,210万円、重傷病給付金は上限1,200万円、障がい給付金は重度の障がいが残った場合には1,056万円～3,974.4万円、それ以外は18万円～1,269.6万円となっている⁷⁰。スウェーデンの犯罪被害者補償金はこれに比べるとかなり安い。これは、「通常の生活ができなくなった」場合には、社会福祉の分野でカバーされるので、これはあくまでも精神面を含む犯罪の直接的な被害に対しての金額である点が日本とは根本的に異なっている。これはスウェーデンでは刑事政策が社会政策と密接に関わってくることによるものである。スウェーデンの消費税は25%と非常に高い（但し、書籍や公共交通は6%等、費目による違いも設けている）。しかし、高い税金が確実に自分達の暮らしに戻ってくるのであれば国民は文句を言わない。

日本は現在、犯罪被害者給付金増額が大きな議論となっている。2023年6月の犯罪被害者等施策推進会議で、給付金額を大幅に引き上げる方針が決定された⁷¹。立て替え制度や犯罪被害者庁の導入を求める声も多い。日本が今まさしく考えなくてはならない問題の1つではないだろうか⁷²。

②加害者への求償⁷³

犯罪被害補償金の最も重要な点は、被害者に、加害者と一切交渉をさせない点である。算定が済むと、補償金は直ちに国から被害者に支払われる。加害者の返済能力についての調査、返済計画などは犯罪被害者庁の中にある部署が行う。取り立ては「強制執行庁」が行う。

加害者への求償について、犯罪被害者庁は、個々の被害者への救済はもちろんだが、同時に、各加害者に責任を自覚させること、さらには、犯罪者自身がその犯罪に対して責任を負うべきだという社会からの明確なシグナルになると考えている。又、犯罪によって生じた損害に責任を負うことは、犯罪者の更生の一環としても役立つと考えられている。これらの理念は日本においても非常に重要だと

70 日本の場合、加害者に資力がない場合、被害者は勝てるとわかっていても、結局は裁判費用や弁護士費用を自分で支払った上に、損害賠償金は全く受け取れないことが予想されるため、民事裁判を起こすことすら断念せざるを得ないケースも多い。又、犯罪被害者等給付金は、財産犯には適用がなく、数回の改正があったものの、家族間の犯罪は減額されたり、不支給であったりする可能性がある等、適用可能範囲が限定されている等、問題点も多い。これらの問題点は、スウェーデンでは対策が講じられている。日本ではまだまだ犯罪被害者は損ばかりさせられていると言える。

71 https://www.yomiuri.co.jp/national/20230606-OYT1T50113/#google_vignette
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE054Q70V00C23A6000000/>
(2023年12月30日アクセス)

72 齋藤実「北欧における犯罪被害者政策」『被害者学研究』29号（2019年）86－97頁等。

73 *Brottsoffermyndighetenårsredovisning2022*. ss.17.

思われる。

2022年には犯罪被害補償金で支出した50%が回収されている。国がこのために使う労力との兼ね合いを考えるとこの数字は決して高くはないのかもしれないが、上記の理念を考えるのであれば実施も考慮されるべきではないだろうか。

③犯罪被害者基金の管理

犯罪被害者基金の財源は、法定刑に拘禁刑が含まれる犯罪について有罪判決を受けた者から1判決につき800クローナ（約11,600円）、電子監視を言い渡された者から1日50クローナ、最大で6,000クローナを徴収するほか、一般からの寄付金により賄われている。

大きな特徴としては、この基金は、犯罪被害者本人にではなく、犯罪被害者の状況の改善を目指す活動をする研究者、NGO、公共機関、民間機関等への補助金に使われることである。補助金の使途は現在、研究、教育、インフォメーション・マテリアルの作成、研究開発、活動支援の5分野に分けられている。4月1日、10月1日の年2回の申請が可能で、2011年秋からは電子申請も可能になっている。被害者の支援に携わるNPOは、この犯罪被害基金や、社会庁からの補助金、各自治体からの補助金、一般からの寄付等によって運営されている。毎年申請を行わなければならないが、もし受けられなくなると、支援活動が行えなくなるため、各団体にとっては負担であると言われている。しかし、この制度の存在自体が大きな意味をもっていることは間違いがない。設立当初からの1年間では約550万クローナが配分された。現在では年間で約3,000万クローナ（4億3,500万円）が配分されている。

日本では2022年の裁判確定人員のうち有罪になった者は200,181人であった⁷⁴。仮に、有罪判決が確定した者1人につき10,000円を徴収すると、約20億円の資金を得ることができ、犯罪被害者に関わる活動に補助金として交付することが可能になる。日本の被害者支援NGOの多くが抱えている最大の問題は経済面であることを考えると、検討の余地はあるのではないだろうか。犯罪被害者の中にはこのような財源のお金はもらいたくないという方がいるが、研究者や支援団体であれば受け取りやすく、むしろ加害者の財産が使用されるのは適切であるように思われる。

④犯罪被害者支援に関する情報の収集・伝達

犯罪被害者庁は、犯罪被害者のみならず、専門家、一般社会に対し、犯罪被害者支援に関する情報を提供している。具体的には、刑事司法に関して、専門家、NGO、ヘルスケアスタッフや社会サー

74 令和5年版犯罪白書43頁より算出。

ビスのためのセミナーや研修の手配を行っている。

犯罪被害者支援に関する様々なファイル（色々な資料が収められている）やリーフレットの作成もしており、これらは様々な言語のヴァージョンがある。毎年、報告書の作成も行っている。現在、最も基本的なリーフレットは、スウェーデン語、英語以外に12か国語（フィンランド語、アラビア語、ボスニア語、クロアチア語、セルビア語、フランス語、ペルシャ語、ロマ語、ソマリア語、スペイン語、トルコ語、ドイツ語）のヴァージョンがある。

又、被害者のみならず、裁判所における証人のサポートにも力を入れている。証人サポートは1999年に3都市においてパイロットプロジェクトとして始まったが、現在は裁判所と協力して、全国の裁判所で実施されている。裁判所で、被害者や証人を支援する活動をする人々への研修も行っている。これは「司法学校（裁判学校）」というタイトルで様々な教材が作成されている。

犯罪被害者庁は、様々なミッションを課せられており、女性に対する暴力に関して、知識の向上、対策や活動の発展という使命も受けており、2011年から2014年の間に、女性に対する暴力に関する活動には4,200万クローナの予算がつけられていた。これは、女性に対する暴力、名誉にかかわる暴力⁷⁵、同性愛者間の暴力、性的目的の売買春、人身売買を防止しようとする政府の動きの一端をなしていた。

2017年の性犯罪規定改正の際には政府から依頼を受け、インフルエンサーを起用し、国中に広報を行った。『自由意思によってセックスは常に自発的なものであり、そうでなければ犯罪。ティーンエイジャーは限界がどこまでか知ってる？あなたは知ってる？』と言う冊子を作成し、2017年に性交同意年齢となる全ての子どもの保護者に冊子を送った⁷⁶。これは現在も、ウェブサイト上に「任意によるセックス」というコーナーとして残っており、「性的同意」についてクイズ形式で理解していくコーナー等もある。

この他にもウェブサイト上に様々なコーナーが設けられている⁷⁷。「犯罪被害者ガイド」を作成して

75 北欧諸国では、移民を多く受け入れていることから、自国民ではなく、移民による名誉殺人等の犯罪が多発しており、大きな問題となっている。移民後、自国では許されても、移民先の国では犯罪である行為（女性に対する暴力等）をやめないということも、移民に不寛容な政策につながってしまっているように思われる。

76 2017年性犯罪規定改正については、拙稿「刑事法におけるジェンダー平等—強姦罪から不同意性交等罪へ—」『ジェンダーと法』第20号（2023年）79—94頁、「スウェーデンにおける2018年性犯罪規定改正の背景」『ジェンダーと法』第18号（2021年）121—137頁、「スウェーデン刑法における性犯罪規定の変遷」樋口亮介・深町晋也編著『性犯罪規定の比較法研究』成文堂（2020年）575—629頁を参照ください。

77 *Brottsoffermyndighetenårsredovisning2022. ss.27*

おり、犯罪の種類や、年齢、法的手続の段階ごとに情報を掲載している。これは被害者にとっての情報一元化の重要性から始まっている。2022年には1万7,000以上のアクセスがあった。「黙ってはいけない」のコーナーではヘイトクライムの被害者や、被害にあった人々と接した場合の情報とアドバイスを掲載している。2022年には9万弱のアクセスがあった。「私は知りたい」のコーナーは子どもの被害者のためのコーナーで、4歳から17歳までの子どもを年齢層に分けて資料提供している。子どもに対しては「子どもの権利」(子どもの権利条約から来ている)が解説されている点も重要である。特に、幼稚園の子ども達に向けた資料が絵本を含め非常に充実していることが注目される。さらに教師に向けての活動にも力を入れており、ウェブサイト、ソーシャルメディア、講演会等を通じて教材の宣伝を行っている。

(3) 評価

犯罪被害者庁の設立から10年たった2004年に、政府から指名された司法関係者、被害者学者、被害者援助団体等から成る委員会によって、犯罪被害者庁を総括する報告書『犯罪被害者庁の検討⁷⁸』が公表された。この報告書では、犯罪被害者庁と犯罪被害者基金について検討がなされており、これらの必要性は前提として認めた上で、将来の犯罪被害者に関する分野で、犯罪被害者庁が犯罪被害者のためにどのような役割を果たすべきかが論じられた。犯罪被害者基金については、その必要性が増し、応募も増えた。そのため、提出される書類や、資金援助に関する精査が必要となったため、今後について議論されることとなった。犯罪被害者庁が社会における犯罪被害者問題の調整役をすること、DVに関する特別な調整機関を犯罪被害者庁内に設立するべきではないこと（この分野は後述する女性の安全のための国立センターで担われている）、犯罪被害補償金に関する活動は拡大すること、犯罪被害補償金を増額するべきこと、犯罪被害者庁は犯罪被害者の情報や知識のためのセンターであるべきこと等が提案された。これらの提案は現在実践されている。

2 「女性に対する暴力」と犯罪被害者対策

スウェーデンの被害者対策については、「女性に対する暴力」の問題を抜きにして考えることはできない。現在、スウェーデンで被害者のための対策と考えられるものの多くは、「女性に対する暴力」という言葉が定着していたかどうかは別として、元々は女性被害者のために作られたものである。その最大のものは「被害者弁護士」制度であろう。

78 SOU2004:61 *En översyn av Brottsoffermyndigheten*

(1) 「被害者弁護人」制度（被害者弁護人法1988年法律第 609号）

被害者弁護人は被害者のための国選弁護人で、被害者の財力による制限は一切ない。1984年の性犯罪規定の改正に伴って、個人的支援を必要とする被害者のための制度として、まず、「被害者のための支援者」が司法手続法第20章第15条に規定された。当初、被害者弁護人はこの支援者の一部であった。この制定に先立つ1981年12月22日の国会の決定により⁷⁹、当時の司法大臣に法律扶助に関する委員会の招集が命じられ、1982年2月、法律扶助委員会ができ、1984年11月には追加の任務が課された⁸⁰。当該委員会は、法律家、地方裁判所所長・裁判官、国会議員、オンブズマン、検事総長、検察官、弁護士、サイコセラピスト等によって構成され、1984年と1985年に法律扶助に関する2つの報告書を出した⁸¹。その後、刑事司法手続の過程における女性の性犯罪被害者の状況の深刻さが注目され、1986年に『被害者弁護人⁸²』という最終報告書が出された。この結果、1988年に、被害者弁護人法という独立した法律が成立し、ここに、「被害者には、捜査と裁判の間、国費による特別な支援（被害者弁護人）を受ける権利がある」と認められた。当然ながら当初は被害者弁護人をつけてもらえる犯罪は、性犯罪のみ、中でも深刻な性犯罪のみが対象であった⁸³。それが、その重要性が広く認められるに至り、1991年には全ての性犯罪へ、1994年には「法定刑に拘禁刑のある刑法上の犯罪」へ、2001年には「法定刑に拘禁刑のある犯罪」へと拡大していった（被害者弁護人法第1条第3項改正）。この他、女性が、別れたパートナーからのつきまといに苦しむ状況に注目して作られた接触禁止法⁸⁴（旧訪問禁止法⁸⁵）、1995年の国連の北京女性会議に関連して、まさしく「女性に対する暴力」に着目した「女性の安全法」、その中の刑法におけるDV罪の創設などがある。そして、「女性に対する暴力」に注目した国の機関が、以下の「女性の安全のための国立センター」（旧「国立女性センター」）である。

79 Dir 1981 : 75

80 Dir 1984 : 43

81 SOU 1984: 66 *Den allmänna riilshjalpen*, SOU 1985: 4 *Rättshjälp*.

82 SOU 1986: 49 *Målsägandebitråde*.

83 スウェーデンの現行刑法は1965年に施行された。当時のスウェーデンのレイプ罪（第6章第1条）は2017年改正前の日本の刑法第177条とほぼ同じ形の条文で、加害者は男性、被害者は女性に限定されていた。1984年の性犯罪条文全面改正の際に、この性別による制限は廃止されたが、1986年の犯罪被害者弁護人法に関する法律では、加害者に「彼」、被害者には「彼女」という代名詞が使われており、条文上のジェンダー・ニュートラル化の問題と、現実の被害の問題は異なることを示唆していた。

84 Lag (1988:688) om kontaktförbud

85 Lagen (1988:688) om besöksförbud

(2) 国立女性センター (Rikskvinnocentrum : RKC)

1993年の「女性に対する暴力委員会」は1994年3月に中間報告書『レイプや虐待を受けた女性のためのセンター⁸⁶』を公表した。この報告書を受け、ウプサラにあるウプサラ大学の一角にスウェーデン初の女性のためのワンストップセンターである「国立女性センター」政府とウプサラ県議会の共同で設立された。設立当初の任務はウプサラ県からのものとして、ウプサラ県内のクライアントのための活動、政府からのものとして、国家的観点に立った教育と研究の2つであった。

本センターは、当時は、DVを含む性犯罪・暴力犯罪の被害者である女性のための、女性のみによる医療センターとして主に機能し、24時間体制で、電話相談、急患受付、他の科への紹介、カウンセリング等を行っていた。又、被害者の気持ち（例えば、性犯罪の被害に遭ったことを他人に知られたくない）を慮り、電話相談のみならず、診療も匿名で受けられるようになっていた。

2004年に国立女性センターの再構築について検討した『新しい国立知識・情報センター⁸⁷』という政府報告書が公表され、本センターには、医療施設であると同時に、女性被害者に関する知識・情報を統括する国家機関としての任務が加えられることとなった。犯罪被害者庁が被害者全体についてのリソースセンターの役割を担っているのに対し、本センターは女性被害者に特化して、国としての医療の提供のみならず、「女性に対する暴力」に関する知識について医学面（身体、精神）を中心に総合的に提供してきた。

2008年5月1日から、国立女性センターは、リソースセンター部門と、クリニック部門（女性の安全ユニットKvinnofridsenheten）、電話相談（女性の安全ライン Kvinnofridslinjenを含む）に分割された。クリニックでは、暴力、脅迫、性的虐待の被害にあった女性を受け入れている。

(3) 女性の安全のための国立センター (National Centrum for Kvinnofrid: NCK)

2011年に、国立女性センターのリソース部門は、「女性の安全のための国立センター」に名称変更となった⁸⁸。女性の安全のための国立センターは、女性に対する暴力に関して、国レベルで意識を高めること、暴力の被害にあった女性のためのケアの方法を開発することを任務としていた。具体的には、手法の発展、情報の提供、教育、知識の編纂、研究であった。

又、同センターは関係専門家（地方及び国レベルの衛生学、医学関係者、助産師等）に対して積極的に研修等も実施している。初代センター所長は、国立女性センターの初代所長であったグン・ヘイ

86 SOU 1994:56 *Ett centrum för kvinnor som våldtagits och misshandlats : delbetänkande.*

87 SOU2004:117 *Nytt nationellt kunskapscentrum.*

88 SFS2010:1782

マル教授（医師、女性）であった。

現在は、①男性による女性への暴力、②名誉に関する暴力と弾圧、③同性関係における暴力の3点に対する国民の意識を高めることが政府からの任務となっている。又、暴力にさらされている女性に支援を提供するという任務も負っている。2023年からは政府に代わって、パイロットプロジェクトとして男性向けサポートラインとトランスジェンダー向けサポートラインを運営している。看護師、ソーシャルワーカー、医師、心理師、講師、トレーナー、コミュニケーター、アドミニストレーター、プロジェクトマネージャー、調査員、研究者、その他専門家等の約50名が勤務している⁸⁹。

3 DV罪の創設⁹⁰

(1) DV罪の創設

スウェーデンでは、女性に対する暴力への対応に力を入れ、その代表的暴力であるDVの「継続性」に着目した新しい犯罪類型の創設に正面から取り組んだ。それが1998年の女性の安全法（1998年法律第393号）で創設された「女性の安全に対する重大な侵害罪（以下「DV罪」という。）」である。

「1993年女性に対する暴力委員会」が指名され⁹¹、1995年に報告書『女性の安全⁹²』が公表され、それを受けて1998年／99年法案第55号「女性の安全⁹³」が出され、1998年に法改正がなされ、施行（一部1999年）された。1995年の国連北京女性会議、女性に対する暴力の撤廃に関する宣言の動きと連動して、「親密圏における、男性から女性への暴力」に照準を当てたものである。スウェーデンでは1984年に条文のジェンダー・ニュートラル化が行われ、例えば性犯罪について、それまでは日本の強姦罪（2017年改正前の刑法第177条）同様、男性から女性への性交を最も重い犯罪類型としていたが（刑法第6章第1条）、男性も被害者になりうることとなった。しかし、DV罪では、あえて「親密圏における、男性から女性への暴力」という形で性別を特定した条文を設けた。「女性の安全法」は包括的な法律で、これによって刑法やその他の法律を改正するというものであり、「女性の安全法」という独立した法律が存在するわけではないが、この「女性の安全法」の動きの一環として刑法改正

89 <https://www.nck.uu.se/om-nck/>（2024年2月21日アクセス）

90 スウェーデンのDV施策については、拙稿「親密圏における暴力の犯罪化の意義と困難さの克服方法に関する一考察（1）」『琉大法学』第104号（2021年）39-56頁、「スウェーデン—女性の安全法からDV加害者更生プログラムへ—」岩井宜子編『ファミリー・バイオレンス【第2版】』尚学社（2010年）294-315頁等も参照ください。

91 スウェーデンでは法改正等を議論する際に、まず〇〇年〇〇委員会といった形で専門委員会が指名され、政府報告書を作成、それが政府で審議され法案が出されるという流れが一般的である。

92 SOU1995:60 *Kvinnofrid*.

93 Prop. 1997/98:55 *Kvinnofrid*.

がなされ、そこで刑法第4章第4条 a 第2項に DV 罪 (grov-kvinnofridkränkning) を新設した⁹⁴。現在の条文は、下記のようになっている。

刑法第4章第4条 a

親しい関係にある、又はあった者に対して、第3章 (生命と健康に対する罪)、第4章 (自由と平穩に対する罪)、第6章 (性犯罪) もしくは第12章 (器物損壊罪)、接近禁止命令に関する法律 (1988年法律第688号) 第24条に基づく侵害行為を繰り返し行い、その者の完全性を侵害し、よって自尊心を著しく傷つけた場合には、重大な安全に対する侵害犯として6月以上6年以下の拘禁刑が科される。

2 婚姻している、又は婚姻していた、同棲している、又は同棲していた男性が女性に対し、第3章 (生命と健康に対する罪)、第4章 (自由と平穩に対する罪)、第6章 (性犯罪) もしくは第12章 (器物損壊罪)、接近禁止命令に関する法律 (1988年法律第688号) 第24条に基づく侵害行為を繰り返し行い、その者の完全性を侵害し、よって自尊心を著しく傷つけた場合には、重大な女性の安全に対する侵害犯として6月以上6年以下の拘禁刑が科される。

本条は第1項で児童虐待、その他の親族内暴力、デートDV、女性から男性に対するDV、同性パートナー間DVを捕捉しており、第2項で男性から女性へのDVのみを捕捉している (DV罪)。基本的な構成要件、法定刑が同じで第1項のみでも問題ない所を、あえて第2項に「女性に対する暴力」に特化した条文を置いた点が特徴となっている。

(2) 「オペレーション女性の安全」

DV罪は、スウェーデンは「女性に対する暴力」を許さないという国の方針を示す「シンボル立法 (メッセージ立法)」となっている。このDV罪創設の際には、「オペレーション女性の安全」というキャンペーンが繰り広げられた。上記の1995年に報告書『女性の安全』を出した「1993年女性に対する暴力委員会」の提案により、1996年1月「オペレーション女性の安全」が開始された。1997年10月にはストックホルム郡の地下鉄、通勤電車、バスに「女性に対する暴力は可視化されなければならない」というポスターが2週間に渡って貼られた⁹⁵。1999年5月には1997年と同様のポスター掲示がされた。「女性に対する暴力は犯罪」が掲示されると共に男性ロールモデルが起用され、社会への認知度は80%に上ったという。

94 従来、この「grov」という言葉は、基本となる犯罪類型があって、その加重類型につけられたものである。本条は、基本の類型がなく、いきなり加重犯が新設された。

95 Prop. 1997/98:55 *Kvinnofrid* s12, s62.

(3) DVと子ども

DVと子どもに関しては、刑法第4章第3条第2項に面前DV罪が創設され、2021年7月1日から施行されている。加害者と被害者の双方の親族、又は親族であった子どもがその行為（殺人、傷害、暴行、脅迫、性犯罪、器物損壊等、各罪の未遂を含む）を目撃した場合、児童保護違反罪として2年以下の拘禁刑に処せられる。施行から2年で警察への通報は約18,000件、うち起訴は1,381件だった⁹⁶。

子どもに関しては、1999年に児童のための特別代理人法⁹⁷（1999年法律第997号）が作られている。

児童のための特別代理人法

第1条 法定刑に拘禁刑を含む犯罪が18歳未満の者に対してなされた場合、以下に該当する場合、児童のための特別代理人（児童国選弁護士）が任命されるものとする。

1. 保護権者が当該犯罪の被疑者になりうる場合、又は
2. 保護権者が当該犯罪の被疑者になりうる者との関係に基づいて、当該児童の権利を擁護することができない場合がありうると思料される場合。

（2項省略）

(4) DV罪創設と矯正への影響

DV罪の創設により、刑務所には「DV罪」といういわゆる「タグ」のついた受刑者が入所してくるようになった。それにより、DVをした者に特化したプログラムも行われるようになった。

DVに特化したIDAPプログラム（Integrated Domestic Abuse Programme）が2004年から試行開始された。2006年からは保護観察、刑務所共通のプログラムとして実施された。しかし、2012年の再犯率はIDAP受講者15%、非受講者が19%、2016年にはIDAP受講者24%となり、公開されている効果検証研究には方法論に問題があると指摘されてはいるものの、それでもプログラムの効果が低すぎると結論付けられ、段階的に廃止になっている。現在は、親族間の暴力全般に関係するプログラムに移行していつているようである。2017年からはRVP（Relationsvåldsprogrammet：関係性暴力プログラム）、2020年からはPredovプログラム（Preventing Domestic Violence）が利用されている。

96 <https://www.svt.se/nyheter/lokalt/ost/dubbelt-sa-manga-an-forvantat-18000-anmalda-barnfridsbrott-sen-nya-lagen>（2024年2月21日アクセス）

97 Lag (1999:997) om särskild företrädare för barn

スウェーデンの刑務所では、受刑者は極力、外の社会と同じようにさせるという強い意識がある（ノーマライゼーション）。そこでは立会なしの面会や宿泊面会が普通であった。しかしDV罪受刑者はプログラムを受講しない限り家族への接触が制限され、架電、面会、宿泊面会等も制限された。当初は刑務官に理由が理解されなかったが、DVは他の暴力とは違うという認識が共有されるようになった（加害者が被害者をコントロールする）。そして、刑務官に關係修復だけがゴールではないという認識が共有された。

おわりに—ティドー協定とスウェーデン刑事政策のこれからと日本—

本稿では、スウェーデンにおける女性犯罪者処遇、特に受刑者処遇を中心に、それにとどまらず、ジェンダー主流化の状況や、女性被害者施策について見てきた。しかし、2022年以降、スウェーデンの刑事政策は大転換期を迎えており、今後の変化の方向を注視する必要がある。

スウェーデンの刑事政策が大転換期を迎えるきっかけとなったのが、「はじめに」で触れたティドー協定であると思われる。ティドー協定は、2022年に民主党、穏健党、キリスト教民主党、自由党が連立与党を組むにあたり、策定した政府の方針である。本協定名はヴェステルオースにあるティドー城の会議室で作られたことに由来する。本協定書には、犯罪対策に関する部分がある⁹⁸。ここでは、矯正保護庁に関して5つの項目が記載されている。①矯正保護サービスの大幅な拡大：例えば刑務所の大幅な定員増大が求められており、拡大に向けての試算が要求されている。費用対効果の改善、コストカットが求められ、ここから出てきたのが共同居室である。②移送：スウェーデン国籍を持たない者は有罪判決が出る前でも特にEU域内の第三国に強制送還できるようにする。③逃亡の犯罪化：本稿で記載したように、北欧諸国では矯正施設からの逃亡が多い。この逃亡自体を犯罪化することが求められている（日本では既に犯罪）。④矯正施設から外出の権利の制限の導入：原則として、ギャング犯罪（行為者がギャングに属している場合。ギャング犯罪は刑罰を2倍にすることも提案されている。）については休暇が与えられなくなる。又、被害者への配慮が求められるようになり、被害者が日頃滞在する場所の近くには一時帰宅できなくなる。又、監視なしの一時帰宅（基本的に一時帰宅に監視はなかった。携帯電話を持たされる。）の可能性が制限される。⑤他国の矯正施設の借用。定員不足になった場合や、国外退去させられる受刑者のために他国の刑事施設の借用を恒常的に検討する。

これらの中には日本から見ると当たり前のものもあるが、単独居室の原則や、逃亡を罰しない等、

98 *Tidöavtalet: Överenskommelse för Sverige*. ss.18-28.ここで挙げたものの他にも刑罰に関する厳罰方向の提案が複数ある。

受刑者の人権を尊重する「スウェーデンらしい刑事施策」の根幹をなしていた部分もある。前述したように、EUで最も受刑者率が高くなる可能性も示唆されており、「スウェーデンらしさ」を失うかもしれない刑事政策の行方を注視していかなければならない。とは言え、現時点では、ジェンダーの視点の導入等において、学ぶべき点は多数ある。

最後に日本について考えてみる。1995年の北京女性会議において、国の政策全体における「ジェンダー主流化」が言われるようになって久しい。そもそも日本は1985年には女性差別撤廃条約に批准しており、ジェンダー平等や「女性に対する暴力」にも取り組むことになっている。しかし、各国のジェンダー平等の状況を示す「ジェンダー・ギャップ指数」では2023年に過去最低の125位と言う数字をたたき出している。これはジェンダー・ギャップ指数をはかる教育、健康、政治、経済の4つの指標のうち、特に政治と経済の順位があまりに低いことに由来する。そしてこのことは犯罪者処遇、被害者施策にも大きな影響を与えることになる。

まず、政治分野への女性の参画の少なさは、女性問題への関心の低さにつながり、女性犯罪者への処遇や、「女性に対する暴力」の被害者を含む女性の被害者への施策への関心の低さにもつながりやすい。実際には既に少数者になって久しい専業主婦家庭のイメージから脱却できず、家事育児介護を女性に任せることを前提とした施策にもつながりやすい。その結果、女性は働いていれば、仕事も家事も育児も介護もこなさなければならず、又、そもそも専業主婦であれば収入がないため、相変わらず女性の経済的自立は難しく、男女間の経済格差が広がるという悪循環に陥っている。そんな中で、実際に貧困であったり、不安を抱えていたりする女性、特に高齢女性が万引きをし、その女性達が刑務所に多数収容されるという世界的に見ても異常な事態が発生している⁹⁹。

又、DV罪がないので、DVで加害者が処罰されること、それによって更生プログラムを受講することもなく、相変わらずDV対策では被害者が逃げるのが前提となっている。そのため、生活基盤を失い、仕事をしている場合には辞めなくてはならなくなることも多く、女性被害者の経済的自立も難しい。男女間の経済格差は女性受刑者が経済的に自立し、社会復帰をすることの難しさにも直結する。折角、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(2022年法律第52号)ができたものの、相変わらず買春者を処罰する法律はなく、ここでも男性に性的な搾取を受けながら犯罪と縁を切れない女性を生み出し続けている。唯一2023年に性犯罪規定が大幅に改正されたことで、地位の違いを利用したり、長期の虐待で無力化した女性への性犯罪加害者に刑事罰が課されるようになることに期待したい。

99 日本の女性刑務所問題については拙稿「日本の女性刑務所が抱える問題について考える」『慶應法学』第37号(2017年)107-124頁等も参照ください。

社会がこのような状況であるので、日本では受刑者処遇と「ジェンダー」という言葉の結びつきもあまり一般的ではなかった。しかし、女性受刑者本人達の被害者性が高く（虐待、性犯罪、DV等）、これはいわゆる「女性に対する暴力」問題の表れであることは現場の刑務官の間では既に長年共有されてきていると聞いている。刑務所は社会の縮図、社会の鏡であるので、刑務所の中における受刑者処遇についても、ジェンダー不平等や、女性に対する暴力の視点に配慮する必要があるといえる。

しかし、これまでは女性受刑者の実態に関する大規模なデータもなかったため、女性受刑者処遇へのジェンダー視点も見落とされがちであった。今回、大規模な調査が実施され、分析がなされたことで、これまで現場で共有されてきたこと、日本がきちんと立ち向かわなければならないことが明白になった。

なお、男性受刑者の処遇においても、性犯罪やDV等の「女性に対する暴力」に関する犯罪をした者の処遇にはジェンダーの視点が不可欠であるし、社会生活に関する指導においてもそのような配慮が必要となる¹⁰⁰。

既に日本においても、女性受刑者処遇においては様々な取り組みが始まっているが、京都宣言を基に、刑事司法にも「ジェンダー主流化」を明確に導入し、「女性に対する暴力」の視点も取り入れた特有のプログラムの導入も進めてもらえたらと願う。一方で、無意識のうちに「性別役割分担意識」が入り込んでしまい、「母親教育」だけを行ったり、読み聞かせプログラムを女性にだけ行ったり¹⁰¹することはやめ、優れた教育やプログラムは男性にも行うようになることに期待する。このためには刑務官へのジェンダー教育も不可欠であろう。

被害者施策についても、犯罪被害者給付金の「女性に対する暴力」の被害者への手厚い給付、DV被害者が逃げなくて良い施策（加害者を罰し、更生プログラムを強制できるシステムを作る）、そして何より、性犯罪被害者を中心とした被害者への国選弁護人制度¹⁰²の導入等も進むことを願う。

100 男性刑務官、男性受刑者とジェンダー問題については、拙稿「ジェンダーの視点から見た刑務所—男性刑務官の執務環境とセクシャル・マイノリティ受刑者の処遇」山元一・只野雅人・蟻川恒正・中林暁生編『憲法の普遍性と歴史性 辻村みよ子先生古稀記念論集』日本評論社（2019年）357-386頁、「ジェンダーの視点から見た刑事政策」『法学セミナー』737号（2016年）30-37頁、「スウェーデンにおけるジェンダーの視点から見た受刑者処遇」『犯罪と非行』第176号153-176頁（2013年）等も参照ください。

101 美祢社会復帰促進センターで行われている「絆プログラム」は非常に優れたプログラムであるが、本プログラムが基にしたイギリスのプログラムは父親向けのものであった。「受刑者を親にもつ子ども」については拙稿「受刑者を親にもつ子ども（拘禁者を親にもつ子ども）への刑務所の対応—ジェンダーの視点を加味して考える」後藤弘子他編集代表『女性犯罪研究の新たな展開 岩井宜子先生傘寿・安部哲夫先生古稀記念論文集』尚学社（2023年）195-220頁、矢野恵美・齋藤実「受刑者を親にもつ子どもたちのための冊子づくり」『刑政』134巻4号（2023年）110-117頁等を参照ください。

102 現在議論が進んでいる。

ジェンダー主流化は刑事司法に携わる人々にもかかわっている。まず刑事司法に携わる人々の女性の割合も増やす必要がある。又、ここ10年以上、矯正の世界では女性刑務官の執務環境が問題となってきた。日本の刑務官はマルチタスクであるにもかかわらず、日本の刑務所は事故が著しく少なく、日本の刑務官の業務遂行力の水準は非常に高いと感じている。そうであればこそ、男性刑務官を含む、ワークライフバランスの視点も入れた執務環境の更なる改善、それを達成するための幹部を含めた研修も必要なのではないだろうか。

今回、女性受刑者に関する大規模な調査が行われ、分析されたことを契機に、ジェンダー先進国のスウェーデンの知見を取り入れ、日本の刑事政策、被害者政策が一層の発展を遂げることを願って本稿を閉じたい。

令和 6 年 3 月 印 刷

令和 6 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関1-1-1

編集兼
発行人 法務総合研究所

印刷所 株式会社キタジマ
